

序 章

我が国では、経済の発展と生活水準の高度化が進むとともに、高等教育が普及し、今や人口当たりの大学数は世界有数のレベルとなった。しかしその発展があまりにも急であったために、すべての大学が教育、研究のレベルで十分な水準に達しているとはいえないが、大学の教育や研究の質を正当に評価することは、高等教育と学術研究という特殊な責務を担う機関であるため、外部の一般人には非常に困難である。

一方、大学には学術研究の自由が保障されており、公的権力が評価という形でその内容や人事に介入することは許されない。そのため大学の質のレベルの維持・向上を担保する仕組みの一つとして、1999年からはすべての大学に自己点検・評価の実施と公表が義務化され、さらには第三者評価を受けることが努力義務とされた。

本学は、日本の数ある大学の中では使命と機能においてはっきりとした特色を持つ大学である。すなわち、キリスト教主義を明確に打ち出していること、ごく最近までキリスト教神学の研究と教育を唯一の使命としてきたこと、現在でもキリスト教神学の研究教育と社会福祉・臨床心理の専門教育という相接近した二つの使命のみを追及する大学であること、またそれに加えて、日本の大学の中ではもっとも小規模の大学の一つであること、などである。

自己点検・評価については、すべての大学が当然取り組むべきこととして、本学としても数年前から検討してきたが、上記のように、小規模で、しかもはっきりとした特色を持つ大学であるため、どのような見地から取り組むべきか、慎重に考慮を重ねてきた。しかし小規模ではあり、特殊な大学ではあるが、国から多額な公的援助を受け、またルーテル派2教会を始めとする民間からの多大な献金、寄附金に支えられつつ運営している大学として、自己点検・評価を行い、その結果を広く公表することは、本学のような性格の大学としてはとりわけ重要な責務であることを全学一致で確認し、1993年度には「自己評価委員会」を設置して取り組みを始めた。2002年度には、それまでの自己点検・評価の結果を「自己評価報告書」として取りまとめ、ホームページ上で公開し、また希望者には文書で配布した。

2003年度からは、この活動を本格化し、学内の各学科、大学院、研究所ごとに自己点検、評価活動を精力的に進めてきた。

このような自己点検・評価活動が進む一方、学内では、本学の使命を果たすうえで、これまで取り組んできた神学と社会福祉の研究と教育のみで、現代社会の複雑化し、高度化した社会の問題に対応できているのかとの反省から、可及的速やかに学部臨床心理学科を、また大学院の博士前期課程に臨床心理学専攻を新たに開設することに意志決定し、2003年度後半から、その準備が本格的に始まった。それに加えて2004年4月には、大学院に社会福祉学専攻の博士後期課程が新たに開設されるなど、本学は重要な変化の時期にあり、学科、大学院、研究所それぞれに、それまでの自己点検・評価の結果を再検討する必要が生

じた。

そのため大学基準協会とも相談のうえ、加盟判定審査の申し込みを一旦取り下げ、2004年度に新たに申請することになった。

この報告書は、2003年度末にその時点までの各学科、大学院、研究所の自己点検・評価の結果をまとめた報告書案をもとに、あらためてそれぞれの部門ごとに新たな視点で自己点検・評価を行った結果をとりまとめたものである。

いうまでもなく、自己点検・評価の意義は、報告書の作成にあるのではなく、自己点検・評価のプロセスそのものにある。この報告書作成の過程において、本学の教員、職員はそれぞれの立場から積極的に発言し、また他者の意見に真摯に耳を傾け、自己を、そして自己の所属する部門について点検、評価をし、本学の将来ビジョンを共有することができた。今後は、このような自己点検・評価を定期的に行い、本学の教育、研究の質のさらなる向上を図ることが必要であると考えている。

第1章 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

第1節 大学の理念・目的

本学の母体となったルーテル教会は、キリスト教の福音宣教だけでなく、教育や社会福祉事業にも熱心に取り組んできたことが特徴であり、日本各地に多くの教育機関や社会福祉施設を生み出してきた。ルーテル学院大学の歴史は今から100年近く前、20世紀初頭にまで遡ることができる。1909年、本学の前身となる「路帖神学校」が、熊本市にあった宣教師館で誕生した。路帖神学校は、ルーテル教会の牧師や指導者を養成することを目的とした小さな学校であった。その後の本学の歩みは、この目的を実現するための発展にほかならない。大学の発展の歴史は、具体的には次の年表に示す通りである。

[本学の歩み]

- 1909年 路帖神学校開校（熊本市）
 - 1921年 九州学院神学部（熊本市）
 - 1925年 日本ルーテル神学専門学校（東京）
 - 1950年 日本ルーテル神学校（東京）（日本福音ルーテル教会）
 - 1953年 日本ルーテル教団神学院（東京）（日本ルーテル教団）
 - 1964年 4年制の日本ルーテル神学大学（神学部神学科）と、2年制の日本ルーテル神学校に改編（東京都中野区）
 - 1969年 同大学、同神学校、東京都三鷹市（現在地）に移転
 - 1976年 神学部神学科にキリスト教社会福祉コース開設
 - 1987年 神学部を文学部（神学科定員5名と社会福祉学科定員30名）に改組
 - 1992年 定員増（神学科10名、社会福祉学科60名）
 - 1994年 神学科を神学専修・キリスト教と文化・キリスト教とカウンセリングの3コースへ改組
 - 1996年 ルーテル学院大学に名称変更
 - 2000年 定員増（神学科編入学定員を10名設定、社会福祉学科入学定員80名）
 - 2001年 大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程入学定員10名を開設
 - 2004年 大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程入学定員3名を開設
 - 2005年 学部を総合人間学部へ名称変更し、神学科を、キリスト教学科入学定員10名と臨床心理学科入学定員30名へ改組し、また社会福祉学科の入学定員を60名と変更する予定
- 大学院を総合人間学研究科へ名称変更し、臨床心理学専攻修士課程入学定員10名を開設予定

本学が大学としての歩みを始めたのは、既述のように学校法人日本ルーテル神学大学となった 1964 年からであるが、多くの変遷を経てはいるものの、本学の使命は、1909 年の路帖神学校開校以来変わることなく堅持されている。

本学の理念・目的については、2001 年に理事会において、あらためて決議された「本学の使命」に明記されており、本学の建学以来の理念が次のように掲げられている。

“本学の使命（ミッション）は、「一人ひとりを大切にする教育」を通じて、「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成することである。

1. ここでいう「本学」とは、学校法人ルーテル学院を指す。本学を構成する、ルーテル学院大学、同大学院、日本ルーテル神学校は、その設立の精神と社会的使命とを共有し、共通の課題を担っている。

2. 本学は、日本福音ルーテル教会と日本ルーテル教団とを設立母体とするミッション・スクールであり、常に両教会と協力しつつ、その使命を果たすために全力を尽くす。教会と本学とはその直接的使命を異にするとはいえ、相互の理解・協力関係があって初めて本学はその使命を達成することができる。

3. この使命を達成するために、本学はそれぞれの専門分野における高度の知識と技能を提供するだけでなく、チャペルでの礼拝を中心とするキャンパス共同体の中で「一人ひとりを大切にする生き方」を形成するように努める。

4. この使命を効果的に達成するために、本学は、両教会のみならず、各個教会、卒業生、後援会、その他、本学と関係する諸団体と常に密接な意思疎通に努める。

5. 本学を構成する各人は、本学のこの使命を認識し、一致してその使命の達成に努める。

2001 年 12 月 18 日理事会決議

大学教育の目的は、人の学問的・人格的な成長を支えることであり、社会的に見れば教養を身につけた有意な人材を育成することである。この視点で見た場合、本学の使命（ミッション）である“「一人ひとりを大切にする教育」を通じて、「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成する”とは、具体的にはキリストの心、すなわち純粋に他者の幸せを願い、他者の尊厳が保たれ、その与えられた能力が発揮されることを願う心を、一人ひとりの学生の中に育むとともに、その思いを胸に抱いて働く者を育成するということである。

すなわち、キリスト教の教えを理解し、それに裏打ちされた実践をすることで社会に貢献できる人材を輩出することが、本学の理念・目的に照らし合わせたところの目標であり、ビジョンであると考えている。

学部、大学院を通じて、常に上述の使命（ミッション）をいかに具現化するかということに主眼をおいた教育を実践している。特に、本学の伝統でもある少人数教育は、その一例

である。本学の卒業生は、牧師やソーシャルワーカーの職に就く者が非常に多い。将来、こうした職業に就く学生の中に、他者を尊重し大切にすることを育成することは極めて重要である。本学では、「大切にされた経験を通して、人を大切にする人材が育つ」という認識の下、学生との密接な係わりを教育実践の柱に据えている。

教育研究組織についても適宜、改革を行っており、2005年度からは、「文学部」を「総合人間学部」へ、大学院「人間福祉学研究科」を「総合人間学研究科」へと改組する。「総合人間学部」に関しては、人間存在の根本である“たましい”の問題について研究・教授する「キリスト教学科」、人の心を支える専門家を養成し、それに必要な研究を行う「臨床心理学科」、人の生活を支える専門家を養成し、それに必要な研究を行う「社会福祉学科」という3学科で新たな出発をする予定である。

これら3学科は、人間存在全体を研究領域としている。すなわち、「キリスト教学科」は“たましい”、「臨床心理学科」は“心”、「社会福祉学科」は“せいかつ”をそれぞれ教育・研究する役割を担っており、今後の人材養成についても各学科で明確な方向性を持った教育が行なわれるものと考えている。

学校法人ルーテル学院は、これらの学部レベルでの教育が、それ自身で完結したものでありつつ、更なる高度の専門教育と研究を可能にするために、大学の上に神学校と大学院とを設けている。すなわち、95年前の設立以来行ってきた牧師養成を目指す神学教育は、1964年に最初の4年間を大学とし、神学科で基礎的教育を行い、その上2年間（他大学から入学する場合は4年間）の、大学院レベルの神学校による一貫教育を実施している。社会福祉教育は、キリスト教社会福祉コースが1976年に神学科の中で始まり、1987年に社会福祉学科として独立、さらに2001年に大学院修士課程、2004年から博士後期課程も開設された。新しく始まる臨床心理学科は、2005年度の発足と同時に大学院修士課程も設置する。このようにして、総合人間学部の3学科が展開する個性的でありかつ相互に連携した三つの学問分野は、それぞれ一層上級の教育・研究機関をもつことで、教員の質においても、大学生と神学校生・大学院生との交流とそこからの刺激という点においても、より豊かな大学教育を提供できるようになっていくものと考えている。

第2節 学部等の理念・目的・教育目標

本学で唯一の学部である文学部は、1987年に神学部神学科キリスト教社会福祉コースを社会福祉学科として独立させる際に、「神学科」と「社会福祉学科」を擁する学部として、神学部から文学部という学部名称に変更した経緯があるが、教養科目や両学科の専門科目を学生たちが自由に履修出来る体制を取ることで、大学全体のミッションが即ち学部のミッションでもあると当然のように受け止め、運営をしてきた。したがって、本学部の理念は、本学の使命（ミッション）である“一人ひとりを大切にする教育”を通じて、「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成すること”の具現化をすることであると

言うことができる。すなわち、本学部を構成する2学科の位置づけとしては、神学科が「神に仕え」、社会福祉学科が「世に仕える」部分を担っており、相互に補完関係にある。本学は学部教育を通じてこの使命を忠実に果たすことが求められている。後述するように、卒業生の大半が教会や社会福祉関係の諸団体に就職をしていく現状は、本学のこの使命を果たしつつあるということができるであろう。

(1) 文学部神学科

本学の歴史からも明らかなように、本学の創立の目的はキリスト教神学を教授してキリスト教教会に奉職する牧師（伝道者・牧会者）とキリスト教の指導者を養成することであった。本学科は、教会に奉職する牧師や教会の指導者を育成するべく設置されており、その目的は前述の本学の建学の理念と合致したものである。

かつて5年制であった日本ルーテル神学校の教育は、1964年の4年制大学への組織変更の際に、大学での教育と神学校での教育とに分離したが、その際、神学校教育の基礎教育部分を継承したのが、文学部神学科神学専修コースである。神学専修コースの学生のうち、ルーテル教会（日本福音ルーテル教会、日本ルーテル教団）の牧師を目指す者は、本学神学科神学専修コースを卒業後、日本ルーテル神学校（2年制）に進学し、それ以外の教派の牧師になろうとする場合にはそれぞれの教派が建てている神学校、あるいは認定している大学院に進学する制度となった。

なお1998年には、1964年以来2年制となっていた神学校を、下方に2年間延長して4年制とした。しかし、神学専門教育の期間は6年のままとしたため、神学科神学専修コースの2年次を終了した者のうち、本法人の神学校に進学を希望する者は、大学に在学のまま神学校に入学するという形を取った。つまり、学生は大学の3年次と4年次は、神学校の1年次と2年次ということとなり、大学の後半2年間は神学校との二重学籍ということになった。

教会に奉職する牧師や教会の指導者を育てる教育においては、神の言葉を正しく聴くことを学ぶことが基盤である。神の言葉を聴くとは、具体的には聖書を読み解くことである。聖書を読み解くための教育には、聖書が記された言語の学習のみならず、歴代の人々が聖書をどのように読んで来たかを学ぶことが重要である。中でも宗教改革者マルティン・ルターが聖書をどのように読んだのかを学ぶことが本学神学科の教育の根幹にある。

また、神の言葉が現代社会に生きる一人ひとりの生き方にとって、どのような意味を持つのかを考えられるようになることも重要な教育目的である。その目的を達成するためには、日本という文化風土の中でキリスト教が持つ意味を考えることや、人の生や死、悩みや悲しみなどと神の言葉とのかかわりを考える学習も重要である。

これらのテーマについて、学生がそれぞれ自分の生き方と結びつけながら学べる教育を提供することを目的として、神学科では、神学専修コース、キリスト教と文化コース、キリスト教とカウンセリングコースという3つのコースを設置している。

なお2005年度からは、この教育目的をいっそう鮮明にするべく、キリスト教カウンセリン

グコースを臨床心理学科として独立させ、神学科をキリスト教学科と改組して、新たなスタートをする予定である。カウンセリングコースを独立した学科とする理由は、最近の社会変化により、深刻な心理的問題を抱えて悩む人が多くなり、これまでの神学科の1コースとしての教育では、この社会の困難な社会的ニーズに応えることのできる専門職を育成することが出来なくなってきたためである。学科とすることで専門スタッフとカリキュラムを充実させ、専門職養成という役割を一層明確にすることができると考えている。

この組織改組により、従来の本学科の大きな使命であった牧師の養成とともに、キリスト教の精神に基づいたカウンセラーの養成などの、より明確なキャリアプランを学生が描くことができる体制が整うものと考えている。

(2) 文学部社会福祉学科

本学科の理念・目的に関しては、本学の使命（ミッション）の「世に仕える」という部分を具現化したものである。社会福祉専門従事者（ソーシャルワーカー）を養成することにより、社会福祉の現場（すなわち「世」）で求められている人材養成の求めに応えることが本学科の使命である。

本学の創立に関わったルーテル教会の宣教師たちは、日本の社会福祉事業に大きな足跡を残した人たちでもあった。20世紀前半の我が国では、関東大震災や台風被害、大飢饉、経済恐慌などが相次ぎ、全国各地で多くの人々が生活基盤を大きく揺るがされ、また奪われたりした。こうした状況の中、宣教師たちは信仰に基づき、人々の生活基盤を取り戻すため、また人としての尊厳を取り戻すための援助を献身的に行った。ルーテル学院の発祥の地である熊本には宣教師が中心となって設立した社会福祉施設が複数あり、現在も地域の人々を支える貴重な役割を果たしている。その他、ルーテル教会が母体となって設立した老人福祉施設、児童養護施設や母子生活支援施設、知的障害者援護施設、身体障害者援護施設、保育所などが全国に多数存在している。

本学が、1976年に本学科の前身であるキリスト教社会福祉コースを設置したのは、信仰に基づいて先達が開拓的に築き上げてきた社会福祉事業の伝統を、現代社会の新しい問題に対応できる社会福祉の担い手に引き継いでいくためであった。したがって、開設の時点から、一貫して質の高い社会福祉専門従事者（ソーシャルワーカー）を養成することを第一の目的としてきた。

当初は、ルーテル教会系の社会福祉施設などでの働き手を養成することを主眼として、キリスト教系の高校卒業や教会推薦・紹介等を入学条件としていたが、現在は、豊かな人間性と高度の専門性を持つ人材が社会福祉現場で求められていることに鑑み、そのような入学条件を撤廃し、学生を幅広く受け入れている。幸い多くの熱心な学生が入学し、様々な社会福祉分野の第一線に卒業生を送り出している。

このように本学科においては、本学の理念を受け継ぎつつ、市民生活の安定に貢献できる人材を養成し、そのための研究を行うことに力を注いできた。学生には、社会福祉の専門

知識や技術だけでなく、サービス利用者を人として大切にできるような、しっかりとした価値観を身につけたソーシャルワーカーとなることを期待して教育にあたってきた。

本学科では伝統的に卒業生の 8 割以上が社会福祉の現場に就職している。この状況を維持しつつ、さらに学生全員が希望の進路に進むことが可能となるように、座学のみではなく、社会福祉現場での実習教育を重視し、少人数でかつ実践的な学びの機会を学生には今後も提供していく予定である。なお、2005 年度より本学科の入学定員を 80 名から 60 名に縮小し、少人数教育のさらなる徹底を図ることとしている。

第 3 節 大学院研究科の理念・目的・教育目標

本学の大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻における教育・研究理念は「ヒューマニズムに根ざした確固とした人権意識をそなえ、かつ社会福祉政策や実践に関する高度な専門的知識と技術を身につけたソーシャルワーカーの養成」である。本大学院における教育・研究目的は、学部の基本的な理念である「一人ひとりを大切にす教育を通じて、キリストの心を心として神と世に仕える人材の育成」することを継承しつつ、「人間を取り巻く生活・環境問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉や関連領域の知識を備えた、グローバルな視点を持つソーシャルワーカー」(大学院学則第 2 条第 1 項)を養成することである。

本大学院を開設した 2001 年度は本学の社会福祉教育 25 周年を迎えた年である。25 年間の結実としての研究・実践理論を体系化し、「卒業後、社会福祉現場で働きながら様々な課題に直面し、再度、学びの機会を求めている社会人に対し、課題解決に足りうる知識と技術を習得する場を提供する」という社会的な要請に応えるべく、ルーテル教会関係者や卒業生など多くの人の理解と支援を得て、社会福祉学を学ぶ大学院の設置に至った。2004 年度現在、人間福祉学研究科社会福祉学専攻の博士前期課程と博士後期課程が置かれている。2005 年度には研究科の名称を総合人間学研究科と改め、また新たに臨床心理学専攻の修士課程が開設されることになっている。

大学院設置の背景となった社会的要請とは以下の通りである。本学の卒業生の中に卒業後 5 年 10 年と経験を積み、社会福祉施設や関係機関においてリーダーとしての役割を担う者が増えてきている状況があった。彼らは、複雑化する社会福祉現場での問題に苦闘するとともに、従来以上の高い専門性を身につける必要性を感じていた。

本学教員はこうした状況に危機感を持ち続けてきており、また、卒業生からも現場に出て初めて実感する様々な課題に対応する力を養うためにも、是非もう一度本学に戻って勉強したいという声が多く寄せられていた。現在の社会福祉の現場では、常に新しいことを学びながらでないと対応できないほどの大きな変化・変革が起きているのである。そこで、より高度な知識と実践技術を身につけたソーシャルワーカーの育成をすることにより、社会に広く貢献できる人材を輩出することが本学の使命と考え、本大学院の設置に至った。

このような背景から設置された本大学院は、社会福祉現場における実践的な知識を提供することを教育目標としている。具体的には以下の3点が本大学院の特色である。①それぞれの院生が自らの職場、すなわち社会福祉現場での実践を研究的に振り返るとともに、それを理論化すること ②社会福祉現場で役立つ実践技術や政策などを学ぶことができるように、社会福祉援助技術系の科目を数多く設けたこと ③働きながら学ぶ院生の都合を考慮し、木曜日・金曜日の夜間と土曜日に開講すること。

本大学院修士課程にて学んだ院生は、より高度なソーシャルワークの知識と技術を体得し、それを実践する能力を身につけた社会福祉の専門ワーカー・研究者・教員として各方面で活躍している。

今後の本大学院の重要な目標として、上述のような社会福祉現場で様々な課題に対応できる人材の育成に加えて、国際的な視野を持つ社会福祉専門家を育てることが挙げられる。そのための教育プログラムの更なる充実を図ることとともに、本大学院修士課程で学んだ院生からの強い要望があったことに鑑み、2004年度から人間福祉学研究科博士後期課程を開設し、現在に至っている。

さらに2005年度には、学部の改組に合わせて、大学院も総合人間学研究科と名称変更し、社会福祉学専攻博士前期・後期課程に加えて、新たに臨床心理学専攻修士課程を開設し、社会の変化とともに急速に必要性が高まっている臨床心理士等の専門職の養成にも取り組んでいくこととする。このように、本大学院では今後も複雑化していくことが予想される福祉現場の課題について解決能力を身につけた専門家を育成し、わが国の社会福祉の進展に寄与すべく、改革の努力を続けている。

第4節 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

大学の理念・目的・教育目標等の周知の対象という意味では、第一に本学への入学を希望する受験生に対するものが大きなウェイトを占めると認識している。前述のように、本学ではかつて社会福祉学科において、キリスト教系の高校卒業や教会推薦・紹介等を入学条件としていたが、現在は一切の制限を撤廃し、広く学生を募集している。

数多くの受験生へ情報発信をするという観点から、当然のことながらインターネット上のホームページについては、内容の充実に努めている。ホームページには本学の建学の理念・教育目的・各学科における教育内容などが、簡潔に且つ分かりやすく紹介されている。また、常に最新の情報を提供できるよう、更新には特に気を配っている。

ホームページにおける情報発信以外にも、高校訪問や各種の入試イベントを通じて、受験生の本学に対する理解が深まる工夫をしている。

また、広く社会に本学の理念・目的を周知するために、ホームページによる情報発信に加えて、各種の定期刊行物の中でも、本学の理念・目的に関連する記事を掲載するよう努めている。

以上のような方法で本学の理念・目的・教育目標の周知を行っており、現状では有効に機能していると認識しているが、今後は一層の学外に向けた情報発信を一層充実させるために、本学に対する各種の問合せに、より迅速で適切なレスポンスができる体制を築いていきたいと考えている。

第2章 教育研究組織

第1節 教育研究組織の概要

本学の教育研究組織は、現在、1学部（文学部）2学科（神学科・社会福祉学科）、大学院1研究科（人間福祉学研究科）、人間成長とカウンセリング研究所、ルター研究所、日本ルーテル神学校から構成されている。

文学部は、神学科（入学定員10名、3年次編入学定員10名）、社会福祉学科（入学定員80名）からなる4年生課程である。

既述のように、本学の使命（ミッション）は“「一人ひとりを大切にする教育」を通じて、「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成すること”であり、その具現化のために本学の教育研究組織は構成されている。限られた教員数ではあるが、各教員が様々な役割を掛け持ち、各学科等において少人数によるきめ細かな教育を実践する体制を構築しているといえる。

第2節 大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

（1）研究教育組織の構成

本学の唯一の学部である文学部は、神学科と社会福祉学科より構成されている。教員配置の状況は、神学科に所属する専任教員が教授5名・助教授3名・専任講師3名の計11名で、社会福祉学科に所属する専任教員が教授9名（うち1名は学長兼務）・助教授3名・専任講師2名の計14名である。この他にチャプレンが1名おり、全体で29名の専任教員組織である。ちなみにチャプレンとは、病院や学校などの教会以外の場所で、礼拝などの宗教的行事を主催する牧師のことをいう。これに日本ルーテル神学校の3名（うちチャプレン1名）の専任教員が加わり、実際の様々な業務は合計31名の教員によって担われている。

(2) 文学部神学科

文学部神学科は、牧師養成を目的とした「神学専修コース」、牧会カウンセリングを中心とした「キリスト教とカウンセリングコース」、キリスト教会信徒やキリスト教に関心のある人たちの受講を期待した「キリスト教と文化コース」という3つのコースから構成されている。コースごとの定員は設けていないが、近年は本学科に在籍する学生の約60%がキリスト教とカウンセリングコースに所属している。本学科においては、どのコースであっても、希望すれば中学と高校の宗教科の教員免許や博物学芸員、認定心理士などの資格が取得できるカリキュラムを備えている。

卒業生は、絶対数は少ないが、本学校法人が経営する日本ルーテル神学校、同志社大学大学院、東京神学大学大学院、聖公会その他の教派の神学校に進学して牧師への道を歩むほか、中・高の教員、キリスト教関係団体職員、社会福祉施職員等として就職する者が多い。最近では、神学専攻の大学院でなく、他の人文科学系の大学院へ進学する者も増加傾向にある。

神学科の基本的な運営事項については、神学科と神学校全教員と専任職員が参加する神学科教授会によって決定されるが、全学に関わる重要事項の場合には大学教授会に提案して承認を得て決定される。

2004年度は全体で60人の学生が在籍しており、教員一人当たり4.28人という少人数教育が実践されている。

2005年度からは、キリスト教とカウンセリングコースを「臨床心理学科」に改組し、「神学専修コース」と「キリスト教と文化コース」を統合し、新しい名称の「キリスト教学科」として新たな出発をする予定である。従来は神学科の中でカウンセラーと牧師の養成という2つの役割が担われてきた。今回の組織改組により、前記2つのそれぞれの役割を担う学科が誕生することとなり、教育研究組織の構成上、学科の位置づけがより明確になるものと認識している。

(3) 文学部社会福祉学科

文学部社会福祉学科は、社会福祉現場で働く実践力のあるソーシャルワーカーの養成を主たる目的にしている。カリキュラムには、社会福祉士の受験資格や社会福祉全般の知識取得と経験の場を提供する「社会福祉コアプログラム」、精神保健福祉士の受験資格や医療現場で働くことを想定した科目を提供する「医療・精神保健福祉プログラム」、途上国での国際協力に関心を持つ学生に提供される「国際社会福祉プログラム」、キリスト教社会福祉実践の理念・歴史・現状等を教授する「キリスト教と社会福祉プログラム」という4つの科目群を設け、学生たちの履修のガイドとしている。

本学科においては専任教員14名が教育を担っている。2004年度の在籍学生数は414名となっている。社会福祉学科の運営業務については、1名の専任講師と2名の非常勤職員が

担当している。社会福祉学科の基本的な運営事項については、全教員が参加する社会福祉学科教授会によって決定され、あるいは大学教授会に提案して承認を得て決定される。

本学科においては社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験受験資格や、高校福祉科教員免許、認定心理士等の資格取得が可能であり、毎年 80%から 90%の学生が社会福祉とその関連領域に就職し、全国の社会福祉系大学の中で際だって高い実績をあげている。

年によって増減はあるが、2002 年度に現役で国家試験に合格した者は、社会福祉士が 53 名（合格率 70.7%（全国平均合格率 31.4%））、精神保健福祉士は 8 名（合格率 72.7%（全国平均合格率 62.7%））であり、また、2003 年度に現役で国家試験に合格した者は、社会福祉士が 46 名（合格率 50.5%（全国平均合格率 28.5%））、精神保健福祉士は 10 名（合格率 71.4%（全国平均合格率 61.6%））であり、いずれも全国平均の合格率を大きく上回る成果をあげている。

こうした実績は、本学科の目的に対する目に見える成果であり、本学の教育の特長である少人数教育の効果が表れたものであると考えている。

（４）大学院人間福祉学研究科

大学院人間福祉学研究科は、社会福祉現場で働く人たちに、より高度な実践力を持つワーカーとなる機会を提供することを主たる目標として、木曜、金曜の夜間と、土曜の昼間に開講する体制をとっている。現在博士前期課程 33 名、後期課程 9 名の大学院生が在籍している。そのほとんどが社会人学生であり、公立または民間の社会福祉現場で働きつつ、夜間と週末の授業に熱心に通ってきており、本学大学院の設立の趣旨にそった院生たちを対象として活気ある教育が行われている。

既述のように、本大学院は、2005 年 4 月より総合人間学研究科と名称を変更し、社会福祉学専攻博士前期・後期課程に加え、臨床心理学専攻修士課程（入学定員 10 名）を設置する予定である。

この組織改組により、本大学院は、より専門的な知識を持ったソーシャルワーカーの養成と並び、高度の知識と技術を備えたカウンセラーの養成という新たな役割・目標を今後担うこととなる。そのためには、効果的かつ適切な教員の配置を含め、組織構成の適切化に一層努力する必要があると考えている。

（５）人間成長とカウンセリング研究所

人間成長とカウンセリング研究所の運営は、同研究所運営委員会によって統括されている。運営委員会は、学校法人理事会が任命する者 2 名、大学学長、所長、及び専任教員の中から選ばれた 2 名の計 6 名によって構成されている。また、専任教員による所員、学外者による協力所員のほか、日常の業務を担当する非常勤職員 1 名が配属されている。

本研究所の主な活動は、カウンセリング活動と教育・訓練活動の 2 つである。カウンセリング活動については、研究スタッフに加えて 11 名の訓練を受けた認定カウンセラーを配置

している。電話予約による来談者だけでも開所以来、延べ 1400 名を越えている。今後、複雑化・多様化する社会状況を反映し、カウンセリングへの要請はますます高まってくることが予想され、本研究所においても、カウンセリングスタッフの増員や能力向上に向けて一層の努力が求められている。

本研究所が毎年開催するカウンセリング基礎講座には昼間と夜間の 2 クラスがあり、これまでに 2,300 人以上の受講生を送り出している。また、基礎講座修了者には、カウンセラー訓練コース、交流分析 (TA)、サイコドラマ、牧会事例研究会、家族研究会、箱庭研究会、定例公開講座など、様々な教育訓練の機会が用意されている。修了生のなかには、各地の教育や福祉の相談センターで活躍している者も多い。近年の生涯学習に対する社会人からの要望の高まりや、地域貢献という意味でも、引き続き多様な講座の提供に努めていく予定である。

また、本研究所は一般市民の利用施設としてだけでなく、学生たちの相談窓口の一つとしても機能しており、学生サービスの一環として本学組織の中でも重要な位置を占めている。

(6) ルター研究所

ルター研究所の運営は、ルター研究所運営委員会 (年 2 回開催) によって統括されている。運営委員会の構成は、委員長 (理事長)・学外委員 (日本福音ルーテル教会事務局長、日本ルーテル教団事務局長)・学内委員 (学長、研究所長、所員 1 名) となっている。所長のもとに所員会がおかれ、定期的開催されている。所員は所長を含め 7 名 (専任教員 4 名、非常勤教員 3 名) である。他に日常的な事務処理のためにルター研究所非常勤助手 1 名が配属されている。

本研究所の活動は、ルター著作の邦訳と、その信仰と神学の研究や紹介の 2 点である。宗教改革者マルティン・ルターの研究にかかわる著作や論文は、毎年全世界で約 3 千点に及んでおり、日本での研究もその一端を担っている。本研究所は、その拠点である。遡れば、1930 年代、本学の前身である日本ルーテル神学専門学校の教授であった佐藤繁彦氏は、日本のルター研究の草分けとして、ルターの著作の邦訳、研究の紹介、自らの研究に心血を注いだ。日本の産んだ「日本の神学者」と世界の注目を集める北森嘉蔵氏の『神の痛みの神学』(講談社学術文庫) は、このルター研究をルーツとしている。本研究所は、こうした偉大な先達の研究成果を踏まえ、現代までのルター研究につき、広く社会へ紹介するため各種の刊行物の発行、セミナー等の開催に尽力している。

具体的な活動としては研究会、翻訳研究会がそれぞれ隔月で定期的に行われており、また年に一度、「牧師のためのルターセミナー」を開催している。定期刊行物は「ルター新聞」(年 2 回) と研究誌である『ルター研究』(現在第 9 巻まで発行) がある。また最近では「ルターと宗教改革事典」の刊行、「ルター著作集」の翻訳出版を行った。なお研究所開設 20 周年を記念して「ルター著作選」の刊行を予定している。

本研究所は、本学の創立の背景から見ても本学の中で重要な位置を占めており、今後も研究機関としての機能を十分に果たしていくよう適宜、資源の配分と体制の整備を行っていく予定である。

(7) 日本ルーテル神学校

本学校は、宗教改革者マルティン・ルター（ルーテル）の流れを汲むルーテル教会の伝道者・牧会者を養成するために1909（明治42）年に創立された。現在は、4年制大学（ルーテル学院大学・神学科）と最初の2年間は並行して、さらにその上に2年間、専門職としての牧師・伝道者になるための仕上げの訓練を受ける教育機関である。宗教改革のスローガン「恵みのみ、信仰のみ、聖書のみ」が本学校のモットーである。聖書を原語であるヘブル語、ギリシア語で深く学び、堅実な福音主義神学に立ち、教会の現場でしっかりと役に立つ実践力を養うことを目指している。

本学校の学生は、ルーテル学院大学からの進学者に加え、他大学から進学してくる者、30代、40代、さらには50代になって思い切った転進をしてくる者など様々である。2004年度は4学年で合計24名の学生が在籍し研鑽に励んでいる。

神学校の運営は、神学校教授会が責任を負っている。3人の神学校専任教員と神学科に属する神学教員9名が神学校教授会を構成している。毎月の神学校教授会の報告は大学教授会になされている。神学校の事務は、神学科の専任職員が兼担している。

教員・スタッフともにコンパクトにまとまった組織であるが、牧師の養成という本学の理念・目的に照らして重要な役割を担っている本学校は、今後もルーテル学院大学と緊密な連携を取りつつ、相互に補完する関係を継続していくことになっている。

第3章 学部における教育研究の内容・方法と条件整備

第1節 教育課程の編成方針

繰り返しになるが、本学部の理念は「一人ひとりを大切にせる教育」であり、それを通じて「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成することである。文学部の教育課程はその理念・目的・教育目標を実現するため、神学科・社会福祉学科とも、それぞれその目的に沿って編成されている。

大きな特長としては、少人数教育による実践的な学びの機会を学生に提供することを教育の根幹に据えていることである。教員との緊密なやり取りにより作成される卒業論文の作成に加え、学部教育においてもゼミ形式・ケースワーク・グループワークなどのケーススタディに基づく講義を数多く配置している。一方的な講義で学生に知識のみを習得させるのではなく、少人数教育のメリットを活かした教員との係わりを重視している。本学の理念である一人ひとりを大切にせる教育の実践により、学生の人間的な成長の援助に努めている。

2005年度からは組織改組に伴い、カリキュラムも一部変更されることとなるが、学部教育においては、学生が社会に出てから真に役立つ知識の習得と、課題を解決するための思考力を養うためのカリキュラム編成の基本は同じである。

「学校教育法第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」

「大学設置基準第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」

上記、条文の趣旨を踏まえ、学部教育においては教養科目の重要性も認識し、専門科目とのバランスを心掛けている。

本学の教養科目の理念は、「生命（いのち）について深く学び、体得する教育」である。「いのち」についての多様な視点と総合的な判断力を身につけさせること、ならびに語学力、理解力、情報収集能力、発表能力など幅広いコミュニケーション能力を養成することを目的としている。カリキュラムの詳細は、講義概要にまとめられているが、以下では、本学の学部教育の特長と、それぞれの学科・コースにおける教育内容・方法等につき詳述する。

第2節 教育研究の内容

(1) 教養科目

前述のように本学の教養プログラムは、『いのちについて深く学び、体得する教育』を基本理念とし、「生きる力」を育み、身につけさせるように構成されている。カリキュラムは、「生命」、「環境」、「コミュニケーション」の3分野からなり、「生命」に関する多様な視点、総合的な判断力ならびに幅広いコミュニケーション能力が備わるような科目が用意されている。これらは、同時に、学生が専門科目を学ぶ意欲をもち、また、専門科目の学習のための準備となるようにも配慮されており、学士課程への円滑な移行に必要な導入教育として位置づけている。

①生命

この中では、新入生に対して「生命」の基本的な考え方を教える。キリスト教については、キリスト教に初めて出会う学生、教会に通った経験のある学生、聖書を学びたい学生などをクラス分けし、個人のレベルや興味に合わせて「キリスト教概論」や「聖書の読み方」を体系的に学べるように配慮している。一方、自然科学的な生命観を学ぶために、「生命・生態・進化」という科目を置き、神学や社会福祉学を学ぶうえで必須の基礎的な知識を、大学の科目として体系的に学べるようにしている。また、身体の健康を運動と理論の両面から学ぶ科目の「スポーツと健康」がある。

②環境

「生命」が生かされるためには、生命の置かれている様々な環境、すなわち自然環境、社会環境、文化への深い理解が必要であると捉え、3つの環境に合わせた科目群を用意している。一方、これらの科目は、神学科や社会福祉学科の専門科目にある関連科目群の基礎としても重要な役割をもたせている。さらに、体験学習を重視した「海と森の生物」という科目を用意し、生物の多様性と環境保全の重要性についても学んでもらうよう配慮している。

③コミュニケーション

「コミュニケーションの理論」という科目は、両学科必修科目にしており、複数の専任教員による共同授業形式を用いて、コミュニケーションの基礎理論だけでなく、言語学とコミュニケーション、コミュニケーションの心理、日本の伝統文化とコミュニケーション、異文化間コミュニケーション、人間と自然のコミュニケーション、インターネット時代のコミュニケーションなど、幅広くコミュニケーションというものを学ぶ。同時に、「コミュニケーションの演習」という科目で、礼儀作法、スピーチ、レポート作成の基本などを学ぶ。さらに、国際的な視野をもった学生を育てることを重要な目的とした「異文化間コミュニケーション」という科目を置くことも本学の大きな特色である。コンピュータ教育は、インターネット活用や文書作成に必要な基本的な技術と知識の習得だけでなく、現代の高度情報化社会に対する認識と理解を深めるために、コンピュータの利便性と危険性を学ぶ

科目を用意している。なお、履修にあたっては、技能に合わせたクラスや少人数クラスを作り、上級者と初心者の双方に配慮をしている。

英語教育は、極めて充実した内容で、生きた英語を効果的に身につけるために、**native speaker** の複数の英語教育研究者がチームを組んで英語総合学習プログラムを実施している。**Speaking/Listening、Reading、Grammar、Writing**、総合科目の5つのカテゴリーごとに、学生のレベルに合わせて、基礎、応用、上級のコースを選択できるようになっている。基礎からしっかり学びたい人、得意な英語をさらに伸ばしたい人、留学したい人、英語力を生かして通訳や翻訳をやりたい人等々、学生の多様なニーズに応えるプログラムがあり、その成果は、語学専攻の学部や学科を持たない小規模の大学であるにもかかわらず、かなりの人数の海外研修生や、海外留学生、海外での実習生を生み出していることにある。

(2) 各学科の教育課程

①文学部神学科

本学科には、神学専修コース、キリスト教と文化コース、キリスト教とカウンセリングコースの3つのコースが設けられている。カリキュラムについては、各コース共通の科目と各コースの専門性に沿った科目がバランス良く配置されている。

本学科のカリキュラムは、外国語科目については英語・ドイツ語に加え、聖書を原典で読むための語学として、ギリシャ語、ヘブル語、ラテン語という西洋古典語学を開講している。これは学生にとっては非常に高いハードルであるが、同時に大きなチャレンジでもある。特に、牧師や神学研究者を目指す神学専修の学生は、西洋古典語学を積極的に受講している。また、教養科目として開講している中国語と韓国語についても、日本と中・韓両国の経済的・文化的な関係の深化に鑑み、学生には積極的に受講するよう勧めている。

教養科目と専門科目の単位の配分は、教養科目が 28 単位以上、専門科目が 72 単位以上となっている。卒業に必要な単位 124 単位のうち、2003 年度卒業生は平均して教養科目を 42 単位履修しており（編入者を除く）、専門科目は平均して 82 単位（編入者を除く）、非専門科目は平均して 16 単位履修している（編入者を除く）。ここから、学生たちが神学科の科目はもちろん、教養科目から社会福祉学科の科目まで幅広く学習している状況が読み取れる。ちなみに 2003 年度の卒業生の平均総取得単位数は 141 単位であった。

[神学専修コース]

神学専修コースにおいては、神学の専門教育を行なう。設置科目としては、神学通論を始めとする神学全般へのオリエンテーションになる科目群、聖書語学（ヘブル語、ギリシャ語及びラテン語）と、聖書学、歴史神学、組織神学と実践神学及び本学の特徴であるルター研究の諸分野の科目を系統的に提供する。

本コースは、ルター派の基盤に立ちつつも、キリスト教会全体に貢献する教派性を越えた神学教育を目指している。幸いルター派以外の学生をも迎え入れ、諸教派へと送り出し

てきている。したがって、本コースに在籍する学生には、学校法人ルーテル学院が設置する日本ルーテル神学校への進学が道が開かれていることはもちろん、本コースの課程を終えれば、その他の教派が設置する神学校、及び立教大学や同志社大学、東京神学大学など神学系の大学院へ進み、牧師あるいは神学研究者等への道を目指すことが可能となる。

〔キリスト教と文化コース〕

キリスト教と文化コースは、牧師・伝道者を目指すわけではないが、キリスト教について幅広く学びたいという人々のために設けられたコースである。本コースのカリキュラムは、本学の学部教育において、学校教育法第 52 条・大学設置基準第 19 条の条文で求められている内容に沿って構成されている。すなわち、神学専修コースと共通に開講されている神学諸分野の豊富な科目に加えて、キリスト教文化（美術、音楽、文学等）、諸宗教、地域文化、博物館学など幅広い領域にまたがる科目群から、学生が自らの興味・関心に沿って履修することにより、各自の専門領域についての学習が深まるとともに、関連する諸領域についても体系的に学ぶことができるようになっている。必修科目を最小限に設定してあるので、キリスト教の基礎のうえに各自が関心に応じて文化の諸領域にかかわる履修計画を組み立てることができるようになっている。本コースの特徴的な設置科目としては、「日本の宗教風土」（この科目は、高野山を中心とした関西のフィールドトリップである）、「日本宗教の源流」、「地域文化とキリスト教」などをあげることができる。これらの科目は、学生の幅広い興味・関心に対応するために設けられたものである。また、本コースでは、上記のような多彩な学びを活かし、学芸員資格の取得が可能となる科目も開講している。本コースを修めた卒業生のこれまでの進路を見ると、一般企業に就職する者のほかに、神学や哲学の大学院に進む者、キリスト教主義中学・高等学校の聖書科教員になる者、キリスト教諸団体（出版、放送）などに進む者など、非常に多様で、本コースの教育内容の豊富さを反映した結果になっている。

〔キリスト教とカウンセリングコース〕

キリスト教とカウンセリングコースは、1992年にキリスト教の精神と人間観を基盤にして、カウンセリングを大学の教育の一環として学ぶ機会を提供するという目的の下に設置された。本コースは、心理学を専門的に学ぶためのカリキュラムとなっているが、あわせて「人間成長とカウンセリング研究所」や社会福祉学科とも緊密な連携を取っており、学生は自らの興味・関心に合わせ、これらの設置科目を受講することが可能となっている。

2005年度の組織改組により、本コースは「臨床心理学科」となるため、今後は専門的なカウンセラーの養成のためのより充実したカリキュラムに改訂されることになっている。

〔神学科の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性〕

本学科の理念・目的は、当然のことであるが本学の創立の目的と合致するものであり、キリスト教教会の牧師とキリスト教の指導者を養成することにある。その意味では、本学科の「神学専修コース」「キリスト教と文化コース」「キリスト教とカウンセリングコース」

の3つのコースの中で、神学専修コースのカリキュラムが学科の理念・目的の中核部分の具現化を目指すものである。本コースのカリキュラムにおいては、前述した通り、ルーテル神学校と連携を取りつつ、学生に合計6年間の専門的な神学教育を提供している。本学は少人数教育を根幹としているため、人数としては多くないが、毎年、コンスタントに牧師やキリスト教関係施設への指導者などを輩出している。

キリスト教と文化コース・キリスト教とカウンセリングコースの2コースについては、学科の理念・目的との対応関係で言えば、中核部分を囲み、中核部分の具現化のために必須と考えられる周辺領域をカバーする諸科目を教授することを目的としている。キリスト教と文化コースでは、キリスト教をより深く理解するために広く他の諸宗教について体系的に学ぶことができるような科目を用意している。またキリスト教とカウンセリングコースでは、教会活動のなかで不可欠で重要な役割を果たすカウンセリングについて理解し、さらには実践者になるために必要なカリキュラムが用意されている。これらのコースでは、広い意味での神学教育を基礎としてカリキュラムが構成されており、その意味では神学専修コースの教育と密接な補完関係にあり、3コースが一体となって神学科の理念の実現に努めているということができよう。

②文学部社会福祉学科

本学科は、ソーシャルワーカーなど社会福祉の現場で活躍する人材の養成を主たる目的としており、カリキュラムもその目的に沿ったものとなっている。本学科の教育内容としては、社会福祉に係わる専門教育とともに、現在の複雑化する社会福祉の現場での課題に対応できる力を養成するべく多様なカリキュラム構成となるよう留意しているのが特長である。本学科は、学生の興味・関心に沿った学習が可能となるよう「社会福祉コアプログラム」「国際社会福祉プログラム」「医療・精神保健福祉プログラム」「キリスト教社会福祉プログラム」の4つのプログラムを用意している。

本学科の卒業に必要な単位は神学科と同様、教養科目が28単位以上、専門科目が72単位以上、合計で124単位となっている。学校教育法第52条・大学設置基準第19条との関連でも、教養科目から専門科目まで体系的に学習可能となる適切なカリキュラム構成であると考えている。以下、各プログラムの教育内容につき検討する。

〔社会福祉コアプログラム〕

本プログラムは、社会福祉学科の中核を形成する科目群である。社会福祉士の受験資格に必要な諸科目を中心に、将来ソーシャルワーカーとして働く際に必要な知識、技術、価値観を身につけるために必要不可欠と考えられる科目によって構成されており、社会福祉学科のほとんどの学生たちが履修するプログラムである。

社会福祉学科の専門教育は、3年前期の社会福祉実習に向けて、1年次開講の「社会福祉原論」「社会問題と社会福祉」「フレッシュマンゼミ」「社会福祉基礎演習」という専門の基礎科目から学習が始まる。

「社会福祉原論」は講義科目であるが、この科目の目的は、学生に基礎的な社会福祉につ

いての知識を与えるとともに、その知識を基に自らで考え抜く力を養成するということがある。「社会問題と社会福祉」は社会福祉よりも少し分野を広げて現代の様々な社会問題を取り上げ、これを手がかりに問題を探ることを通して、文献検索の方法、図書館の活用の仕方、レポートの書き方などを具体的に学びつつ、各自の関心を絞り、レポートを提出する。「フレッシュマンゼミ」は、各教員が当該年度に学生たちと取り組もうとしている研究テーマを明示し、これを学生が選択し、1 グループ 10 人から 15 人のグループを作って共同研究をし、グループごとに他の学生の前で発表し、報告書にまとめるという授業である。また「社会福祉基礎演習」は、社会福祉諸サービスの理念と全体の構成について徹底して理解させる授業である。

1 年次のこれらの専門科目は聴く、覚える、考える、調べる、意見交換をする、発表する、報告書にまとめる、という一連の取り組みを学生たちに求めるものであるが、その集大成が「フレッシュマンゼミ」の発表と報告書作りであり、学生の参加度がもっとも高い科目である。

この 1 年次の専門科目から、2 年次になると各自の関心領域にしたがって、児童福祉、老人福祉、障害者福祉等々の専門科目が一気に増え、3 年次の実習に向けて関心を絞り、実習先決定へのプロセスに入り、2 年次後期にはほぼ 10 人単位の小グループに分かれて「実習前ゼミ」が始まる。

「実習前ゼミ」は学生にとっては大きな関門である。自分がソーシャルワーカーに向いているのかどうか、将来どの分野で働くのがふさわしいのか、社会福祉の現場で求められる能力を備えることができるのかどうか、等々の様々な角度から自己覚知が求められる。場合によっては自分の関心を持っている分野とは異なる分野へ方向転換をしなければならない場合や、社会福祉以外の道への方向転換が必要な場合もある。これらの個々の学生の不安や悩みに対して、「実習前ゼミ」担当の教員と実習主任とは常に連携を密にして個別対応を行っている。月に一度の実習担当者会議では非常勤講師も含む全担当者が情報交換をし、個々の学生のサポートを徹底して行っている。こうした取組は、本学の少人数教育における手厚い学生サポートの表れであると自負している。

3 年前期は、多くの学生は「社会福祉援助技術現場実習」または「精神保健福祉援助実習」と「実習指導」、及び「社会福祉援助技術演習」のみに時間を使うことになる。実習で現場に出るのは 25 日から 30 日であるが、これを前半の 1~2 週間と残りの後半とに分け、前半は集中して、後半は週に 3~4 日の割合で社会福祉現場に職員と同じように「出勤」する。前半終了後一定のインターバルをおいて、前半の振り返りと、実習課題の修正を行い、後半は既述のように週に 3~4 日の割合で社会福祉の現場に通って実習をし、週 1 日は大学で行われる 90 分 2 コマの「実習指導」のゼミに出席する。このため、社会福祉現場には 6 週間から 7 週間にわたって通うことになる。実習指導は、約 10 人単位のゼミ形式の集団指導と、徹底した個別指導をあわせて行っている。

3 年後期からは、4 年次にも実習を行いたい学生のための準備教育が始まると同時に、卒業

後の進路を明確にするための様々な取り組みを行っていく。また 3 年後期からは実習経験を前提にした専門科目が数多く開講され、学生たちの参加度は実習前とは大きく異なり、いっそう熱心に授業に参加するようになるというのが多くの教員の印象である。

4 年次には、「卒業演習」「社会福祉援助技術総論」などのまとめの科目に加え、教養科目や神学科の科目、また学生によっては二つ目の資格取得（社会福祉士か精神保健福祉士、あるいは高校福祉科教員免許など）に取り組み、また後期からは国家試験に向けた学習が始まる。

本プログラムにおいては、本学科の教育の基礎となる科目が数多く設置されており、学生の受講率も極めて高い。また、ゼミ形式・グループ形式等の少人数教育の特長を活かした各種の講義は、学生からの評価も高い。

〔国際社会福祉プログラム〕

本プログラムは、世界に数多くのネットワークを持つ本学ならではのものである。すなわち、様々な社会福祉事業や支援事業に取り組んでいる NGO 団体であるルーテル世界連盟や、途上国への支援活動を行っているその他の NGO 団体との連携により本プログラムは構成されている。卒業演習も含めると本プログラムには 13 科目の科目群が設置されている。

本プログラムにおいては、日本に留まらず、世界における社会福祉の実情について学生が理解し、様々な気づきや人間的な成長にも繋がることを目指したカリキュラムとなっている。本プログラムにおける主な設置科目としては、毎年行っている「国際社会福祉研修」（2004 年度はフィリピン、北欧、英国で実施）や、「国際社会福祉実習」（フィリピンで約一ヶ月の期間にわたって実施）が学生の関心が高い。また、その他の「国際社会福祉概説」「国際関係論」「国際社会福祉特講」「社会開発論」「開発協力論」等々の科目群に加えて、フィリピン語や韓国語の授業も開講しており、学生が実際に研修で自らの訪れる予定の国の言語を積極的に学ぶ姿が見受けられる。

数は少ないが、フィリピンの NGO や、日本国内の国際協力 NGO で働く者や、世界銀行の障害者支援部門で働く卒業生もおり、社会福祉学を基礎にして国際協力の分野で貢献できる人材の養成を地道に続けていきたいと考えている。

海外の大学との連携・交流の状況は以下の表の通りである。この中では、現時点では、韓国のピョンテク大学との関係がもっとも密接で、大学院レベルで 2004 年度から、院生、卒業生、ならびに教員による合同研究発表会が行われるようになった。2004 年度は本学で実施し、2005 年度にはソウル近郊のピョンテク大学で行われることになっている。

また、相互に学部生の短期のグループ視察旅行を受け入れ、それぞれの国の社会福祉事情の解説、施設見学の世話などを行うという交流も、すでに 1990 年から続けており、大きな成果をあげてきた。

教員の研究のための来訪の受け入れは、長期ではすでに本学が韓国ピョンテク大学の教員を 1 年間受け入れた実績を持つ。しかし大学院生を含め、学生の長期の受け入れ、単位の相互互換は、言語の違いが障壁となってまだ実現していない。ただし両大学の教員間では、

実際にそのような学生、あるいは院生が出てきた場合には、速やかにそのような制度を実現することで合意ができています。

スウェーデンのリンショーピン大学（ノルショーピン・キャンパス、ソーシャルケア学科）と本学（社会福祉学科）とは、教員、学生の交流、共同研究などを目的として、提携協定を結んでいるが、現時点では、上記の「国際社会福祉研修」で本学学生が毎年スウェーデンを訪問する際の受け入れを担当してもらっただけの交流にとどまっており、本学の側の役割としては、先方の大学の教員が毎年来日する際の受け入れ機関となる程度の関係にある。本学の大学院博士後期課程が成熟した段階には、教員の交流や共同研究の面での提携関係を深めたいというのが両大学の教員間の共通の願望である。

フィリピンの姉妹校 **Asian Social Institute** との関係は、現在では上記の国際社会福祉研修と国際社会福祉実習の受け入れ機関として協力を受けるという一方的なものにとどまっているが、フィリピンとの交流は本学が早くから力を入れてきたことであり、今後、フィリピンからの看護師、介護福祉士の我が国への受け入れが本格化するようになった暁には、本学としても、日本での実習受け入れの斡旋、指導、フィリピンの養成施設への本学教員の短期・中期の派遣などにより、積極的に協力していきたいと考えている。学生の一か月にわたるフィリピンでの実習は、**ASI** の協力なしには実現できなかったことである。

アメリカ、オレゴン州ポートランド市のコンコーディア大学との関係は、かつてはかなり密接であったが、アメリカの治安状況が悪化し、本学の海外研修でアメリカに行く先としないようになってからは関係が疎遠となり、教員や卒業生のアメリカ西海岸への短期視察旅行などの際に、訪問先を紹介斡旋してもらっなどの関係にとどまっている。

<現在の社会福祉学科関係の姉妹校>

国	大学名	所在地
アメリカ	コンコーディア大学 ポートランド校	オレゴン州 ポートランド市
韓国	ピョンテク大学	京畿道平澤市
スウェーデン	リンショーピン大学	リンショーピン市
フィリピン	Asian Social Institute	マニラ市

<準備中>

ノルウェイ	ディアコニア大学
アメリカ	コンコーディア大学ニューヨーク校

なお、上記の正式な提携校との交流に加えて、神学関係では中国、ドイツ、インド、韓国、アメリカなどの大学との非公式な交流が活発であり、毎年、数多くの教員の訪問、あるいは受け入れを行っている。

こうした海外との繋がりを今後も維持・向上させ、社会福祉の分野で国際的に多様な教育の充実を図っていくことを考えている。

〔医療・精神保健福祉プログラム〕

繰り返しになるが、本学科の主要な目的は、社会福祉現場で働く専門ソーシャルワーカーを養成することである。特に医療や精神保健福祉分野で働くソーシャルワーカーには、精神医学や臨床心理学関係の知識と技術が不可欠と考え、本学の間人成長とカウンセリング研究所や神学科のキリスト教とカウンセリングコースと連携をしてこのプログラムを設けている。将来、医療・精神保健福祉分野で働こうとする学生たちはこのプログラムから多くの科目を履修している。

「医療福祉論」「精神医学」「精神保健学」「精神保健福祉論」「精神保健福祉の諸問題」「精神科リハビリテーション学」「心理療法概説」「カウンセリングの理論」「カウンセリング実技の基本」「カウンセリングの実際」「**Social Skills Training(SST)**」「人間関係論特講」「発達心理学」「心理検査技法」「家族療法」「表現・芸術療法」他、卒業演習を含めると 28 科目を開講しており、近年はこのプログラムを履修のうえ、総合病院や精神保健福祉の分野へ就職する者が多くなっている。当然のことながら、特に精神保健福祉士の資格を取得しようとする者は、このプログラムを中心に履修することになる。本学では、大多数の学生は社会福祉士資格のみの取得を目指しているが、大学としては実践力のあるソーシャルワーカーとなろうとする者には、このプログラムの積極的な履修を勧めている。

〔キリスト教社会福祉プログラム〕

本プログラムは、学生たちに、本学の建学の理念・精神をしっかりと理解したソーシャルワーカーとして巣立ってもらうための重要なプログラムと位置づけている。それに加えて、本学では既述のように学生にグローバルな視点を持ってもらうことを重要な教育目的の一つとしているが、北欧や欧米諸国の社会制度や社会福祉実践を学ぶ場合に、その背景にあるキリスト教についての知識を持っていることが不可欠なので、その見地からも本プログラムは非常に重要であると考えている。

社会福祉学科では、教養科目として開講されている 6 科目に加えて、専門科目として「キリスト教と社会福祉」「キリスト教と環境倫理」「キリスト教と生命倫理」「福祉のキリスト教的源流」「福祉のキリスト教的展開」「キリスト教の人間観」「キリスト教教理概論」「正義と平和とキリスト教」「聖書に見るジェンダー」等々の本学ならではの特色ある 11 科目を開講して、学生たちの積極的な履修を勧めている。

特に、既述の国際社会福祉プログラムを履修する学生たちには、体系的な知識の習得を促す意味で、本プログラムを合わせて履修することを勧めている。

〔社会福祉学科の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性〕

本学科における主たる目的はソーシャルワーカーの養成にあり、そのため学生のほとんどが社会福祉士国家試験の受験資格を取得するとともに、実際に受験する。受験しないのは、健康上の理由等、何らかの事情で現場実習を履修できないために、受験資格を取得できない学生で、毎年 1～2 名程度である。現役学生の合格率は、2002 年度は 70%強、2003 年度

は50%強となっており、全国平均の30%前後の合格率に比べ、非常に高い合格率となっている。また精神保健福祉士については、受験する者が例年10名前後であるが、70%を越える合格率となっている。

本学科のカリキュラムは、試験内容等も考慮し、これらの資格取得に対応できる体系となっている。合わせて受験対策という意味では、4年次の後期に受験講座も行っており、ほとんどの学生が履修している。

また、本学の誇りとするところでもあるが、大学側が受験講座を開くことによって無理矢理勉強させるというよりも、学生たちが自主的な勉強グループを作って自己学習を行うケースが多々見受けられる。教職員は、「資格取得によって本人が利益を得るというよりも、有資格者として社会的な責任を負うという位置に自分自身をおくことによって、責任あるソーシャルワーカーの入り口に立つことができる」という考え方を学生に伝え、これらの考えに共鳴した多くの学生たちが真剣に取り組んでくれている結果がこの数字となっており、あらわれていると考えている。カリキュラム構成の観点から見れば、1年次にフレッシュマンゼミで強固な動機づけを受け、その基礎のうえに多くの専門科目を系統的に学ぶことが、優れた成果をあげている根拠となっているとすることができるであろう。

社会福祉学科では、社会福祉の専門資格のほかに、高校の「福祉科」教員免許も取得できるようになっている。まだ始まって3年目であるが、年に数人程度の学生が必要な科目を履修して免許を取得している。現在卒業生で教員免許を生かして就労している者は2名である。社会福祉士、精神保健福祉士のほかに教員免許を取得することは、実際には非常に困難な点が多く、それだけ熱心な学生のみが履修しているのが現状である。

以上の内容を踏まえ、本学科においてはカリキュラムが学科の理念・目的と合致した構成になっていると言える。資格試験の実績は、本学科のカリキュラムが体系的な学習を学生に提供していることの表れである。2005年度からの組織改組により本学科は、総合人間学部社会福祉学科となるが、今後も専門的な知識を備えたソーシャルワーカーの養成という本学科の理念・目的の達成に向けたカリキュラムの検討・改善を進めていくつもりである。

〔教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ〕

本学においては、文学部神学科・社会福祉学科のそれぞれにおいて、牧師・カウンセラー・ソーシャルワーカー等の養成に取り組んでいる。これらの職業に就く者には、当然のことながら高い倫理性が要求される。本学においては、「いのち・環境・コミュニケーション」という全体テーマを持つ教養科目において、学生が大学生として身につけるべき水準の知識を授け、次に各学科の専門科目で倫理性を習得する流れとなっている。

他大学においては、専門教育と倫理性を培う教育とは区別されるケースが殆どだと思われるが、本学においては、倫理性を培う教育こそが専門教育とイコールになるような位置づけになっており、その重要性は極めて高いものと言える。今後とも、こうしたスタンスは維持し、カリキュラムにも適宜反映させていくものとする。

以上、文学部神学科・社会福祉学科の教育内容につき述べてきたが、学校教育法第 52 条・大学設置基準第 19 条との関連で言えば、本学の学部教育においては、条文の内容を網羅したカリキュラムとなっていると言える。記述の通り、2005 年度からは組織改組により学科構成も新たになるが、現在の良さを残しつつ、本学独自の教育のあり方を模索しさらなる改善を目指していきたい。

第 3 節 教育方法とその改善

(1) 学部の教育目標を達成するための、教育方法の工夫

①オリエンテーション・フォーラム

本学は、大学開設以来今日まで、キリスト教神学ならびにその関連領域についての教育と社会福祉専門教育という、我が国においてはかなり特殊な目的に焦点をあわせて運営されてきた。2005 年度から臨床心理学についての教育がそれに加わるが、これも我が国では未だかなり特殊な領域である。そのため、高等学校から直接入学してくる学生に、一般の大学と同じように、専門教育を受けるための準備としての通常の教養科目を履修させるというだけでは、学生の動機づけのためにも、また神学、あるいは社会福祉専門教育を卒業までに終了させるためにも不十分である。

そのため本学では、後期中等教育から高等教育への円滑な移行のための配慮として、前述の特色ある教養プログラム、また通常の学内オリエンテーションのほか、学部新入生のためのオリエンテーション・フォーラムを実施している。

オリエンテーション・フォーラムとは、例年、入学式翌日の学内オリエンテーションに引き続いて、入学式の翌々日早朝に出発して、1泊2日で実施される合宿オリエンテーションである。

オリエンテーション・フォーラムの目的は、①本学の建学の精神の理解を進めること、②学生相互と教職員との交わりを深めること、③大学生活への導入ガイダンス、の3つであり、①の一環として、キリスト教プログラム（礼拝を含めて）も含まれている。オリエンテーション・フォーラムのハイライトは、学科別に、比較的最近の卒業生の中から優れた活動をしている人を招いて講演をしてもらうことである。社会福祉学科を例にとれば、最近、新聞紙上などで話題になっている被虐待児童を主として処遇している施設で働いている人を招いて、その仕事の重要性、ソーシャルワーカーが果たしている役割について話してもらうなどである。その他のプログラムは、学長の講演、リーダーとして参加している上級生による先輩としての履修指導や入学後の学生生活についての相談、野外での食事作り、レクリエーションなどであるが、新入生がそれぞれの学科の勉学について強く動機づけられ、また、将来の職業としてのよいイメージを持つうえで、このオリエンテーション・フォーラムは、非常に大きな貢献をしている。

②フレッシュマンゼミ

本学における教育目標は、少人数教育による実践的な学びの機会を学生に提供することに

よって達成される。社会福祉学科の学生に対しては、まず1年次の後期に全員フレッシュマンゼミを履修することが義務づけられている。このゼミは1年次前期の全員必修のゼミである「社会問題と社会福祉」と事実上連続して一体的に運営されている。この二つのゼミには、可能な限り多数の福祉学科所属の教員が加わり（2004年度は7名）、それぞれの教員が得意とするテーマで学生の参加登録（第2希望、第3希望までを記入して登録する）を受け、参加者の希望に応じて原則として1グループ10人程度の小グループに分け、グループ別の共同研究、共同作業を進めることにより、情報を客観的に分析する能力、調べたことを文章にまとめる能力、第三者に説得的に説明する能力（ステージに立ってマイクを使って発表する能力を含む）を養うことを目的としている。

高校時代に、受験勉強主体の受け身の教育に慣れた学生の多くには、当初はこのゼミがかなりの苦痛と思われるようであるが、前期の終わり頃には多くの学生がこの形式の授業のおもしろさに目覚め、自主的に夕方や夜に集まって勉強会を開くようになる。年度末に行われる発表会では、「これが大学1年生の研究か」と驚かされるようなすぐれた研究発表がしばしばあって教員を喜ばせる。本学学生の各種国家試験の合格率が全国有数の高さにあるのも、このフレッシュマンゼミの効果の一つではないかと学内では考えられている。

③新入生以外の学生への履修指導

本学における学生への履修指導の方法としては、毎年、学生に「学生ハンドブック」を配布し、その中に「履修ガイド」という項目を設けて履修に係わる様々な内容について紹介している。

内容としては、「A 履修登録」「B 授業に関すること」「C 学籍について」「D 定期試験・レポート提出」「E 単位認定・成績通知」「F 卒業論文について」「G 在学中の留学に関する規定」「H 定期試験関係の規定」「I 転学科に関する内規」の9つから構成されている。学生は履修についての疑問が生じた場合、これらを参照すれば解決することが可能となっている。

ただし、履修に不慣れな新入生や留学生・編入生など、個別に対応しなければならないケースも当然ある。従って、本学においては新入生については、個別に履修指導を行っており、また、その他の在对学生に対しては全体で改正点などを説明するほか、学年対応の教員を定めて履修相談に応じている。また、すべての科目についてシラバスを作成し、毎年『講義概要』としてオリエンテーション時に配布する他、各授業の最初の時間にさらに詳細なシラバスを配布して履修の参考にしている。これまでのところ、これらの対応によって履修指導は適切に行われていると認識している。

（2）履修形態と授業科目の単位計算方法の妥当性

各授業科目における単位計算の方法については、講義概要に詳細に説明されている。本学における単位計算の方法について、その概要を述べると、教養・専門ともに半期で1～2単位を与える科目が数多く配置されている。これは半期ごとに数多くの科目を配置すること

により、学生が興味・関心に従って様々な科目を履修できるようにするためである。同時に、専門科目等の中で、特に深い理解が必要と思われる科目については、半期科目であっても4単位を与えたり、あるいは通年科目にしてじっくりと学生が学べるように配慮している。全学的なバランスの見地からも、また各学科のカリキュラム構成から見ても、単位計算についての妥当性は十分に満たしているものと考えている。

(3) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本学では、神学科、社会福祉学科とも、履修科目登録の上限を1学年48単位としている。ただし、GPA (Grade Point Average) が3.5以上の者には年間60単位までの履修登録を認めている。社会福祉学科の場合、最終学年でほとんどすべての学生が国家試験を受験するためか、学生の学習意欲は非常に高く、卒業までに履修すべき総単位数の下限は124単位であるにもかかわらず、2003年度の卒業生の平均総履修単位数は139単位であり、中には160単位も履修した学生がいた。また神学科では、平均総履修単位数は141単位とさらに多く、本学学生は全体として熱心に勉学に励んでいると言える。概して、成績優秀の者が平均以上に履修する傾向があり、本学では少なくとも現時点では、履修登録の上限を下げる必要を感じておらず、全学的に適切な運用が行われていると認識している。

(4) 成績評価法、成績評価基準の適切性

本学の成績評価法は、GPA (Grade Point Average) を採用している。GPAとは成績評価点平均のことであり、本学では各科目の成績1単位につき、優が4ポイント・良が3ポイント・可が2ポイント・不可が0ポイントの評価点を与えている。各科目の単位数に評価点を乗じたものの総合計を総履修登録単位数(不可の科目の単位数も含まれる)で除したものがGPAとなる。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{優の科目の単位数} \times 4) + (\text{良の科目の単位数} \times 3) + (\text{可の科目の単位数} \times 2)}{\text{総履修登録単位数 (全科目)}}$$

したがって、履修登録はしたものの途中でその科目を放棄したり、履修登録数が多すぎて学習に支障が出て思ったような成績が得られなかった場合、当然GPAは低くなる。学生には、履修登録時に十分な履修計画を立てて無理のない学習をすることを勧めている。GPA制度の狙いは、学生の到達水準を明確にして、学習の「量ではなく、質を問う」ことにある。

成績評価に関して本学の第一の特長をあげれば、それは出席回数を厳しく問うことである。全ての専任教員が毎回必ず出席をとり、3分の2以上の出席がなければ基本的に試験の受験(またはレポートの提出)を認めていない。また学期末が近くなると、出席状況調査を行い、欠席の多い学生には、試験に加えてレポートを課したり、追加の授業を準備し、履修

させるなど個別に対応している。

試験やレポートの評価の方法は、すべて各教員の方針に任されており、大学は干渉していないが、概していうと、「不可」の評価を遠慮せずにつける教員が少なくない。試験（レポート）の評価と出席率の厳しさから、学生の間にはよい意味での緊張感が常にあり、これが本学の国家試験合格率の高さにつながっていると思われる。

本学では全学的に統一した成績評価基準を設定していないため、教員の主観により評価のばらつきが存在する可能性は否定できない。本学は、学生からの授業評価アンケートも実施しており、教員と学生との間には良い意味での緊張関係があるといえるが、今後はいかに客観的な成績評価の基準を設けていくかが課題であると考えている。

（５）教育改善への組織的な取り組み

①学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

学生がいかにか自発的に学習する意欲を持って授業に参加するか、そして、教員がそうした学生の意欲を引き出す指導をどのように行っていくか、この 2 点が質の高い教育を行なっていく上で不可欠なものであると本学は認識している。そのために本学においては、以下の 3 つのことを実施している。

第一は、教員が学生に対して実施する授業に関するアンケートである。本アンケートの実施については、教員が自発的に実施しているものであり、全学的にルール化されているわけではない。内容としては毎週のクラス終了直前に A5 サイズの用紙を配布し、その日の授業において学生が学んだことと、感想を 5 分程度で書くというものである。学生たちは、十分に理解できなくて再度解説してもらいたいことや教師への注文も記入するので、次回以降の授業の進め方の参考としている。

第二は、希望する教員の科目のみを対象とした、学生による授業評価の実施がある。これは 2000 年度から試験的に実施しているものであるが、具体的には、後期の授業の最終回に教員が授業を終えた後に、職員が教室に入り、授業評価用紙を配付し回収することにより、匿名性を保証して自由に学生が感想や意見を記入できるようにしている。各担当教員は、学生への成績評価を終了した後に、授業評価の集計結果と自由記述の内容を閲覧し、次年度以降の授業の計画に役立てている。

第三は、全学生（博士前期課程の院生を含む）を対象とした学生満足度調査の実施である。この調査は 2004 年度に初めて行われたものであり、内容としては、大学についての学生の満足度、不満な点、改善すべきことなどの広い領域に及ぶが、個別の授業についての満足、不満足についても質問した。今回の調査では、回答率が低く、また同じ科目について、満足、不満の両方の意見が出された科目も少なくなかったことから、不満の意見が多かった科目についての取り扱いには慎重を期し、学長と調査の集計を直接担当したごく少数の教職員以外には非公開とされている。しかし、これらの科目のうち学長が必要と認めた科目と意見については、学長自身からそれぞれの教員にアンケート結果を伝え、今後の授業計

画の立案にあたって参考とするよう伝えることになっている。

調査内容については、まだまだ改善していく余地があると考えているが、学生の意見をいかに取り上げ、それを教育内容の改善に繋げていくかという観点で見た場合、本調査は効果的であり、教員へのフィードバックを含めて今後も継続していく予定である。

②学生による授業評価の活用状況

本学においては前述のように、3種類の授業評価に関するアンケートを実施している。この中で全学的に実施されているものは、2004年度から実施されている前述の「学生満足度調査」である。内容および回答結果についての概要は以下の通りである。

1. 調査の趣旨と対象者

1.1 調査の趣旨

この学生アンケートは、学生・院生の声に耳を傾け、授業の内容・教え方などの改善や、今後の大学運営に生かすことを目的として実施した。可能な限り率直な意見を聞くために完全な匿名方式で実施した。

1.2 調査の方法

アンケート用紙を、学部学生ならびに博士前期課程の院生全員のメールアドレス（学内に全学生のメールアドレスが設置されている）に配布し、期日までにメールアドレス横に設置した「アンケート」提出箱に入れてもらうよう依頼した。なお、郵送も受け付けることとしたが、実際に郵送されたものはなかった。

1.3 調査の内容

1.3.1 授業に対する学生及び院生（以下では「学生」とのみ記す）の取り組みについて

1.3.2 ルーテル学院大学の授業について

1.3.3 社会福祉実習について（文学部社会福祉学科の学生のみ記入を依頼）

1.3.4 以下に列記するような科目について、それぞれ複数回答で記入を求めた。

* とても興味深い授業だった科目

* もっともつまらない授業だった科目

* 新しい知識・技能の習得に役立ったと感じた科目

* 新しい知識・技能の習得に役立たなかったと感じた科目

* 将来の進路を考えるのに役立ったと感じた科目

* 将来の進路を考えるのに役立たなかった科目

* 全体的な満足度がもっとも高かった科目

* 全体的な満足度がもっとも低かった科目

* 授業内容を超えて自主的に勉強することに刺激を与えたり、示唆を与えたと
思う科目

* ルーテル学院大学の目標である「一人ひとりを大切にする教育」をもっとも

実践していると思う科目

1.3.5 本学が「一人ひとりを大切にする教育」を実現するに当たり、具体的にどんな取り組みをすべきだと思うか（自由記述、複数回答可）

1.3.6 授業内容についての不満、改善すべきだと思う点（自由記述、複数回答可）

1.3.7 こうすればルーテル学院大学はよくなるということがあれば、授業内容・要望も含めて自由に記入されたい（自由記述、複数回答可）

1.3.8 フェイスシート

所属、学年、性別

1.4 回答数、回答者の基本属性など

1.4.1 回答数

総数 77 （調査対象学生数 507 名の 15.2%）

回答者の数は、調査担当者が周知と回収に熱心に努力したにもかかわらず、調査対象学生数のわずかに 15% しかなかった。その理由としては、前期授業期間末の時期に当たり、定期試験が近いなど、落ち着かない時期であったこと、またこの年齢の若者にかなり共通の、いわゆる「さめた」気分の学生が多く、あえて意見や希望をアンケートに記入し表明するほどの不満もなければ、また実現したいと思う要求もないためではないか、と思われる。

1.4.2 基本属性

ア. 所属別回答者数など

学生数の多い文学部社会福祉学科の回答者が人数ではもっとも多いが、所属別の回答数では、大学院がもっとも回答率が高かった。

表 1. 回答者の所属

所属	回答数	%	所属別回答率
文学部神学科	10	13.3%	16.7%
文学部社会福祉学科	58	77.3%	14.0%
大学院博士前期課程	7	9.3%	21.2%
合計	75	100.0%	14.8%
無回答	2		

イ. 学年別回答者数など

学年別の回答率では、大学院生、学部 1 年生、学部 4 年生、学部 2 年生、学部 3 年生の順に低くなっている。学部 3 年生は、実習に出ているものが多い時期であったため、回答率がやや低くなったと思われる。

表2. 回答者の学年

	回答数	%	学年別回答率
学部1年生	20	27.0	18.3%
学部2年生	16	21.6	14.0%
学部3年生	13	17.6	10.2%
学部4年生	18	24.3	14.5%
大学院1年生	3	4.1	20.0%
大学院2年生	4	5.4	22.2%
合計	74	100.0	14.6%
無記入	3		

ウ. 回答者の性別

本学の学生の圧倒的多数は女性であるから、当然女性の回答者が断然多く 8 割以上を占める。性別回答率でも女性の方が高く、男性の 8.1%に対して女性は 17.9%の回答率であった。

表3. 回答者の性別

	回答数	%	性別回答率
男性	14	18.9	8.1%
女性	60	81.1	17.9%
合計	74	100.0	14.6%
無記入	3		

2.回答の概要

回答の概要を、箇条書きで報告する。

2.1 授業の予習、復習

授業への学生の取り組みでは、全体として、「充分している+まあまあしている」と「あまりしていない+全くしていない」とを比べると「していない」の方がかなり多い。学科間の差はなかった。

2.2 出席

出席状況は非常によく、「ほぼ 100%」という回答が 7 割を占める。大学院を除けば、ほとんどの回答者が 75%以上出席している。また神学科と社会福祉学科の間には差はない。こ

の出席状況は、教員の日常の経験とも一致している。すなわち、本学学部では4分の3以上の出席のものがほとんどで、それ以下の出席のものはごく少ない。

2.3 授業への取り組み

全体として授業への取り組みについての自己採点のレベルは高く、「大変よい+まあまあよい」が約8割を占め、「あまりよくない」という回答は、福祉学科の9人(15.5%)だけであった。神学科と社会福祉学科の間にはかなり差があり、授業への取り組みは神学科の方がかなりよい。

2.4 ルーテル学院大学の授業についての意見

ほとんどの項目において、肯定的な回答が9割前後を占め、学生・院生の本学の授業についての満足感が高い。またほとんどの項目で、学科間に差はなかった。

2.5 興味深い授業だった科目、つまらない授業だった科目

興味深い科目として選択された科目は合計して104科目であった。一方つまらなかった授業として選択された科目は合計50科目であり、興味深いとされた科目の方がはるかに多かった。なお、興味深い科目としてあげられた科目の中に、つまらなかったとされた科目がいくつかあり、学生によって評価が反対になる科目が少なくないことがわかった。

興味深い授業だった科目のうち、3人以上が選択した科目については、全学生・院生、全教員に配布した報告書で公表した。しかし、つまらなかったと指摘された科目については、上記のように学生の評価にも一部問題があると思われるので、科目名については公表せず、学長から個々の教員に結果を知らせることになった。

学生満足度調査については、次年度以降も定期的実施していく予定であるが、今後の課題としては、学生からの貴重な意見・要望をいかに活かしていくかである。調査結果についての分析・検討を行う組織の組成など、学生の意見を授業内容に反映させる仕組みを検討していきたい。

第4章 大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

第1節 教育研究指導の内容

(1) 教育課程

本大学院の理念は、「ヒューマニズムに根ざした確固とした人権意識をそなえ、かつ社会福祉政策や実践に関する高度な専門的知識と技術を身につけたソーシャルワーカーの養成を目指す」ことである。本大学院の理念に鑑み、教育内容・方法については、社会福祉の現場で活かされる知識と実践技術の習得に主眼を置いたものになっている。したがって学生たちは、日常の仕事の中で直面する様々な課題を、現在の社会資源が許す限りの高いレベルで解決するために必要な知識、技術、技能を探求しようという真摯な姿勢で入学している。

博士前期過程においては、キリスト教社会福祉、社会福祉制度・政策、社会福祉援助方法の三つの領域にわたって総合的に教育を行えるカリキュラムを構築している。

本学大学院の基本的ねらいは、上記のように現場で働く高度のソーシャルワーカーの養成にあるが、それとともにそのような現場経験を持ったソーシャルワーカーが将来社会福祉系大学の教員となつてすぐれたソーシャルワーカーの養成にあたることも、本学大学院に学んだ学生たちの重要な使命の一つであると考えている。そのため、本学大学院のカリキュラムには、上記社会福祉の各分野に関する一般的な科目のほかに、幅広い見識を持ってもらうために国際社会福祉に関する科目や、社会福祉調査データの高度な統計技法（多変量解析など）を修得するための科目がおかれている。本学大学院ではこの統計技法の科目には特に力を入れており、履修者全員に1台ずつのパソコンを整備し、また他の科目とは異なり通年科目4単位の科目としている。これらの科目は博士後期課程の院生も自由に聴講することが可能である。

また、上記のようなねらいを効果的に達成するため、どのような科目でも、単に講義を行うだけではなく、参加型の授業とするよう努めている。具体的には討議を取り入れたり、あるいは様々なアクション・メソッドを活用したりなどの工夫がなされている。またパワーポイントの活用や参考資料の配付にも力を注いでいる。そのため学生の満足度は非常に高く、毎回の授業の出席率は平均して8割程度に達している。また授業の雰囲気は活気に溢れており、教員の側もよい緊張感を持って授業に取り組んでいる。なおこのような授業方法は、学生たちが現場での実際の援助場面や、あるいはスーパーバイザーとしての役割を果たすうえですぐにも活用できるだけでなく、将来彼等が社会福祉系の専門学校や、さらには大学学部の教員となつた場合に、大きな資源となるものである。

本学大学院博士前期課程のもう一つの特徴は、社会福祉実習を必修にしている点である。在学中に少なくとも2週間の社会福祉実習を行わなければならない。学内での事前事後の

実習指導を受けながら、各自の勤務の都合にあわせて、様々な福祉現場で実習を行っている。各自の所属する職場では中堅職員として、あるいはベテラン職員として日々多くの経験を積んでいるが、一定の課題を持ってあらためて実習生として現場に出る体験は非常に貴重なものと受け止められており院生からも好評である。

博士後期課程の研究領域には社会福祉援助方法研究領域と社会福祉制度・政策研究領域の二つがある。それぞれ、講義科目や演習科目はおかれておらず、研究指導のみを履修し、博士論文を執筆し、論文審査に合格すれば卒業できることになっている。つまり学生の自主的な取り組みを最大限に尊重するということである。しかし、それだけでは学生が狭い領域の研究にのみ力を注いで、本学大学院のねらいとする“豊かな学識を養う”ことをおろそかにするおそれがある。そこで本学大学院では、すべての院生に、「社会福祉学特殊研究Ⅰ」（理念、理論、統計解析等の直接援助技術以外の研究）と「社会福祉学特殊研究Ⅱ」（直接援助技術の研究）の両分野から一人ずつの研究指導教員を選び、研究指導を受けることを求めている。これは社会福祉の領域における研究者、あるいは大学教員は狭い領域にのみに関心を持ち、その領域のことだけしかわからないようでは困るということから設けられた仕組みであり、他の社会福祉系大学院にはあまり例を見ない方式である。

本学大学院の授業科目はそのすべてにおいて、国際的に見て最先端の理論についての知識ならびに実践のための技術・技能を修得し、それを福祉サービスの現場で実際に役立ててもらふことをねらいとしている。そのため、内外の著名な社会福祉学者、研究者が本学を訪問した際には、特別授業を依頼するなどして、学生の知識と見聞を広めることに努めている。また家族援助技術研究の講義には、世界的権威の一人であるアメリカのコロンビア大学社会福祉大学院の教員を招いて毎年集中講義を依頼している。

以上から、本大学院研究科の教育課程は学校教育法第 65 条及び大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条 第 1 項で求められているレベルと内容を十分に備えていると考えている。

（2）学部と大学院研究科の関係

本学の大学院の博士前期課程は、学部の社会福祉学科に基礎をおくものであり、大学院の教員はすべて学部の授業も担当している。そのため、大学院、学部間の連携はきわめて円滑である。したがって授業の内容が学部と大学院で一部重複するというようなことは原則として生じない。また他の大学から入学してきた院生が、本学大学院の教員から見て、本学の学部の科目を勉強する必要があると判断した場合には、教員の指示により学部の授業を無料で聴講することができるようになっている。

また、博士後期課程では、本大学院の博士前期過程における教育内容を前提として、社会福祉学、もしくは関連領域で博士前期課程、もしくは修士課程を修了した者を受け入れ、社会福祉学の研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。換言すれば、すぐれた福祉系大学教員や専門学校教員、あるいは社会福祉学の研究者を養成することを目的としている。

社会福祉は関連する領域が広いので、すぐれた教員や研究者を養成するためには、博士前期課程あるいは修士課程で社会福祉学以外の学問を専攻した学生にも門戸を広げることが必要であると考えられる。しかし社会福祉学の基本についての理論的な基盤が不十分のまま博士後期課程を修了することは好ましくないので、本学ではそのような学生が博士後期課程に入学してきた場合には、後述の「博士論文提出資格取得試験」の受験までに、本学の博士前期課程を修了するのに必要な科目の単位を、修士論文を除いてすべて取得することを求めることとしている。これは、本大学院博士前期課程における「ソーシャルワーカーの養成とより高度な知識を持った指導者の育成」という前述の教育目標との一貫性を保持するための措置である。

(3) 社会人学生、外国人学生等への教育上の配慮

本大学院の入学者の大多数は社会福祉の現場で働いているソーシャルワーカーであり、かつ大部分の者は本学または他の4年制大学の社会福祉学部の卒業生である。よって、社会福祉現場で働く人たちが学ぶことができるように、入学試験は土曜日に実施し、すべての授業は木曜日と金曜日の夜間と土曜日の午前と午後におかれている。

入学試験でも、博士前期課程の場合、大学卒業後かなりの年数を経た後に入学を志す人に門戸を開くため、社会人には外国語の試験を免除している。また、福祉施設・機関で、現に管理職やスーパーバイザーの職にあるか、もしくはそのような経験を持つ人については、2004年度から特別の入学枠を設定し、そのような人については、大学卒業後相当の期間を過ぎていることを配慮して、小論文のみで入学試験を行っている。

ただし博士後期課程の場合には、学生の質を高く維持するために、社会人や管理職やスーパーバイザーの経験者であっても英語による専門試験を課している。なおアジア諸国からの留学生に門戸を広く開放するため、これらの国からの留学生は、すでに日本語という外国語をマスターしているという理由から、英語の試験を課していない。

第2節 教育・研究指導方法の改善

(1) ゼミと個別指導による自主的な研究・勉学の刺激

本大学院の教育研究指導においては研究科での教育課程の展開並びに学位論文の作成を通じた教育指導の適切性、そして学生に対する履修指導の適切性を確保するためにゼミと個別指導による方法を取っている。

博士前期課程における個別の研究指導のためには、入学時に学生に研究指導教員一人を主査指導教員として指名登録することを求め、指名された教員が指導にあたることとしている。なお指名された教員が、専門領域の見地から副査指導教員を依頼した方がよいと考えた場合には、当該学生と協議のうえ、副査指導教員を依頼することができる。また研究指導の中で、教員、あるいは学生が主査教員、副査教員を変更した方がよいと考えた場合

には、年度の途中で変更する機会を複数回設けて、可能な限り適切な個人指導ができるようにしている。

学生は、原則として主査指導教員の演習に参加して指導を受けるほか、主査指導教員はできるだけ頻繁に学生と個別に面接し、必要な指導助言を行っている。副査指導教員の役割は、自分の専門領域にかかわる事項について学生の相談を受けて指導にあたることである。本学大学院では、学生の個別指導には主査が主要な責任を負うこととしているが、できるだけ多くの教員の助言を受けることも質の高い論文を仕上げるには重要であることから、2年次においては、前期、後期それぞれに1回ずつの中間報告会を行い、これには全教員が参加して、必要に応じて担当以外の学生の論文についても助言をすることとしている。なおすべての学生は中間報告会で報告することになっており、報告をしない場合には原則として修士論文を提出することができない。

博士後期課程の院生のためには、毎週土曜日の午後に研究指導の時間が設けられており、ゼミ形式で進められている。進め方は担当教員により異なるが、院生の多くがきわめて多忙な職についているにもかかわらず、研究指導のためのゼミ出席率はよく、平均して6割を超えている。また院生の中には、本学の博士前期課程や、後述の“社会福祉専攻課程協議会”の仕組みを利用して他大学院の授業を聴講している者もある。

なお博士後期課程の学生のためには、上記のゼミに加えて、院生の希望に応じて個別の指導が随時行われている。また電子メールでの質問、あるいはコメントの依頼に、教員が同じく電子メールで回答する、という方式もすべての教員が取り入れ、常時活発に行われている。

本学大学院博士後期課程では、学生の自主的な研究、勉学の努力を刺激するため、前述の「博士論文提出資格取得試験」までに、全国規模の学会、またはそれに準ずる学会で2度以上発表するか、もしくは全国規模の学会の機関誌、もしくはそれに匹敵する学術雑誌でレフェリー制度を持っている雑誌に2度以上投稿し、掲載されなければならないこととしている。

(2) 教育・研究指導の改善

本学大学院では、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、毎学期の終了時（7月と2月）に、全院生と全教員ならびに大学院担当事務局員、図書館員などが参加して懇談会を開催し、小集団討議を併用して、教育内容、図書館運営、大学の設備などについての意見、希望を聞いている。毎回多くの意見が出されるが、全体として院生たちの満足度は非常に高く、これまでのところ不満や問題点の指摘は、設備の不備や、運営上の細かい点の改善の要望などにとどまっている。

また、2004年度からは学部全学生の大学への希望を聞くためのアンケートを実施した際に、博士前期課程の学生も対象に加えている。回答のあった院生の数はわずかであったが、このアンケートへの回答の結果においても大きな問題点の指摘はなかった。

上記の理由から、本学大学院では、現状として、教育・研究指導などについて大きな改善を要する問題事項は挙がってきていない。

ただし、院生からの指摘はないが、大学院担当教員側として今後の改善、あるいは運営上の工夫が望まれる点は挙げられている。その中でも特に、博士後期課程の院生及び教員の研究活動を円滑にするための支援体制、特に社会福祉と関連の深い学問領域における研究論文などの検索の支援体制を強化することが必要であると考えている。

具体的に言えば、以下の通りである。本学はこれまでキリスト教神学と社会福祉学の研究と教育に特化した小規模の特殊な大学であった。そのため、この二つの学問領域以外の、たとえば、医学、心理学、社会学、教育学、などの領域における最新の内外の研究論文を検索することが容易ではない。完全を期すには設備と日常の運営に多大な物的、及び人的投資が必要なため、理想的な環境の実現には長期的な見通しの下で取り組んで行くしかない。しかし、今後は他大学院との共同の取り組みなどを視野に入れつつ、早期に改善できる方策を検討して行くこととしている。

第3節 国内外における教育・研究交流

(1) 海外との交流

第3章、第2節、(2)、②の中の「国際社会福祉プログラム」の項で説明したように、本学では、現在海外の4つの大学と正式の姉妹校協定を結んでいるが、大学院としては、現時点では韓国のピョンテク大学との関係がもっとも緊密で、研究交流のためのシンポジウムを2004年度から開催している。2004年度はピョンテク大学に加えて、韓国ルーテル大学も参加して本学で開催した。2005年度にはピョンテク大学で開催することになっている。シンポジウムの内容は、参加大学の大学院生、またはごく最近大学院を卒業した者、及び大学院教員による研究発表である。2004年度の研究発表はいずれもレベルが高く、また相手国の国情や福祉制度についての理解を深めることができるような内容で参加者に好評であった。

教員間の交流では、1996年に本学の教員が一か月間ピョンテク大学に滞在し、学部と大学院にて特別講義を行った。また2000年度にはピョンテク大学の教員を1年間受け入れたことがある。また2004年度には、本学大学院の教員の一人がソウル市での国際シンポジウムに招かれた際、ピョンテク大学からの依頼で大学院生のために特別講演を行った。

スウェーデンのリンショーピン大学との関係も緊密である。遠方のため、共同シンポジウムなどを開催することは困難であるが、相互に短期的に訪問し合うほか、この大学の教授の一人がほとんど毎年のように本学を訪問されるので、その際に大学院生を対象とする特別講演をしてもらう、などにより、大学院生の国際経験を豊かにするよう努めている。本学では大学院が発足してからまだわずかの期間しか経過していないので、提携校との間で国際共同研究プロジェクトを企画するまでには至っていないが、ピョンテク大学との間で

は共同研究をなるべく早い時期に実現したいということが両校の有志教員の間で話し合われている。

(2) 国内の他大学院との交流

東京都ならびにその周辺にある社会福祉学系の大学院研究科（あるいは専攻）の間では、「社会福祉専攻課程協議会」という連絡協議会が組織されており、現在本学大学院を含めて11校が加盟している。これら加盟校では、それぞれの研究科（あるいは専攻）で開設している授業科目を可能な限り、加盟する他校の院生に開放することになっている。聴講料は1科目 2,000 円であり、一般の科目等履修生の聴講料とくらべると非常に低廉に設定されている。本学の院生（博士後期課程の院生を含む）で、この制度を利用するものは毎年度かなりの数あり、非常に喜ばれている。なお本学大学院ではこの制度による他校での科目履修を10単位まで認めている。

本学大学院の開設以来の他大学院との交流状況は、表4-1に示す通りである。

表4-1 社会福祉専攻協議会 聴講生受け入れ、送り出し実績

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
受け入れ	2	5	4	7
送り出し	1	8	2	6

第4節 学位授与、課程修了の認定

(1) 博士前期課程

本学大学院社会福祉学専攻博士前期課程では、課程を修了し修士の学位を取得するために必要な条件として、授業、演習、実習の合計で36単位（他の社会福祉系大学院では通常30単位）を履修し、そのうえで修士論文、または特定課題研究報告書を提出して論文審査に合格することを求めている。

① 特定課題研究について

本学では特定課題研究について履修要項において以下のように定めている。

「特定課題研究とは、社会福祉学を基礎とした理論（援助方法、介入方法）を、実際の社会問題やクライアント（ケース）（層）（群）に対して具体的に適用し、あるいは、政策提言の形にまとめ、その援助過程あるいは、提言作成の詳細な記録と分析をまとめた研究である。」

このような規定を設けた理由は、本学大学院が高度の社会福祉実践の専門家、あるいはそのスーパーバイザーを養成することを重要な使命としているためである。すなわち、特定課題研究を選択した学生が、自分の得意とする専門領域の援助方法について、深く掘り下

げた実践的研究を行い、将来その領域でのすぐれたスーパーバイザーとなることができるようにするためである。

②修士論文、特定課題研究の審査

大学院教育でもっとも重要な事項の一つである論文の審査は、主査教員と副査教員の二人があたる。2年次の修士論文中間報告会まで主査指導教員のみであった場合には、中間報告会の終了後、研究科教授会で副査教員を指名し、その者が論文審査に加わるようになっていく。つまり論文審査は必ず二人、もしくはそれ以上の数の教員によって行うようになっていく。

③教育効果と学位授与・課程修了の状況

本学大学院博士前期課程では、これまで2回の卒業生を出しているが、1期生は18名が入学して最短の2年で修了したものが16名、3年を要したものが1名で、残りの1人は2004年度中間の時点ではまだ卒業していない。1期生は12人が入学して6名が最短の2年で修了し、残りの6名のうち3名は3年次の前期末で卒業した。残りの3名はまだ卒業していない。

1期生、2期生をまとめて考察すると、本学の博士前期課程の学生の70パーセント以上は最短の2年で卒業し、修士の学位を取得しているため、この課程の教育・研究指導はほぼうまく機能していると考えてよいと思われる。

(2) 博士後期課程

本学の博士後期課程は開設されたばかりであるが、学術的な水準を可能な限り高く維持するために、2年次の終わりに「博士論文提出資格取得試験」を行い、それに合格しなければ博士論文の提出を認めないことにしている。また研究科長の通達により、博士論文の内容は、学問の進歩に貢献する独自の内容を持ったものでなければならないこと、文献研究を内容とする場合には、日本語の文献に主として依拠したものは認められないこと、実証的研究の場合には、質的研究では個人を対象とするものでは原則として30ケース以上を調査すること、また統計解析を用いた研究の場合には分析方法において必ず多変量解析を取り入れなければならないこととして、博士論文が可能な限り高いレベルを維持するようにしている。

なお「博士論文提出資格取得試験」を受けるためには、それまでに、最低二つ以上の全国レベル、もしくは都道府県レベルの学会、あるいはそれに準ずる研究発表会で研究発表をするか、もしくは全国を単位とする学会の機関誌、もしくはそれに準ずる学術雑誌に論文を投稿し、受理されていなければならないことになっている。

このような仕組みに加えて、2004年度生（1期生）の「博士論文提出資格取得試験」実施までには、他大学の博士後期課程担当教授や福祉や文教関係を専門分野とする有力新聞の論説委員またはその経験者などを構成員とする「博士後期課程諮問委員会（仮称）」を設置して、博士論文提出資格取得試験の内容や、博士論文の評価基準などについての助言を求

め、博士後期課程の質の向上、確保をはかることになっている。

第5節 本大学院の今後

本学大学院は開設後まだ日が浅いこと、また社会人が入学者の大半を占めるために、卒業後の就職の斡旋や進路についての相談指導は大学院の主要な機能となっていない。しかし、大学、専門学校からの教員候補の紹介、また施設、機関からの高度の専門ソーシャルワーカーやスーパーバイザーの候補の紹介依頼は少数ではあるがある。その結果、現場から専門学校の教員になった者、また請われて専門ソーシャルワーカーとして別の職場に移った者もあるが、いずれもごく少数にとどまる。

学部から直接本学大学院に入学してきた者については、修士論文の指導を担当した教員が中心になって進学指導や就職の斡旋に努めているが、現在までのところ、本人の希望に近い進路の指導・斡旋にほぼ成功している。

これまでもたびたび述べたように、本学はルター神学に基礎をおく基督教の神学校として発足し、その後神学科と社会福祉学科の2学科のみの大学となり、最近になって社会福祉学専攻の博士前期・後期課程を持つ大学となったのであるが、現代社会の変化はきわめて早く、かつその振幅も大きい。そこで、神学、社会福祉学分野を超えた社会の要請に応えるべく、2005年度から、学部での臨床心理学科開設に併行して、大学院においても臨床心理学専攻の修士課程をおくこととなった。すでにほとんどすべての準備を終え、入学試験を行うばかりとなっている。

本学学部では、社会福祉学科に医療・精神保健福祉プログラム、神学科に基督教とカウンセリングコースがおかれており、これらの部門における研究・教育を基礎として、より高度のカウンセリング専門ワーカーを養成することを目指して臨床心理学専攻を開設したのであるが、これは、現在の社会福祉学専攻の院生の研究にとっても有益であると思われる。すなわち履修できる科目も増え、また教員の間での交流も進み、教育の面でもまた研究の面でも新しい飛躍を遂げる可能性が高まると思われ、関係者は期待している。

第5章 学生の受け入れ

第1節 学部における学生の受け入れ

(1) 学生募集の方法の適切性

毎年の学生募集の基本方向は、入試委員会から教授会に提案され審議のうえ決定している。入試委員会は、入試委員長、神学科長、社会福祉学科長、入試事務局長、及び事務局職員4名によって構成されている。入試委員会は少なくとも毎月1回以上開催し、学生の受け入れのあり方を常に検証している。

学生募集のための諸活動は、入試委員会と連携して、主として広報課が担当している。また、全教職員がこれに様々な形で協力している。

① 広報誌の配布等

「大学案内」、「学生募集要項」、「入試過去問題集」いわゆる「赤本」、「ルーテル・インフォメーション」「ルーテル学院だより」等々という印刷媒体を使った広報活動が、学生募集の一つの柱である。もっとも重要な「大学案内」は毎年6月頃から配布している。

② 広告媒体の活用

受験雑誌、一般新聞、キリスト教関係新聞・雑誌、社会福祉専門雑誌等々の紙媒体広告、公共交通機関の車内広告や路線バスでの車内放送、駅の看板などの媒体を使つての広告も行っている。広く社会一般に本学の理念を伝え認知されることでより明確なビジョンを持った学生を募集することができると思う。

③ 入試説明会、オープンキャンパス等の開催

業者主催の大学説明会や多摩地区高等学校進路指導協議会（略称：多摩高進）主催の入試説明会にも、キリスト教や社会福祉を学びたいと考えている高校生などに本学の存在を認知してもらい、本学の教育を理解してもらうことを目的として積極的に参加している。大学案内や入試関係の資料を配布するほか、個別相談に教職員が応じている。

本学では入学を考えている高校生に本学の教育を理解してもらうことを目的として、本学を会場にしてオープンキャンパスを開催している。年によって多少変動はあるが、4月から翌年1月まで8～10回のオープンキャンパスを開催している。オープンキャンパスでは毎回本学教員による模擬授業や、在学生との交流等の多様なプログラムを行っている。具体的には、各学科の教育内容や取得資格、卒業後の進路などに関する説明、入学試験に関する説明のほか、専任教員による模擬授業や在学生との交流会、卒業生による社会福祉現場体験談などにより、大学教育のイメージとともに、教会や社会福祉の現場についての理解を深めてもらえるようにプログラムを工夫している。2003年度は9回のオープンキャンパスを開催し、延べ508名が出席した。また、受験生が個別に大学を訪ねて来る場合も、大学諸施設の案内を含めて随時受け入れている。

さらに、進路指導にあたる高等学校などの教員に本学の存在を知ってもらい、本学の教育の特色についての理解を深めてもらうために、広報課職員を中心に全職員あげて高等学校を訪問し、本学に関する広報活動を行い、学生募集の説明を行っている。また高校から求めがあれば、高校内での模擬授業や職業別ガイダンスを行っている。

高校の授業の一環として大学教員を高校に招いて高校生が授業を受ける機会を作ることが増えてきている。本学は積極的に協力し教員を講師として派遣している。この試みは上記の入試説明会での対応を発展させたものである。

その他、多摩地区の大学と高校が協力して、大学の講義に高校生が参加し、単位履修できる「チャレンジ・キャンパス・プログラム」にも参加し、2004年度は12科目を開講した。

2003年度からは、毎夏「高校生のための社会福祉体験講座」として3日連続の講座を開講している。これには部分参加も含むと約40名が参加し、3日間連続して参加して修了証を受けた参加者が20名近くあった。このプログラムは直接本学受験者の増加につながるわけではないが、本学の卒業生の協力と、地元の社会福祉施設や、当事者、ソーシャルワーカーの方々の協力を得て、参加者の満足度の非常に高いプログラムが実施できた。

本学の特色のひとつに、大学選択の基準を学校の知名度のみに求めるのではなく、大学の教育内容を重視している傾向の強い受験生が多いということがあげられる。本学の受験者の半数以上が体験入学や大学説明会に参加した経験を有している。本学の教育内容や教育環境に触れて特色を理解したうえで、本学への入学を希望して受験する学生が多いことを示している。「一人ひとりを大切にする教育」という理念が具体的に生かされていることを受験希望者個々に伝える意味は大きい。大学選択におけるミスマッチの解消のみならず、受験生の中の漠然とした期待に形を与えられると考える。何度も説明会や模擬授業に参加し、本学へ入学したいという気持ちを固め、学ぶ意欲の高い学生が受験してくれていることは本学入試の長所である。

④インターネット（ホームページ）

大学のホームページを使って常時大学の情報を発信している。近年のインターネット環境の飛躍的な広がりから、広報媒体としての影響力が大きい。さらに他の媒体に比べ、リアルタイムで更新される情報発信の力が格段に強く、常に新しい動きのある本学においては欠かせない媒体である。

（2）入学者選抜方法と各々の選抜方法の位置づけの適切性

①各種選抜方法

〔推薦入学試験〕

推薦入学試験には、自己推薦入試、指定校推薦入試、公募制推薦入試の3方式がある。

自己推薦入試では、本学への志望動機が高い人について書類審査と面接により合否判定を行う。指定校推薦入試は、本学の教育に理解が深く、過去に入学実績のあるキリスト教

系の高等学校の中から本学が指定した高等学校に在籍する高校生で、高校の成績評定平均値が 3.3 以上（一部の高校は 3.5）あり、社会福祉学科または神学科で学ぶことに強い意欲を持っている者に出願資格が認められている。試験は通常 11 月下旬頃に実施され、書類審査と面接試験によって合否判定を行う。

公募制推薦入学試験は、高校の成績評定平均値が 3.0 以上で高等学校長の推薦があるものに受験資格が認められ、11 月下旬に小論文と個人面接、集団面接によって合否判定を行う。なお、2003 年度入学者の選考から、高校を卒業して 1 年以内の者にも出願資格を認めることにした。

〔一般入学試験〕

一般入学試験は例年 2 月上旬に実施され、現在は試験科目が異なる 3 方式を実施している。

A 方式は英語 1 科目、B 方式は英語と国語、C 方式は国語 1 科目の筆記試験を課し、いずれも個人面接を実施している。受験機会を増やす趣旨で 3 方式を実施しているので、重複して出願することはもちろん、方式によって別の学科に出願することも認められている。

〔帰国生徒入試〕

外国において教育を受けた後、我が国に帰国する日本国籍を有する者に受験資格が認められる。Ⅰ期は 11 月の推薦入学試験にあわせて小論文と個人面接・集団面接による選考が行われ、Ⅱ期は一般入学試験の時期に、英語と国語、面接による選考を行っている。

〔センター試験利用入試〕

センター試験の外国語から英語、国語、地理歴史・公民から 1 科目、合計 3 科目（各科目の満点は 100 点）の成績と、本学で行う二次試験としての面接試験（満点 100 点）の成績とを勘案して入学者を決定する。

〔編入学試験〕

短期大学卒業または卒業見込の者、大学 2 年以上の課程修了または修了見込の者、または高等専門学校 5 年の課程修了または修了見込の者で、大学入学資格を有する者に、受験資格が認められる。例年 2 月上旬に小論文と面接による選考が行われる。

〔指定短大編入試験〕

短期大学のうち、本学への編入生の多かったキリスト教主義短期大学を指定して、既履修科目の成績の半分以上が優またはそれに相当する成績の者で、本学で学ぶ意思の明確であり、当該短大の学長の推薦があったものに受験資格が認められる。書類審査と面接によって選考が行われる。

〔社会人入試（一般 1 年次・編入）〕

社会人としての受験が認められるのは、入学年度の 4 月 1 日現在満 25 歳以上で、高等学校卒業後に一定の職業に就業または家事に専念して来た者である。このうち、編入学試験の受験資格にもあわせて該当する場合には、社会人編入学試験を受験できる。

社会人入学試験は、11 月の推薦入試と 2 月の一般入試の時期とで 2 回実施され、いずれ

も小論文と面接による選考が行われる。

〔留学生入試〕

留学生としての受験資格は、外国において外国の学校教育の12年の課程を修了した者、ないしそれと同等以上の学力を有すると本学が認める者、あるいは国際バカロレアの資格を取得した者に認められる。それに加えて日本国際教育協会（日本国内で実施）または国際交流基金（外国の諸都市で実施）が行う日本語能力試験の1級試験合格を入学の条件としている。したがって、受験時にすでに日本語能力試験1級に合格している場合はもちろん、当該年度に受験した者も本学の留学生入試を受験することができる。ただし、日本語能力試験に合格しなかった者は、本学への入学が認められない。試験は2月上旬に実施され、英語と面接による選考が行われる。

②選抜方法の位置づけ等の適切性

一般入試については、基本的にはできるだけ多くの受験機会を提供し、本人の得意な科目によって、その個性を発揮できる入試方法を受験生が選択できるようにするという考え方で、入試方法を拡大してきた。

現実には、どうしても本学に入学したいと考える受験生は一人で複数の受験をする傾向が強く、各試験によって個性の異なる入学者を得るというようには必ずしも機能していない。ただし、出身高校の基準により推薦資格を得られない受験生に対して、多くの機会を与えられることは利点である。

推薦入試については、本学の建学の精神や特色を理解し、入学意志の特に顕著な受験生に入学してもらいたいという趣旨で実施している。例年熱心な受験生が集まり、意図が生かされた入試となっている。本学の公募制推薦入学試験は、評定平均値が3.0以上で、本学への単願者で、高等学校長からの推薦書があれば受験できる。個々の高校との特別な関係はない。指定校推薦入学試験は、ルーテル教会関係の4高校と、一般入試で継続して本学への受験者のあるキリスト教学校教育同盟に所属する7高校、計11校であるが、合計で毎年数名の受験者の応募がある。

本学では、大学への編成替えのあとしばらくの間、推薦入試の受験資格としてキリスト教主義高校出身者であることや、キリスト教会の牧師による推薦状や紹介状があることなどを条件として掲げていたが、1990年代に入り、その条件を大幅に緩和し、特定の高等学校の卒業生でなくても、またキリスト教会の関係者でなくても本学を受験できるように門戸を広げた。これにより、受験生の幅が格段に広がった。受験資格の緩和によりキリスト教を信仰する学生が在学中の2割を割り、また建学の基盤であるキリスト教教育の特色が薄まる可能性も指摘されてきたが、逆に一般社会に本学の精神を広く伝えるという側面での評価も高い。現在でも入学式や卒業式、教育プログラム、学生の課外活動などに、キリスト教主義の特色は色濃く保たれている。

この10年間に入試方式の多様化をはかってきたが、その結果、受験生はそれぞれの受験計画や得意科目などにより実力をもっとも発揮しやすいと思う方式を選んで受験するこ

とができるようになった。一方、一般入学試験A方式では英語1科目、C方式では国語1科目のみを課していることについては、大学教育に対応できる基礎的な学力を総合的に判断できるのかという問題点も指摘されている。しかし、優等生的な学生のみならず一面に秀でた学生による大学全体の活性化やそういった受験生の負担を軽減する点においては一定の評価を得ていることも無視できない。また、入学試験の受験資格を緩和したため、受験層が広がって、その結果学生の間でのキリスト者の比率は非常に少なくなったが、今後とも建学の精神を堅持し、ミッションスクールらしいキャンパス生活を維持するために、一層の努力と工夫を重ねていく必要があると考えている。

本学の入学者選抜試験の大きな特色は、すべての試験において面接を実施していることである。推薦入学試験では個人面接約7分と集団面接約25分を実施している。受験者が多い一般入学試験の際にも短時間ではあるが個人面接を実施している。面接を重視する理由は、受験勉強による知識の蓄積だけではなく、自己表現力や対人関係における能力、学ぶ意欲などを含めて、本学での教育を生かして伸びていく可能性がある学生を見出すためである。面接試験によって学生の将来の熱意や夢を確かめていることが、入学後の学生の熱心な勉学につながっている。たとえば、社会福祉学科の場合、卒業生の高い社会福祉現場就職率を支える有力な基盤となっていると考えられるのである。

入学試験における面接も本学のキャリア教育の一環と考えている。自身のキャリアデザインを持って熱心に学ぶ集団であることから、入学後の成長も著しく、結果的にそのことが国家試験の合格率の高さにもつながっていると思われる。受験生を増やすためには障壁となるともいわれる面接試験であるが、しかもその面接試験のために受験者はA3用紙一枚分の「面接資料」を記入して入学願書と共に提出しなければならないために一層の障壁になっているとも言われているが、試験の水準を落とすことなく、受験生がそれぞれの持ち味を生かせるような試験方式を工夫するという意味での多様化をはかるためにも、今後とも面接試験は堅持していく予定である

その他、近年、社会人入試の志願者、合格者数が横ばいであることに注目している。開かれた大学としての特色を生かす重要な意味を担った選抜方法であり、より力を入れて行かねばならない入試として、今後さらに工夫を重ねて受験生の増加をはかるつもりである。

(3) 入学者の受け入れ方針

本学は、キリスト教会の牧師と社会福祉従事者を養成することを目的に運営されてきた。したがって、大学に入学すること自体や資格をとることのみが目的の学生ではなく、本学の特色をよりよく理解した学生を受け入れるということが大学としての基本的な方針である。真摯に神学を学び、本気で社会福祉従事者になろうとする受験生に多く入学してもらいたいと願ってきた。

したがって、本学では大学の理念に沿った学生を受け入れるため、学力のみならず、人物、学習意欲を重視して入学者を受け入れてきた。神学科と社会福祉学科の学生は共に将

来、教会や社会福祉の現場で人の人生や生活にかかわる仕事につくことが前提である。その能力のある人材を育てることを目的とするため、誠実に人と関わりを持つことのできる学生を求め、既述のように入学試験においては面接を重視している。

当然のことながら、教会や社会福祉での仕事は、単に人柄がよければこなせるような内容ではなく、他職種の専門家とも協力して役割を果たす必要がある。難しい状況にも対処できるだけの専門性を身につけるためにも、そして他の専門職と対等に意見の交換をできるような力を養うためにも、十分な基礎学力が必要である。そして、両学科とも専門性の養成に力を入れており、履修単位に占める専門科目の割合が多く、それぞれの学問を学ぼうという意欲が乏しいと本学の教育を生かすことが難しい。さらに、1学部2学科(2005年度から3学科となる)という組織であるから、各学科はそれぞれ全人的教育を目指してカリキュラムに多様な内容を盛り込むようにつとめているが、所属する学科の学習内容に意欲を持たなかった場合には、他の総合大学に比べて転学科の選択肢が非常に限られている。ただし、学力検査のみでこれらの素質を把握するのは困難である。そこで、各学科の内容についての理解や意欲を確認するのも面接の重要な目的である。

また、本学が求める学力は、いわゆる受験対策で身につけるような断片的な知識の記憶ではなく、新しい知識を得て、再構成し、自らの考え方の幅を広げて成長していく力である。そのため、推薦入学試験や社会人入試などでは課題文を読んで論述する形式の小論文を導入している。

上記の受け入れ方針は、本学の理念や教育目標に照らして整合性がよくとれていると考えている。このような受け入れ方針が維持できるのは、前述の「面接資料」を熱心に記入し、また記入するために様々な準備をし、オープンキャンパスにたびたび参加して本学の長所や弱点を自分で確認のうえ受験する受験生が半数以上を占めていることからわかる通り、大学側の意図を真摯に受け止める受験生が多くを占めているからである。

また、この基本方針を維持するためには、一定の数の受験生を確保できることが前提である。受験生が大幅に減少する中で、この基本方針を維持しようとする、結果的に本学が求めるような学生だけでは入学定員を満たせなくなる可能性がかなり大きいといわざるを得ない。したがって、基本方針を維持するためにも、いっそう広報活動と受験生の開拓に努め、本学の理念に共感していただける裾野を広げていく必要がある。

在学する学生の多くを占める社会福祉学科の場合、卒業生の大半が社会福祉現場で活躍しており、社会福祉の現場でも、また社会福祉系大学の間でも、「熱心に社会福祉教育に取り組んでいる大学」「内容の豊かなレベルの高い福祉専門教育を行っている大学」との評判を得ていることを誇りとしているが、残念ながら一般の高校生や進路指導の教員にはほとんど知られていないのが現実である。この現実を踏まえて、本学の方針を維持するためにどうすればよいのか、学内ではいろいろな機会に活発な議論が行われている。受験生確保のみを目的とするのではなく、大学に対する社会的な要請に応えていくことにより、あわせて、将来さらに受験生が減少した時でも、一定水準以上の学生で定員を満た

すことができるような方策を検討中である。近年需要が大きく高まった臨床心理学科の開設もその一つである。また、一方では数多くの大学に設置されたため、学生の学力レベルの低下傾向が見られる社会福祉学科の入学定員 80 名を、2005 年度から 60 名に削減することもその方策の一つである。

(4) 入学者選抜の仕組

入学者選抜試験にあたっては、学長・入試委員長の下に全教職員を総動員し、通常の業務とは異なる入試実務体制をしいて実施している。入試委員会と入試事務局が中心となって「実施要項」を定め、全員の役割配置とマニュアルにしたがってそれぞれ定められた役割を果たす体制をとっている。

試験当日は、上記マニュアルのほか、緊急事態も想定したマニュアルを用意し、事前に説明会を開いて周知の徹底をはかっている。

入試に至る作業としては、試験問題の出題委員会による試験問題の作成作業がある。複数の出題委員、複数の模擬解答者による問題の適切性のチェックと、別の印刷委員による印刷・字句の誤植のチェック等、三重四重のチェック体制によって間違いのないよう細心の注意を払っている。

本学の入学者選抜試験では、既述のように学力試験だけでなく、人物・学習意欲を見るために面接試験を行っている。特に、人物や学習意欲については客観性のある基準では評価し難い部分がある。判断の基準を作ってはいるが、外部に向けてその透明性を示すにはどうすればよいのか明確にはなっていない。2004 年度入試からセンター試験利用入試を始め、ここでは面接を点数化する試みを実施したのが新しい取り組みである。

入学試験における失敗は、大学にとっては致命的な失敗になりかねず、また受験生に対して多大な不利益を与える結果になりかねない。したがって毎年のことであるが、常に緊張感を持って取り組む必要があり、今のところ本学の実施体制は目的にそった機能を果たしているといえることができる。

各入学試験の採点においては、答案用紙は必ず氏名を抹消したコピーを用い、採点者の個人的な配慮の入る余地がないようにしている。

最近多くの大学で選抜の公正性、妥当性を確保するための手段の一つとして、受験者の問い合わせに応じて判定結果を個別に開示するようになってきた。本学の場合、卒業後に社会福祉援助の専門業務に携わることを期待しているため面接試験を重視しているので、判定結果を完全に点数化することが困難である。現在、鋭意研究を進めているが、今までのところまだ入試結果の開示を実現するに至っていない。

また、入学者選抜方法（入試問題を含む）の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みも検討している。本学の入試問題を検証する仕組みは、現在までのところは円滑に機能しており、問題は生じていない。しかし、「入試問題の適切性の検証」まではシステム化するに至っていないのが現実である。

外部関係者などからの意見聴取については、大学入試の専門家にアドバイザーに就任してもらい、その意見を聞く研修会を開き、本学の入試について具体的なコメントを受けた(2001年度)。また多摩地区にある高等学校の進路指導協議会の世話人から具体的なコメントを受けた(2003年度)。これも全学教職員研修会で在京の理事や後援会推進委員も含む場で話してもらい、役員、教員、職員全員で共有した。ただし、これは仕組みとして導入されているというのではなく、必要に応じて実施しているというのが実情である。

入試問題の作成は毎年大きな課題である。専任教員が少ない本学では、学部の入試問題を作成することができる教員は限られている。そのため出題委員会を組織して作成することとしており、この方式は定着している。しかし国語の問題については、学内に国語を専門とする専任教員がないので、外部の国語の専門家(大学教授)に作成と採点の指導を委嘱している。しかしさらなる改善を進めるために、入試問題作成に、外部の信用できる組織や団体等の協力を得ることも視野に入れて、今後の方向を検討中である。

(5) 社会人、外国人留学生、科目等履修生・聴講生の受け入れ

①社会人の受け入れ

本学では学部、大学院を通じて社会人の受け入れを積極的に行っている。そのために大学院と学部神学科に社会人学生を念頭において長期履修制度を設け、社会人学生のために便宜を図っている。学部神学科の長期履修制度は、通常の第1、第2学年の2年間、また第3、第4学年の2年間を単位年限とし、その2年間の履修年限を3年間に延長することができるようにするもので、この制度を選択した学生には、年間納付金の総額を約2割減額することによって、経済的負担を軽減している。

大学院では、この制度は博士前期課程について設けられており、学生の申し出により通常2年の履修期間を3年、もしくは4年に延長することを認め、年間納付金の総額を3年に延長する場合には約2割、4年に延長する場合には、約3.5割減額している。

②外国人留学生の受け入れ

入学希望の留学生の単位認定については、個々の学生から提出された成績証明書をチェックし、本人と面談し、これを教務委員会で判定して、教授会で単位認定を行っている。これに加えて日本語能力試験を課しているのも、これまで大きな間違いはなかったが、入学後の学力には大きな差があり、アドバイザーによる個別指導が必要な場合もある。

正式に入学してくる留学生は、学力に差はあっても皆熱心であり、積極的で前向きな学生が多い。けれども聴講生、科目等履修生で登録した留学生の中にはすぐに行方のわからなくなる者も過去にはあった。そのため、現在は複数の教員や職員が面談し、経済状況もチェックして受け入れるか否かを決定している。しかし熱心で真面目な留学生とそうでない者との見分けが事前にはなかなかでき難いのが実情である。今後ともこの点は大きな課題である。また個々の学生の学力差への対応も大きな問題である。日本語の授業を履修してもらおうよう指導しているが、日本語の力を短期間の間に大きく伸ばすことには困難が多

い。

③科目等履修生・聴講生の受け入れ

本学は地域に開かれた大学として広く地域住民の向学心を受け止め、本学が有する様々な社会資源を市民が利用できるようにしている。また、より専門的に学びたい人たちのためには科目等履修生の制度を設けて聴講を認めている。

科目等履修生については「科目等履修生ガイド」を作成して配布し、一般市民向けの公開講座については「市民と学生が共に学ぶ大学講義」というパンフレットを作成して配布し、広く周知をはかっている。

科目等履修生の定員は、各科目ごとに正規の授業に支障のない限り若干名の聴講を受け付けている。資格は高校卒あるいはそれと同等以上で、大学に合格する学力を有し、本学が特別に許可する者としている。2003年度には17名の科目等履修生が学んだ。1コマ90分の授業を半期受講して、受講料は25000円である。学生と同じように試験を受け、あるいはレポートを提出し、合格すると単位が認定される。

一方一般市民向けに公開されている本学の公開講座は、通常の授業の中から毎年50科目程度を選び、本学の学生たちの授業に参加する形で受講を認めるものである。2003年度には年間で延べ238人の市民が受講している。公開講座では単位認定は受けられないが、1科目半期5000円の受講料で受講できる。60%以上出席した人には修了証を発行している。また、これには三鷹市から半額の補助金が出され、三鷹市民であれば2500円で受講できる。この制度を利用して補助を受けた人は2003年度は106人であった。例年おおよそこの人数で推移している。

科目等履修生や公開講座の制度は地元市では広く知られており、リピーターも非常に多い。本学のように小さな大学でありながら、毎年200人を超す市民に受講されている。

高齢の受講者の方々と若い学生たちとが、クラスの中で議論する経験は、学生にとっては得難いものである。本学の各講義等のクラスの規模からいえば、現在の受講者数でほぼ限度という側面があるが、今後とも多くの市民に利用され親しまれる「開かれた大学」として創意工夫をこらして行きたい。

なお、本学では大学院でも聴講希望者を積極的に受け入れている。社会福祉の現場で働く人々に聴講してもらい、授業を通して社会貢献することを目的としている。

(6) 定員管理

神学科は入学定員10名に加えて、2000年度より3年次の編入学定員10名を設けた。その結果、神学科の収容定員は現在60名となっている。神学科に編入定員を設けているのは、学科・コースの特性から、高校を卒業してすぐに大学に入学して神学及びその関連分野を専攻しようとする者ばかりではなく、すでに何らかの分野の大学教育を修了した人たちや、あるいは社会経験を持った人、また子育ての時期を終えた人たちなどで、積極的に学ぼうとする意欲の高い人たちのニーズに応えることを意図したものである。

神学科に在籍する 1~4 年生の学生数は、過去 5 年間で平均すると平均 63.4 名である。内訳は、男性が 24.8 名、女性が 38.6 名である。また、編入学生は年平均 7.6 名であり当初の目的に近づいている。2002 年 4 月の在籍学生数は 71 名、2003 年 4 月も全く同じ 71 名、2004 年 4 月は 60 名（休学 2 名を含む）であった。

社会福祉学科は 2000 年度より入学定員を 60 名から 80 名に変更した。2004 年度現在の収容定員は 320 名であり、在籍学生数は 414 名である。なお既述のように社会福祉学科の定員は、2005 年度からふたたび 60 名へと縮小されることが決定している。

文学部全体として見た時に、学生収容人数と在籍学生数の比率はここ 5 年間で平均して 1.3 倍程度である。

毎年の入学試験合格者のうち、何人が入学手続をするかを予測するのは非常に難しい。年によってばらつきがあるが、全体として収容定員の 1.3 倍を超えないように、入試の合否判定の際に様々な角度から予測して合格者を決定している。現状では概ね 1.3 倍で推移しており、特に問題は生じていない。

定員充足率については学部単位で見れば既述のようにおおよそ 1.3 倍の充足率で推移しているが、学科単位で見ると、2004 年度現在、神学科は 1.00 倍、社会福祉学科は 1.29 倍となっている。この傾向には最近変化は見られない。将来的には、受験生人口の減少が見込まれるため、既述のように、2005 年度から神学科のキリスト教学科への名称変更と改組、臨床心理学科の開設、社会福祉学科の入学定員の 80 人から 60 人への削減などの措置により、教育の質のさらなる向上をはかるとともに、定員の確保に努めていくことに決定している。

（7）編入学、転学科、退学

①編入学、転学科

編入学者は、毎年 10 名程度である。入学が確定すると入学前の早い段階で教務委員が面接し、単位認定と履修相談に応じ、新学期からスムーズに勉学が始められるよう配慮している。

なお転学科はこれまで数年に 1 人いるかどうかという数であり、ごく少なかった。転学科を希望する学生自体が少なかったが、実際希望が出されても、本学の場合最近まで各学科に欠員がなく、転学科を認めることができなかつたためである。しかし、最近は少数ながら退学者が増えており、今後は転学科を認める可能性が高まると思われる。

②退学者の状況、退学理由の把握状況

近年の退学者数は、2000 年度 4 人、2001 年度 20 人、2002 年度 11 人、2003 年度 11 人となっている。退学希望者には学科長が個別に面談し、事情を聴いているが、多くの場合はそれまでにアドバイザーがたびたび面談して事情が明確になっている場合が多い。2002 年度、2003 年度の 11 人という人数は、本学の入学者数から考えると多いのではないかと

思われるが、その理由をみると心身の健康を害して退学する者がもっとも多く、その他に家庭の事情、進路変更が理由となっている。2001年度は教授会でも大きく取り上げて議論をし、個別の事情を検討した。今後の対応としては、アドバイザー委員会の活動をさらに活性化させ、また健康管理室及び精神科医の協力を得て、個別対応を一層徹底することとしている。

個別ケアが必要な学生に対して、教職員が連携して適切な対応をし、退学後も相談にのっている状況は本学らしい対応である。また看護師に加えて、個別対応を専門とするソーシャルワーカー、精神科医、臨床心理士、牧師などの教員が在職しているので、互いに協力しあって迅速できめの細かい対応に努めている。

他者を援助するという職業は非常にストレスフルな職業であり、カリキュラムが進むうちにこの現実直面し、自らの進路変更を考え直すという経過はそれなりに意味のあることである。それにしてもこのような学生の数をもう少し減らすにはどうすればよいか、アドバイザー委員会で鋭意検討しているところである。

せっかく入学したのであるから、できる限り卒業まで到達して欲しいという願いは皆持っている。にもかかわらず、この状況が現実として起こっている。根本的な分析をするとともに、2005年度中に完成予定の新しい校舎には常設の学生相談室を設け、臨床心理士を配置することが計画されている。また、アドバイザーを中心とした支援活動を今後いっそう強化していく必要があると考えている。

第2節 大学院における学生の受け入れ

(1) 学生募集

大学院のための学生募集は、原則として大学学部の募集と一緒に併行して行われている。具体的にいえば、広報誌の配布、広告、入試説明会、インターネットのホームページ、オープンキャンパス等々の機会を使って、必ず大学院についての記述あるいは説明を含めるようにしている。また、社会福祉系の定期刊行物や大学院案内にも広告を出稿している。なお大学院の場合には、組織的に実施しているわけではないが、現在大学院に在学している学生や卒業生、本学教員による個別のコミュニケーションが、相当大的な効果をあげているように思われる。

(2) 入学選抜方法

①博士前期課程

博士前期課程の入学試験は、毎年9月と2月の2回行っている。応募する学生には、入学願書とともに「大学院博士前期課程における学習の目的と計画」について詳しく記述して提出することを求めている。これは面接の際の重要な基礎データとして活用される。

入学試験は、受験者の種類によって以下のように行われる。

* 大学学部卒業後 2 年を経過していない者（一般入試）

- ・ 社会福祉に関する専門的知識についての試験
- ・ 小論文
- ・ 英語
- ・ 面接、及び提出資料

* 社会人（学部卒業後 2 年以上、社会福祉の現場で働いた経験のある者）

- ・ 英語の試験を免除する。

* 社会福祉関係の管理職、スーパーバイザー等の職にある者、あるいはその経験者

・ 社会福祉に関する専門的知識についての試験と英語の試験を免除し、小論文と面接及び提出資料の審査のみで入試を行う。

面接と書類の審査を除き、採点は公平を期するために受験者名と受験番号を抹消した解答用紙で行う。

なお留学生については、日本語で小論文を書く場合に、どうしても日本人の学生との間に成績に格差が生じる傾向がある。本学では採点の際、既述のようにブラインド方式をとっているため、採点の段階では留学生にハンディを与えることができないので、判定教授会での検討の際に、留学生であることを考慮に入れることにしている。

そして、この採点方法は本学の出身者と他大学の学生等における差異がないことを意味している。また本学大学院では、入学者の選考において学内推薦制度をとっておらず、広く公募によって募集している。現時点では学内推薦制度を設ける予定はない。このことは、他大学の学生等に対しても広く門戸を開放していることを意味する。

② 博士後期課程

博士後期課程は、2004 年度に開設されたばかりである。定員は 3 名であるが、2004 年 2 月に実施された 2004 年度入学試験には 9 名の応募があった。全員が社会人で、1 名を除き、他はすべて社会福祉の現場で働いている者であった。

応募する学生には、一般的な書類のほかに、研究計画書の提出を求め、入学試験の成績とともにこれを重要視している。

入学試験では、留学生を除き受験者による差は設けず、英語による専門試験、小論文、面接を行っている。留学生に英語による専門試験を課さない理由は、留学生は母国語のほかに、少なくとも日本語を外国語としてすでに習得しているということによる。なお、留学生については、日本語の能力の差に加えて、日本の社会福祉制度やサービスの実態についての知識に、どうしてもハンディキャップがあるので、合否判定の際にはこの点を配慮することとしている。

2004 年度の入学試験では、結果的に全員を受け入れることとしたが、これは博士前期課程の項で説明したと同じ方式で大学院教授会で判定を行った際、全員の獲得点数に顕著な

差があるところに及落の線を引こう試みたが、それが不可能なため、全員を合格としたものである。

(3) 入学定員、入学者数、在籍者数

①博士前期課程

本学大学院社会福祉学専攻博士前期課程への入学者数は、表 5-1 に示したように開設以来毎年定員をかなり上回っている。これは入学希望者のレベルが高く、すぐれた学生が多いため、入学試験の獲得点数の差がかなり顕著になるところに及落の線を引く結果である。

表 5-1 大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程の
年次別入学者ならびに在籍者数

	入学定員	入学者 (留学生)	在籍者 (留年者数)
2001年度	10名	18名 (1)	18名
2002年度	10名	12名 (1)	30名
2003年度	10名	12名	26名 (2)
2004年度	10名	14名	33名 (7)

②博士後期課程

本学大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻には、2004年度より博士後期課程が開設されている。毎年度定員は3名であるが、第1回生として9名の院生が入学し3年後の博士号取得を目指して日夜努力している。うち1名は韓国からの留学生、また1名は日本人であるが、アメリカの社会福祉大学院の卒業生である。韓国からの留学生を除いて全員が社会福祉の現場で働いているか、もしくは働いた経験のある社会人である。

2004年度は定員を大幅に超過して入学を許可したが、これは本学の博士後期課程の開設を待っていた学生がかなりあったこと、それに加えて入学試験の獲得点数の差が9名まで僅少で、全員合格とせざるを得なかったことによる。

本学大学院では、基本方針として定員にはあまりこだわらず、本人に勉学の熱意がありかつ大学院教育を受けるための基本的な能力と専門的な知識があれば、ある程度定員を超過しても受け入れ、またそのような受験生では定員を満たせないとしてもやむを得ないと考えている。そのため、入学試験の結果判定では、獲得点数に顕著な開きがあるところに及落の線を引くようにしている。結果的には、開設以来現在まで、毎年定員を超過して入学者を受け入れている。適正な定員数で教育効果を高めていく必要があるが、現状では入学後の学生の成績を見ても、教育の質の低下は見られていない。

(4) 留学生の受け入れ

前期課程、後期課程とも、留学生については英語の試験を免除するなど、なるべく障壁を低くして受け入れるようにしている。現在までのところ、博士前期課程の留学生の国籍はいずれも韓国であるが、入学者はいずれも熱心に勉強し、よい成績を取って卒業している。現在までのところ、問題は何も生じていない。

なお、本学大学院では、大学院に正式に入学するだけの日本語の能力がないが、日本の社会福祉制度や運営について研究し、母国における社会福祉の発展に貢献するために、何らかの形で本学大学院で研究したいという人のために、「大学院国際特別研究員」という制度を設けて受け入れ、教員が個別に指導にあたることとしている。2004年度現在、2名（いずれも中国国籍）の研究員が在籍している。

第6章 教育研究のための人的体制

第1節 学部における教育研究のための人的体制

(1) 本学の教育環境における教員組織の適切性

2004年度当初現在、専任教員は学長（原所属・原職位は社会福祉学科教授）を含めて28名（チャプレンを含めると29名）であり、性別は男性21名、女性7名（チャプレンを含むと8名）となっている。年齢構成は40代から50代の教員が18名であり全体の8割近くを占めている。文学部全体で見ると、教員一人当たりの学生数は約17名である。神学科所属の専任教員は11名（チャプレンを含めると12名）で、教員一人当たりの神学科在籍学生数は8.88名、社会福祉学科に所属する教員は、学長を含めて14名で、教員一人当たりの社会福祉学科在籍学生数は37.55名となっている。なお上記に加えて一般教養担当の教員が3名いる。

大学を取り巻く環境が厳しい中、本学の予算規模全体の増大が抑えられているので、人件費も大幅増はできない状況であった。2000年度から始まった定員増により在籍学生数が1999年度の366名から2004年度の474名と増加しているが、今後の定員減に向けて社会福祉学科の教員の増員を最低限度に抑えたため、社会福祉学科では講義形式の授業で大人数になる場合が出ている。現在は過渡期であるため、そのような場合には同一科目を複数講座開講して受講者をできるだけ少なくするようにしている。また、従来はゼミ形式の授業の多くが10名未満で構成されていたが、10名を超えるゼミも出てきている。本学の教育理念を実現するためにはできるだけ少人数の方が望ましいので、できるだけ早く改善するように努めることになっている。

表6-1 専任教員の性別（2004年度当初）

	総計	教授		助教授		専任講師		合計	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
教養部門	3	2	0	1	0	0	0	3	0
神学科	11	4	1	3	0	3	0	10	1
社会福祉学科	14	6	3	2	1	0	2	8	6
専任教員合計	28	12	4	6	1	3	2	21	7

(女性教員の占める割合は25.0%)

<参考>

表6-2 専任教員の年齢構成

	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代	30歳	合計
教養部門		1	1	1		3
神学科	1	1	3	6		11
社会福祉学科	4	1	4	3	2	14
合計	5	3	8	10	2	28

表6-3 教員人数と専任教員一人当たりの学生数の推移

	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度
専任教員						
教養部門	3	3	3	3	3	
神学科	10	9	9	8	9	11
社会福祉学科		9	11	11	11	14
合計(A)	22	32	23	22	23	28
学生在籍数(B)	366	406	448	484	496	474
専任教員一人当たりの	6.6	17.7	19.5	22.0	21.5	16.9

学生数(B/A)							
(参考) 非常勤教師人数	81	79	84	78	80	74	

(上記数字には、神学校教員2名と、チャプレン1名が含まれていない。実際はこれら3名の教

員が協力して大学と神学校の運営にあたっている。)

2000年度の定員増により、専任教員一人当たりの在籍学生数が増加しており、少人数教育を特色としてきた本学にとって懸念材料の一つであった。さらに、2004年度には大学設置基準の変更により、1学部2学科に必要な教員数が27名と増加した。そのため本学では専任教員を増員し28名とした。そのため一人当たりの在籍学生数は定員増加開始時点の水準に戻った。

専任教員の増加に伴い、非常勤講師は減少した。なお、2005年度は臨床心理学科が開設され、1学部3学科となることにより、収容定員が20名増加するが、専任教員数についてもさらに充実する予定である。

専任教員の年齢構成は現在は40代から50代が多いが、この体制が10年続くとバランスを欠くことも考えられるので長期的な教員採用計画を検討する必要があると思われる。

(2) 主要科目への専任教員の配置状況

本学では、非常に多くの非常勤講師をかかえているが、非常勤講師に依存している科目のジャンルは、本学専任教員がカバーできない特殊な専門領域の科目、もしくは専任教員が担当可能な科目ではあるが負担超過のため担当できない科目に限るように心がけている。したがって各学科とも主要科目と目されるものの大部分は専任教員が担当しており、例外はほとんどの場合、専任教員の負担超過のために非常勤講師に委嘱しているものである。現在、非常勤講師が担当している科目は、以下の通りである。(2004年度現在)

①教養部門

専任教員担当科目数 31

非常勤講師担当科目数 29 (うち9科目は同一科目複数開講のため)

<非常勤講師が担当する科目名>

聖書入門、スポーツと健康(体育実技を含む)、平和学、社会学、政治学、心理学、教養としての哲学、教育学、音楽の基礎、音楽の実際、コンピューター入門(同一科目複数講座開講のため)、情報言語コミュニケーション(同一科目複数講座開講のため)、外国語関係の諸科目(一部は同一科目複数開講のため)

②神学科

専任教員担当科目数 90

非常勤講師担当科目数 42

<非常勤講師担当科目名>

一部の古典言語関係科目、聖書の読み方Ⅰ、旧約神学特講、旧約原典講読Ⅰ・Ⅱ、新約時代史、日本キリスト教史、教理概論Ⅰ・Ⅱ、宗教哲学Ⅱ、エキュメニズム論、牧会学、礼拝学、説教学、キリスト教教育、美術史、キリスト教美術特講、教会音楽実技Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、礼拝音楽と賛美歌、正義と平和とキリスト教、聖書に見るジェンダー、地域文化とキリスト教Ⅲ、Ⅳ、学芸員関係科目全般、心理療法概説、カウンセリングの理論、心理検査技法Ⅰ・Ⅱ、心理学研究法、心理学基礎実験、カウンセリングゼミⅠ・Ⅱ、発達心理学、社会心理学、ソーシャルスキルズトレーニング、家族療法、表現・芸術療法、基礎独神学書Ⅰ・Ⅱ、独神学購読Ⅰ・Ⅱ

③社会福祉学科

専任教員担当科目数 69

非常勤講師担当科目数 36 (うち3科目は同一科目複数開講のため)

<非常勤講師担当科目名>

社会福祉の歴史、医学一般、社会福祉援助技術各論Ⅱ(1)コミュニティワーク論、介護概論、介護技術演習、レクリエーション、ボランティア論、会計学、財務管理論、公的扶助論、地域福祉論、児童福祉の諸問題、児童福祉論、社会福祉学特講F、障害児の福祉と療育、聴覚障害者のコミュニケーション、家族福祉論、社会福祉援助技術現場実習(同一科目複数開講のため)、社会福祉実習(社協)、社会福祉特講C、社会福祉特講E(同一科目複数開講のため)、精神保健福祉援助演習(同一科目複数開講のため)精神保健福祉援助実習(同一科目複数開講のため)、心理療法概説、カウンセリングの理論、ソーシャルスキルズトレーニング、発達心理学、社会心理学、心理検査技法Ⅰ・Ⅱ、家族療法、表現・芸術療法、国際関係論Ⅰ・Ⅱ、キリスト教教理概論、正義と平和とキリスト教、聖書に見るジェンダー

④教職関係科目

過半数の科目を非常勤講師に委嘱している。

(3) 教員組織への社会人、外国人の受け入れ状況

①社会人の受け入れ

本学の現在の専任教員の中には、大学教員となる前に、社会人の経験を有するものが多いが、社会人(大学教員を除く)から直接本学教員に採用されたもの(社会人として働いたのち大学院に入り、課程修了後直接本学教員となったものを除く。そのような人を含めた場合には、神学科の教員のほとんどすべては社会人の経験者ということになる。)の数を、部門、学科別に記すと以下の通りである。社会福祉学科は学科の性質上、社会人からの直

接採用が多い。

a) 教養部門	3名中	1名
b) 神学科	10名中	1名
c) 社会福祉学科	14名中	5名

②外国人の受け入れ

本学の外国籍の専任教員は現在5名である。その所属は以下の通りであって、社会福祉学科には外国人教員はいない。しかし社会福祉学科にも本学への着任直前まで外国の大学院の教員であったものが1名、外国の大学院の出身者が5名おり、国際的な感覚を有した人材が配置されている。

a) 教養部門	3名中	1名
b) 神学科	10名中	4名
c) 社会福祉学科	14名中	0名

(4) 教育研究支援職員

本学においては以下の研究室等において実習、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制を整備している。

①神学研究室

神学研究室は、神学科と本学キャンパスに併設された神学校に固有な教育の必要から設置されたもので、専任の職員が1名配置されている。神学研究室は教会と本学との事務連絡の窓口にもなっている。併設の日本ルーテル神学校と二重学籍を持つ神学専修コースの学生は毎週日曜日の「教会実習」が、またカウンセリングコースの学生には施設での実習を行う「カウンセリング実習」があり、それぞれ外部施設に出掛けての実習となるので、指導教員の指示のもとに神学研究室の職員が事務を担当している。また、神学科で提供されている宗教科教員養成課程での教育実習も、この神学研究室が窓口になって必要な事務を行っている。

②社会福祉研究室

社会福祉学科では、社会福祉研究室が実習教育の窓口となっている。本学では、第3章、第2節、(2)、②の「社会福祉コアプログラム」で述べた通り、社会福祉援助技術現場実習に力を入れている。原則として社会福祉学科の学生は卒業までに社会福祉援助技術現場実習を履修することになっており、実際に95%の学生が選択履修している。実習の指導は、すべて専任教員と非常勤の実習講師が担当するが、実習に伴って生ずる事務的な業務はすべて社会福祉研究室の職員が担当する。したがって社会福祉研究室がになう業務の作業量は非常に多く、教職員が3人（社会福祉研究室付きの専任講師を含む）がこの業務のために配置されている。

なお社会福祉研究室は、社会福祉学科だけでなく、学部全体の就職・進路相談の窓口としての機能も果たしており、この関係の業務量も多い。

③コンピューター室

本学では新生生のほぼ全員が「コンピューター入門」を履修するので、1クラス25名を限度としているこのクラスはリポート授業となる。その指導の責任は専任教員が負っており、その他、コンピューター指導を専門とする助手1名が専任教員を支援してこの授業を行っている。

(5) 教員の募集・任免・昇任に対する基準・手続

①教員の募集

本学では、教員の募集については以下のような手続で行うこととしている。新たに教員を採用する必要が生じた場合には、まず当該学科で新規教員に求められるおおよその要件（専門分野、業績、採用後の職位、おおよその年齢、など）を決めて、教授会の了解を得たうえ、学内公募（本学教員に候補者の推薦を依頼する）を行うことになっている。完全な公開公募としない理由は、本学がキリスト教主義をとっていることによる。社会福祉学科の場合でも、教員候補者はキリスト教の信者でなくとも、少なくともその理解者、協力者であることを期待している。公開公募ではこの条件を完全にクリアすることが困難であると思われる。本学の理念との整合性を保つための措置である。

これまでのところ、神学科の場合は神学という分野の特殊性から、わずかの例外を除いて、日本福音ルーテル教会もしくは日本ルーテル教団の牧師の中から神学科教員の候補に選ばれ、外国の大学院で学び、博士号を取得した者を教員として任用してきた。社会福祉学科の場合は、教員の所属する学会の会員、関係している機関・団体の職員などの中から、教育実績、研究実績、指導実績など、本学教員としての要件と資質を備えていることが明らかでない人材を見出して推薦することを求め、原則として複数の候補者をたて、そのなかから次項に述べる手続を経て任用してきた。

神学科でも社会福祉学科でも、それぞれの分野で実績の明らかな人材、本学教員と専門分野で交流のある人材が任用されてきたので、これまで任用に伴うリスクを回避することができた。なお、最近では、大学院の増設、学科の増設に対応してコアとなる人材を求めなければならないという事情から、20代、30代といった若手教員の任用は稀で、年齢が比較的高い層に偏るといった傾向が目立っている。しかし、それぞれの領域での教育研究が軌道にのれば、この傾向は自ずと解消されると期待している。

②教員の任免

教員の任用は、神学科もしくは社会福祉学科教授会で、候補者を一人に絞り込んだうえ、教授会に発議する。教授会はその発議に基づき、助教授、専任講師を除く両学科及び教養部門の教授によって構成される「正教授会」を召集し、そこで議された後に、その議決が全学教授会に提案されて審議されるという手続になっている。その決定にもとづき、教授

会から理事会に推薦し、理事会が決定する。

採用時の身分（教授、助教授、専任講師）も、候補者の学歴、教育歴、業績を考慮して正教授会から大学教授会に提案され、理事会の議決を経て決定される。

免職についても同様の手続きを取ることにより、適正な運用を確保している。ただし本学では、これまで本学所属の専任教員を免職処分にした例はない。

③教員の昇任

学内教員の昇任は、教員の所属する学科教授会から正教授会に提案され、正教授会の議を経て大学教授会に提案される。昇任は、講師から助教授へは3年、助教授から教授へは5年が一応の基準となっているが、機械的に適用されることはなく、過去の教育実績、研究実績、大学への貢献度などが総合的に考慮されて昇任人事が正教授会に提案される。提案を受けた正教授会は学科教授会の判断とは別に、教育実績、研究実績、大学への貢献度を判断し、適当と判断すれば全学教授会に提案するが、不適当と判断した場合には学科教授会に差し戻す。

第2節 大学院における教育研究のための人的体制

（1）本学の教育環境における教員組織の適切性

本学大学院の理念は、「ヒューマニズムに根ざした確固とした人権意識をそなえ、かつ社会福祉政策や実践に関する高度な専門的知識と技術を身につけたソーシャルワーカーの養成を目指す」ことである。この理念に鑑み、本大学院の教育内容・方法は、社会福祉の現場でソーシャルワーカー備えることが期待されている高度な知識と実践技術の習得に主眼を置いたものになっている。そのため本大学院の教員組織についても充実した体制の取れる人員が確保されている。そのため2004年度も大学院の授業を主として担当する教員の増加に重点をおいた。

大学院を担当する専任教員

総計	教授		助教授		専任講師		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
13	8	4	1	0	0	0	9	4

大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻における

学部所属の専任教員担当科目数 18

非常勤講師担当科目数 3

<非常勤講師担当科目名>

キリスト教社会福祉
家族援助技術研究
障害者福祉研究

上記のように、本学大学院では、非常勤講師への依存度は非常に低い。なお依頼している非常勤講師は、いずれも当該分野での国際的な第一人者と目されている方々ばかりである。

(2) 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格

大学院においても学部同様の手続きを経て教員の任免等を決定している。まずは、教員の所属する学会の会員、関係している機関・団体の職員などの中から、教育実績、研究実績、指導実績など、本学教員としての要件と資質を備えていることが明らかな人材を見出して推薦することを求める。その後は、候補者の学歴、教育歴、業績を考慮して正教授会から大学教授会に提案され、理事会の議決を経て決定される。

第7章 研究活動と研究体制の整備

第1節 研究活動の現状

本学では、これまでに述べた通り、研究所が二つ、すなわちルター研究所と人間成長とカウンセリング研究所（略称：PGC）を有し、また神学研究室、社会福祉研究室という二つの研究室を持っている。しかしながら、これら4つの研究部門のうち、活発な学術的研究活動を行っているのはルター研究所のみである。PGCには本学神学科の複数の専任教員が所員として関与し、また学外から協力所員が加わって活動しているが、活動内容は、カウンセリング・サービスの提供と各種カウンセリング講座、ならびにカウンセリングに関心のある一般市民のための研究会の開催であって、学術的な研究活動は行っていない。

なお既述のように、本学は現在すでに海外にいくつかの提携校を持っているが、現時点では、本学は研究の側面での外国の大学等との国際協力関係は確立されていない。その関係は、不定期の教員の交流、所属の教員の海外への調査・研修等の旅行の際の便宜の提供（調査・研修先等の紹介、連絡、ゲストハウスを宿舎として提供する、など）にとどまっております。共同研究への取り組みは今後の課題である。

（1）ルター研究所の最近の研究活動

1. ルター研究所は、定期的に（年2度）「ルター新聞」（B5版、8ページ）を発行し、研究所の成果をわかりやすい形で広く全国のルーテル教会とルター研究所の賛助会員に伝えている。発行部数は3,500部である。

2. ルター研究所のルター研究の成果を現場の牧師と共有するために、年に一度（6月初旬）「牧師のためのルター・セミナー」を二泊三日で開催している。参加者は毎回、20名から25名程度である。2001年度まで6年間は、「ルターと倫理」というテーマで続けて行っていたが、2002年から新しいテーマ「ルター神学の再考察」が始まった。2002年度は「罪」、2003年度は「義認」を主題にセミナーを行った。

3. 上記ルター・セミナーの発題と討議の記録は、ルター研究所の研究誌である『ルター研究』にまとめられて公開される。2002年の第8号は、「ルター神学の再考察・その一、罪」の特集であった。また2003年度のルター・セミナーの成果（「ルター神学の再考察・その二、義認」は、第9号（2004年10月31日発行）に収録されている。

4. 上記の学術的な研究活動のほかに、ルター研究所は一般社会人を対象に、毎年数回の講演会などを開催して、研究成果の普及に努めている。最近の主要な開催実績は以下の通りである。

☆ルター研究所秋の講演会

2003年度『ルターとバッハのコラール』をテーマにした講演と演奏のタベ 2004年度『義認の教理に関する共同宣言』の日本語訳出版を記念しての講演会

☆ルター研究所公開講座

毎週土曜日開催

「ルターの神学」「ルターの生涯」「ルターと聖書」「ルーテル教会」の4講座を隔年開講

「ルター原典講読（ドイツ語）」「ルター原典講読（ラテン語）」を毎年開講

5. ルター研究所が深くかかわった『共同宣言』の翻訳（カトリック教会とルーテル教会の共同訳）の出版を記念して、2004年10月31日に、日本の教会史上初めてルーテル教会の総会議長とカトリック教会の大司教が共同司式をして、カトリック教会とルーテル教会の合同礼拝が行われた。

6. 2005年度には、研究所開設20周年を記念して記念出版と記念講演会を予定している。記念出版は、500ページを越える予定の『ルター著作選』と、ルター著作集第二集『ローマ書講義』下巻の予定である。

7. 研究所員個々の最近の研究活動（2000年度以降）

	著書・論文	学会口頭発表
所長 鈴木教授	8	1
所員 徳善教授	3 1	—
所員 江藤教授	2 2	—
所員 石居専任講師	5	1
所員 高井非常勤講師	2	—
所員 江口非常勤講師	1 7	2
所員 立山非常勤講師	3	1

(2) 教員個々の最近の研究活動

①外部研究助成金の獲得状況

個々の教員が、個人として、あるいは主任研究員として本学経由で行った申請と採択の最近の状況は以下の通りである。(他大学経由で申請し、他大学の主任研究者に協力して行った研究は省略する。) 表から明らかなように、本学の教員の科研費をはじめとする外部研究助成金の利用状況は不振というほかない。その原因は、小規模大学のため、ほとんどの教員が教育活動と学務のために忙殺されて学術研究にほとんど時間を割くことができない状況にあるためである。この状況を抜本的に改善するのは容易でない。本学教員のおかれた研究環境からいって、本学教員の外部研究費による研究活動が大幅に活発化することを近い将来期待することは困難である。

<科学研究費>

☆2004年度 申請 8 採択 4

<採択分の詳細>

*基盤研究B

研究者 福山和女教授

期間 2004～2005年度

金額 04年度： 230万円

05年度： 100万円

*基盤研究B

研究者 石川久展教授

期間 2004～2006年度

金額 04年度： 410万円

05年度： 340万円

06年度： 210万円

*基盤研究B

研究者 加藤 純助教授

期間 2004～2006年度

金額 04年度： 330万円

05年度： 170万円

06年度： 100万円

*基盤研究C

研究者 福島喜代子助教授

期間 2004～2006年度

金額 04年度： 70万円

05年度： 70万円

06年度： 100万円

☆2003年度 申請 3 採択 なし

☆2002年度 申請 1 採択 なし

☆2001年度 申請 2 採択 1

<厚生労働科学研究費>

☆2003年度 3件申請 採択なし

<その他の研究費>

- ☆2004年度 ニッセイ財団
研究者 石川久展教授
金額 185万円
- ☆2002年度 みずほ福祉助成財団
研究者 福山和女教授
金額 100万円
- ☆2001～2003年度 ニッセイ財団
研究者 市川一宏教授
金額 850万円

②著書・研究論文の学術雑誌・学術刊行物での発表、及び学会での口頭発表等

この項目については、別添資料に個人別の詳細な業績リストを掲載してあるので、ここでは、最近2年間における教員の業績をまとめてみた。科研費等による学術研究においては、本学教員の業績は芳しいとはいえないが、著書・論文の発表数ではかなり活発である。これは、神学科所属の教員の研究の場合、主要な研究手法が文献研究であり、外部研究費の助成を必ずしも必要としないこと、また社会福祉学科の教員の場合、それぞれの領域でのリーダー的な教員が多いため、教科書的な刊行物への寄稿の依頼が非常に多いことによる。

これらの数字からいって、本学教員の教育や学術研究への貢献度はかなり高いといつてよいであろう。また国際学会への招待講演、あるいは論文の発表も小規模校にもかかわらず少数ではあるが、この点からいっても本学の学術研究への貢献度のレベルはかなり高いと自負している。

<著書・研究論文の学術雑誌・学術刊行物での発表、及び学会での口頭発表等>

	著書・論文	学会での口頭発表	研究報告書の発表等
2003年度	42	15(9)	4
2002年度	43	19(3)	4(2)

- 注： 1. 著書・論文、学会での口頭発表、研究報告書の発表等には、共著、共同研究によるものを含む。
2. 学会での口頭発表欄の括弧内は、国際学会での外国語による発表数である。

3. 研究報告書の発表等の欄の括弧内は、コンピューターソフトの開発数である。

第2節 学会での活動状況

2003年度現在の、各教員の学会ならびにそれに準ずる組織での役職は以下の通りである(教員名の50音順)。外部研究費の獲得状況や学術研究プロジェクトが2003年の時点でごくわずかしかない状況から見ると、学会などでの各教員の活動は活発であるといつてよい。これは神学関係の教員の文献学的研究が活発でそのレベルが非常に高いこと、また社会福祉学関係の教員の多くがベテランで、これまでの長年にわたる業績が顕著であり、学会で重要視される立場にあるためである。

なお本学の社会福祉学科は、開設以来、社会福祉援助技術の教育訓練に最重点をおいてきたために、最近になって社会情勢の変化からその実績が高く評価されるようになり、その長年の努力が学会でも認められ、その領域の教員が重要視され、尊重されるようになったということも重要な要因としてあげることができよう。

石居基夫講師	日本基督教学会幹事
石川久展教授	日本社会福祉士養成校協会研修委員会委員
市川一宏教授	日本キリスト教社会福祉学会副会長、同学会「神学と社会福祉学の視点から見るキリスト教社会福祉」研究会事務局長、同学会社会活動委員会委員長
	日本地域福祉学会理事(渉外担当、規定策定担当)
	日本学術会議社会保障・社会福祉研究連絡委員会幹事補佐
上村敏文講師	日本葬送文化学会理事
江藤直純教授	日本基督教学会理事
	ルーテル世界連盟理事会アドバイザー
	同 エキュメニズム専門委員
金子和夫教授	日本社会福祉学会関東部会運営委員
白井幸子教授	日本交流分析学会常任理事
	日本生命倫理学会評議員
	日本臨床死生学会評議員
	日本NLP・発達心理学協会会長
	日本家族心理研究(日本家族心理学会誌)編集委員
鈴木 浩教授	日本ルター学会理事
高山由美子講師	日本社会福祉士会生涯研修センター「基礎・共通研修委員会」委員

原島 博助教授	日本社会福祉士養成校協会「社会福祉専門用語部会」委員
	日本社会事業学校連盟国際関係委員
	日本キリスト教海外医療協力会カンボジア担当理事
	同 バングラデッシュ委員会委員
福山和女教授	日本社会福祉学会理事
	日本家族研究、家族療法学会副会長
前田ケイ教授	日本心理劇学会理事
	S S T普及協会運営委員、研修委員
前田大作教授	日本老年社会科学会名誉会員（元会長）
	日本社会事業大学名誉教授
増野 肇教授	日本心理劇学会会長
	日本芸術療法学会常任理事
	日本集団精神療法学会常任理事
	日本精神衛生学会理事
	日本精神障害者リハビリテーション学会理事

第3節 各学科の研究の特色

（1）神学科

既述のように、神学科は、研究の側面では、ルター研究所と人間成長とカウンセリング研究所（PGC）として活動している。このうちPGCは名称にもかかわらず、実際には学術的研究の機能を持っていないが、ルター研究所は、小規模な研究所であるけれども、その研究活動は活発で、研究業績のレベルも非常に高い。また複数の神学科教員が取り組んでいる生命倫理の研究成果は近年の医学、医療の変化・発展と共に注目され、高く評価されるようになってきている。

（2）社会福祉学科

既述のように、社会福祉学科は、開設以来、社会福祉援助技術の教育訓練に最重点をおき、したがって実習教育の方法や具体的なプログラムの開発に力を入れてきた。その成果は、最近広く知られ、他の社会福祉系大学の援助技術関係の教育、特に実習教育に取り入れられるようになってきている。本学の教員が、社会福祉士養成校協会の研修委員会の重要委員となっているのはそのため、実際の教員研修プログラムにおいても本学の複数の教員が中核的な科目の講師として活躍している。

第4節 研究環境の整備

(1) 教員の個人研究費・研究旅費

2004年度現在の本学の教員個人研究費（研究旅費を含む）の金額は以下の通りである。

正規の教授、助教授、講師	年額	50万円
特任教授、助教授	年額	35万円
上記の教員が大学院の授業を担当している場合の加算	年額	10万円

十分な金額とはいえませんが、他の社会福祉学系の大学学部の教員の個人研究費と比較すると、かなりよい水準にあると思われる。なお本学では、研究費の費目ごとの金額に上限を設けていないので、研究の必要上多くの旅費を必要とする教員は自由に旅費を使うことができる。また旅費は、国際旅行の費用に充てることも自由であり、毎年多くの教員が海外で開かれる学会や研究会などに参加している。

(2) 学内研究助成奨励金制度

2004年度から制定された制度である。大学の自主財源で、学内公募により、教員の個人あるいは共同の研究を助成する制度で、年に300万円の予算を用意している。1研究プロジェクトの限度額は100万円までとなっている。2004年度は5件の応募があり、審査の結果4件に助成を行った。この制度は始まったばかりであり、その効果について云々するのはまだ早いと思われる。

(3) 教員の研究室

本学では、全教員（講師を含む）に研究のための個室が用意されている。教員研究個室は両壁面に高い本棚が設置されている。また全室に個別のエアコンディショナーが備えられており、夏休み、冬休み、あるいは休日に登校しても、暖冷房なしで困るということはなく、物理的な研究条件はよく整備されているといつてよいであろう。

(4) 研究時間確保と研究のための研修機会の確保の方策

本学は小規模校のため、教員一人当たりの担当科目数もコマ数がかなり多い。その上小規模校共通の問題として、一人当たりにすると非常に多くの校務をそれぞれの教員が担当しなければならない。したがって、平常の業務の中で学術研究のために多くの時間を費やすことは非常に困難である。そこで本学では、かなり以前からサバティカル・リープ制度（研究休暇制度）を制定している。これは6年間勤続すると6ヶ月の有給の研究休暇を与える制度で、希望すればさらに6ヶ月延長することができるが、この6ヶ月については給与は支給されない。なお12年間勤続した場合には、1年間の有給の研究休暇が与えられる。なおサバティカル・リープ中の当該教員の授業は、大学側の責任で、専任教員の代講、非常勤教員による埋め合わせ等を行い、本人が休暇終了後過大な負担に困るというような事

態を招かないようにしている。

研究休暇は、基本的に、国内、あるいは国外において、自己研鑽に努めるためのものであり、これまで多くの教員が、国外の大学の客員研究員などとして招聘を受け、有意義な自己研修を行ってきた。この制度は、教員の資質の向上に非常に大きく貢献していると思われる。

(5) 研究成果の公表、発信、受信

本学では、年に一度刊行される研究紀要（テオロギア・ディアコニア）に加えて、神学関係の研究の公表のためにはルター研究所の刊行物が利用できるのも、本学独自の公表手段は整えられている。またこれらの刊行物はそれぞれ適切な送付先を選んで刊行の都度送られている。

国際学術誌への投稿などを含め、外部の学会誌、学術誌などへの発表についての支援策は現在のところ、すべて研究者の自己負担（個人研究費からの支出）に任されている。

国内外の大学や研究機関の研究成果の受信については、多くの神学系、心理学系、社会福祉学系大学の研究紀要が送付されてきているほか、関係の重要な図書や学術雑誌は、ほぼもれなく講読されている。また国立学術情報センターが提供するデータベースの積極的な活用をはかっており、必要な場合には専門の図書館員が情報の検索を代行する体制をとって研究者の便宜をはかっている。

学術情報センターの提供するデータベースに加えて、社会福祉学関係のデータベースとして、教員と大学院生の用に供するためにアメリカのシルバークラッター社の **Social Work Abstract** を備えている。全国の社会福祉学系大学でこのデータベースを備えているところは、現時点ではごくわずかしかない。

第8章 施設・設備

第1節 大学における施設・設備等の整備

(1) 校地、校舎の概要

本学は、1969年に東京都中野区鷺宮より4年制大学設立のため、現在の三鷹市大沢地区に全面移転した。この三鷹市の用地については、学校法人国際基督教大学の所有地を購入したものである。

本学が位置するのはこの三鷹キャンパス1箇所のみであるが、静岡県沼津市にも1,008.71 m²の土地と82.64 m²の建物を所有している。ただし現在この沼津市の所有地は利用されていない。

三鷹キャンパスの位置する場所は、第一種中高層住居専用地域及び第二種高度制限地域に属しており、国際基督教大学、東京神学大学、中近東文化センター、みずほアセット信託銀行総合研修所グラウンドなどに隣接しているので、学術文化面や自然環境に恵まれている。また周辺や校地内に緑が多く、よい環境のもとで教育・研究活動がなされている。

交通アクセスは、JR中央線武蔵境駅（新宿駅より約20分）より小田急バスで約8分、京王線調布駅より小田急バスで約20分、西武線田無駅より西武バスと小田急バス乗り継ぎで約30分、小田急線狛江駅より小田急バスで約40分の場所であり、都心及び東京郊外のベッドタウンからのアクセスがきわめてよい。

本学の校地面積は24,150 m²で、そのうち校舎等が9,143 m²、屋外運動場敷地が5,629 m²、寄宿舎敷地その他が9,378 m²となっている。大学設置基準の校地面積は9,915 m²であるから本学は大幅に余裕のある校地を保有している。

校舎面積は大学設置基準面積3,305 m²に対し、7,778 m²となっており、これも大幅に基準を上回っている。このうち、純校舎面積は4,046 m²で、寄宿舎やその他の面積をあわせると7,778 m²となる。

なお、校地内には教職員のための住宅及びゲストハウスがあり、一戸建て住宅6戸、集合住宅3棟（6戸）を有している。なお、2005年度には一部の教職員住宅の立て替えを計画している。また4階建ての寮棟は2～4階を学生寮としており、男性20名、女性26名（計46名）の利用が可能である。

本学の建築の主要な部分は、建築後すでに築30年を超え、建物・設備ともに老朽化が進んでいる。年次計画により改修を行ってきたが、今後もさらに効率的にリニューアルを進めてゆく必要がある。

また、旧法の基準による設計であるため、現在の基準からみると耐震上問題があるという指摘を受けている建物があり、現在、耐震診断により“耐震補強が望ましい”とされた一部の建物に耐震補強工事を行っている。未改修箇所についても現在改修計画をたててお

り、数年後には改修を実施する予定である。

校舎等の建築物については、大学の発展にしたがって、状況に応じて、教室の面積拡充、コンピューター設備、視聴覚設備等教育環境の整備、食堂・サークル室等の福利厚生施設の整備・改善をはかってきたが、特に最近では学部改組と2回にわたる定員増、大学院の設置などに対応するため、ブラウンホール増築(1993年)、学生ラウンジ増築(1999年)、大学院教室及び図書館閲覧室等の増築(2000年)を行なった。

なお、本学の校舎等建築物の中核部分の設計者は、文化勲章、日本芸術院賞、日本建築学会賞などの受賞者である建築家の故村野藤吾氏であり、現代建築百選にも指定され、現在に至るまで建築関係者等の視察・見学が絶えない。

(2) 教室の整備状況

本館、ブラウンホール及び寮棟の一部に講義室・演習室18室、実験・実習室4室が設置されている。そのうち多数の学生が同時にコンピューター演習を行なうことができる部屋が学部用に1室、大学院用に1室用意されている。またそれに加えて各席でコンピューターの接続が可能な部屋が1室、視聴覚教室が1室設置されている。また各教室には視聴覚機材及び学内LAN接続端子が設置されている。この他に大学院生のために休憩室と自習室兼研究室を設置しており、両室ともコンピューターが設置され、いつでも使用が可能である。

本学では“一人ひとりを大切にする教育”を基本方針にしているため、少人数で行なわれる講義やゼミが数多く併行して開講される。曜日や時間によっては教室の確保に苦慮する場合も見られたが、2005年度には、新校舎の増築によって解消する。

(3) 教員研究室の整備状況

教員研究室が本館に17室、別館に8室設置されており、既述のようにすべての専任教員用に個人研究室が与えられている。また学科ごとに共同研究室を設置している。室内はすべて個別制御による単体方式の冷暖房を完備し、個人・共同研究室すべてに学内LAN接続端子を備えている。

非常勤講師については、専用の共同研究室を設置し、学内LAN接続端子、各種事務機器等を備えている。

(4) キリスト教関連施設の整備状況

本学は、各種学校である「日本ルーテル神学校」をキャンパス内に併設している。同校は法人母体である日本福音ルーテル教会、日本ルーテル教団、及びその他の教会の牧師養成を目的としているが、神学校のエリアであるチャペルは大学学生も自由に利用できる。

また本館内に「キャンパス・キリスト教センター」が設置されており、専任教員であるチャプレン(大学付牧師)の指導のもとに、キリスト教の学びや相談、学生同士の交流の

場所となっている。

大学の付属研究所として、「ルター研究所」「人間成長とカウンセリング研究所」の二つの機関を設置している。「ルター研究所」は別館内におかれ、宗教改革者であり本学の建学の根幹となっているマルティン・ルターに関する研究活動及び公開講座等を開催している。「人間成長とカウンセリング研究所」は、その目的から、住宅エリアに近い静かな一画に建てられた独立した建物におかれている。

(5) 運動施設の整備状況

校地内にグラウンド 2,965 m²、及びテニスコート一面、ゴルフ練習場等で 2,664 m²（打放しネット）を有している。グラウンドにはバスケットゴール及びハンドボールゴールを設置している。

テニスコートは、三鷹市及び一部の地域団体と契約し、土曜日や日曜日など大学の授業やクラブ活動に使われていない時間帯には、市民のために有料で開放している。

(6) 学生の福利厚生施設の整備状況

寮棟の1階部分に学生食堂を設置している。現在食事エリアの面積は 355 m²、席数は 254 席、厨房エリアの面積は 89 m²となっている。1999 年に一階部分を増築し、学生ラウンジ 163.57 m²を設置し、学生の談話・会合等のスペースを拡充した。また寮棟1階の耐震工事（2002 年）の際、食堂エリア・厨房エリアともにリニューアルを行ない、配膳カウンターの新設、カウンター席の新設、ガス熱源方式による冷暖房を導入した。同じく寮棟の一階部分に学生会及びサークル活動のために 5 部屋（及び別館に倉庫等）、ロッカー室（女性用は本館内）、学生の健康管理・相談、傷病対応のために健康管理室を設置している。

学生のインターネット利用のために、コンピューター・ルーム及び図書館にインターネットに接続されたパソコンがおかれている。また就職活動のためには、就職進路相談室に専用のパソコンが設置されており、学生は自由に利用することができる。（ただし学部学生のコンピューター・ルームパソコン使用には、有料の登録制をとっている。）

(7) 建物、設備の管理体制

建物、設備の日常の管理は、専任職員等と協力会社の連携により行なわれているが、今後専任職員の管理能力の向上、協力会社の業務見直しも含めた効率化を進めてゆく必要がある。

(8) 再開発計画

本学では、学内再開発委員会を設置し、学長直轄で大学、神学校を含めた学校法人全体の発展をはかるための長期計画を検討してきたが、臨床心理学科の増設、神学科の編成替えと名称変更、大学院研究科の名称変更と臨床心理学専攻の新設などの方針を定め、文部

科学省への認可申請、あるいは届け出での業務を進めると共に、新校舎の増築計画の策定を進めてきた。

大学の組織面の改革は、2004年度前半に文部科学省の認可、あるいは了承を得ることができ、また新校舎の設計も済み、2004年度中には新校舎建設工事に着手し、2005年度中に竣工の予定である。故村野藤吾氏の芸術的な作品としての現校舎の雰囲気を壊さず、学生のニーズにも応えられる新校舎の竣工が待たれるところである。

(5) 大学院専用設備

大学院生のために、図書館を増築し、院生自習室を設けた。全院生用のコンピュータを設置し、また自習用の机椅子を配置した。また本館1階の図書館近くの2室を院生控え室とロッカー一室を設けた。教室は本館の通常の教室を使用している。

第2節 キャンパス・アメニティ等

学生食堂は、1996年4月より、外部専門業者に完全委託している。営業は昼食の時間帯だけではなく、午前11時から午後3時までとなっており、午後の軽食も提供している。

以前は定食スタイルで4種類程度だったメニューが、2002年度に新たな業者に委託し、2002年度の夏季休暇中に厨房の設備や配食カウンターを大幅に改修し、後期からはカフェテリア方式を導入してメニューを一新し、約30種類の取り揃えが可能となった。

2002年夏季休暇中の改修では、条例に適合した清潔感溢れる施設に全面改修し、同時に全域をエアコン化して、利便性及び食事環境を向上させた。

上記のように利便性及び食事環境を向上させたことにより、昼食時間以外でも多くの在学生が集い、楽しく談笑している。また改善されてよかったとの意見も多数寄せられていることから、今回の完全リニューアルはたいへん効果的であったと思われる。また食堂内には「ひとことカード」箱が設置されており、在学生及び教職員の率直な意見を聞き、営業に反映させている。

食堂は成長過程にある若い学生に向けての食事提供を通して食べ物と身体の関係や食生活指導等の教育的要素を加味しながら運営していくことが重要である。単に食の機能だけではなく、学生の身体を第一に考えたメニュー構成や営業体制を実現させ、教育的機能の一部としたいと考えている。

学生食堂の管理運営面は主に学生課が担当しているが、委託会社の調理責任者を含む担当者3名と本学の担当者3名で組織される「食堂運営委員会」を毎月一度開催して、食堂の衛生とサービスを常に最善のレベルに保つために活動している。

第3節 障害を持つ学生のための配慮

(1) 教育面での対応

2004年度現在、何らかの支援を必要とする身体的な障害を有する学生が5名在籍している。2名が視覚障害（全盲）、3名が車イス利用者である。

視覚障害のある学生には、印刷教材や配付物の点訳及び朗読サービスを実施している。点訳については、学内に点訳用コンピューター1台と点字プリンター1台を設置している。多くの専任教員が点訳ソフトとプリンターの使い方に習熟し、担当している授業で配付する資料を各自点訳している。点訳に不慣れな専任教員や非常勤講師が担当している科目では、点訳ボランティアに点訳を依頼している。学生から点字で提出された試験の答案やレポートなども点訳ボランティアに墨字化を依頼するか、教務課職員が墨字化の役割を果たしている。教科書については、点訳の必要度や本人の希望に応じて点訳ボランティアに依頼している。最近では学生の点訳サークルがこのコンピューターを使って点訳を自由に行えるようになり、アルバイトとして点訳を依頼する場合もある。また、既存の点字図書の活用や朗読ボランティアの協力などによって、必要な情報が得られるように体制を整えている。

聴覚障害のある学生が在籍中は、三鷹市の登録手話通訳者の派遣を依頼し大学が必要な経費を負担した。（2004年度現在、在籍していない。）

障害がある学生には、その障害に応じて定期試験の実施時間を1.3～2.0倍に延長し、必要に応じて別室受験が認められている。定期試験に代わるレポート課題などについても必要に応じて提出期限を延長している。

障害の状況は千差万別であり個々の学生に合わせた対応が必要なため、毎年、本人の希望を踏まえて日々の授業の進め方について教員が留意すべきことを文書にまとめ、該当学生が出席する授業を担当している教員に配付している。

海外研修については、障害があることを理由に参加を制限することはないので、韓国、フィリピン、北欧、米国などへの多くの参加実績がある。車イスや白杖を使って街を歩く体験を通して海外のバリアフリーのハード面の実状がわかり、地元の人との街中での交流を通して障害者についての一般市民の姿勢も理解できて、参加者全員にとっても貴重な学習機会となっている。

(2) 設備面での対応

バリアフリー対策として、主要な教室には車イス用の机またはスペースを設置している。本学の主要な建物は1960年代に設計されたため、かつては建物の各所に小さな段差や階段があったが、在学している学生の状況にあわせて改善を重ね、現在、本館とブラウンホール、図書館、食堂、学生ラウンジ、人間成長とカウンセリング研究所、健康管理室などは、車イスでも支障なく移動できるようにバリアフリーの環境が整備されている。本館の出入口2箇所と、ブラウンホール、食堂の出入口は自動ドアに改修し、雨除けの屋根も設置した。各事務室の扉も、車イスに乗った状態での開閉が容易なように引戸に改修した。エレ

ベーターは本館内に1基、図書館内に1基、設置されている。

障害者対応のトイレは本館1、2階とブラウンホール1、2階、図書館2階に計5か所設置されている。本館1階のトイレはオストメイトにも対応する最新のものに変更した。主要な教室には、車イスの高さにあわせた机が配置されている。視覚障害者のための朗読サービスのための設備として対面朗読室が別棟に設置されている。教員の個人研究室のドアには部屋番号や教員名が点字で示されている。当事者の意見を聴取した結果、点字ブロックの必要性はないとのことで設置していない。点字タイプライターを大学備品として教務課が管理し貸し出している。車イスも数台、授業に使用する教材として備えているが、貸し出しも可能である。

(3) 生活面での対応

障害学生の生活全般にかかわる援助をするために、従来は障害学生アドバイザーを校務の一つとして設け、専任教員が1～2名で担当していた。しかし、特定の教員のみが障害学生の生活相談に応じられる体制よりも、多くの教員がノウハウを共有して対応できることが望ましいとの考え方から、障害学生アドバイザーとともに学生アドバイザーが障害学生の生活面での対応も含めて行うことになった。実際には、現在でも障害学生アドバイザーが、長年の経験を生かして、卒業生や在学生の支援に大きな役割を果たしている。

障害学生の通学を支援するために、自動車通学を認め、本館正面玄関にもっとも近い駐車スペース2か所を障害者用駐車スペースに指定している。

なお、本学では障害学生に対して多数の学生がまったく自主的に、授業やあるいは学内の移動などについて援助をしている。

(4) 入学試験における障害を持つ受験生への配慮

入学試験の実施に際して、障害を有する受験生には障害に応じて試験時間を1.3～2.0倍に延長するほか、別室受験、点字による出題と解答などの措置を講じている。このような措置は、一人ひとりの受験生の障害と希望にあわせる必要があるので、事前に最低でも電話での相談を行い、通常は入試委員会の担当者が受験生や保護者と面接して、大学として可能な措置について説明し、受験生の希望を把握する。事前の面接の際に、受験会場に実際に入って車イスに乗った状態で机の高さを調整するなど条件整備について打ち合わせをすることもある。

試験実施当日には、保護者控室を設置し、保護者の学内への立ち入りを認めている。筆記試験での点字使用を認めているほか、文字の形を認識できない受験生には口頭で問題を読み上げて試験を実施した例もある。聴覚障害者には面接の際に手話通訳を大学として依頼する。

現在は、試験の実施に際して障害に応じた対応をしているので、合否判定の段階では障害を持っていることを理由に有利な判断をすることはしない。つまり、「障害があるから合格」

という考え方ではなく、障害に応じた試験の実施により公平な受験機会を保証し、恩恵的にではなく権利を保障するという考え方で対応している。

2003 年度入試、2004 年度入試には最重度の受験者があった。時間を 2 倍に延長し、英語一科目の受験であったが、3 名の教員と 2 名の職員がその補助に当たった。事前に本人や保護者も交えて練習をしたうえで実施したもので、2004 年度には合格し神学科に入学した。

(5) 障害を持つ学生にかかわる今後の課題

本学では、これまで障害を持つ学生の当事者としての希望や意見を尊重した環境改善を進めて来た。そのため、本学の障害を持つ学生のための対策は、ハードとソフトの両面において、かなりレベルが高いと自負している。大学としての体制を整えていることに加え、アドバイザーを中心に個別的な対応も綿密に行われている。

さらに、今後は図書館書庫の上層階、ルター研究所、別棟にある教員研究室、学生寮などのいまなお車イスではアクセスができない箇所の改善を進めていく予定である。なお建設中の新校舎は全面的にバリアフリーとなる。

第4節 組織・管理体制

施設・設備・備品・緑地等の学有財産の維持管理、清掃、安全保安管理、運用に関する業務は、総務課に属する管財係が各専門会社の協力により、専任職員 2 名で行なっている。

清掃業務は専門業者に委託し、校舎内の清掃及びゴミの回収（構内ゴミ置場への運び出し作業）を 3 名が一部交代制で当っている。清掃業者等によって一箇所に集められたゴミは、収集運搬業者により定期的に搬出している。搬出時は専任職員の立会により manifests 伝票の発行をし、E 票までの確認をしている。

校舎内を除く構内の清掃、小修繕、緑地管理等については、職員の監督及び協力の下、ビル管理業者に委託して 1 名が不定期により従事している。

電気設備の維持管理については、社団法人東京電気管理技術者協会所属の電気主任技術者 1 名に委託し、専任職員が立会い調整の中で保守管理をしている。

その他の設備等についても、専任職員と各委託先有資格者との協力により、電気設備と同様に法定または法定を上回る点検内容により保守運用を行っている。

夜間及び休日等の教職員不在時における宿直・施錠管理については、ビル管理業者に委託し、2 名（1 名ずつ交替）の体制で、構内・校舎内の定期巡回を行なっている。

なお、校舎内各室の教育用設備等の日常的な維持管理については、各担当部署及び管財係との協力で実施している。

本学は建築学上貴重な建物によって構成されており、日頃からその維持管理には気を配ってきている。これからも「文化財」としての本学の諸建築物を維持するために、担当課だけでなく全学一致してこれを尊重してゆくこととしている。

本学は学内に寮生と一部の教職員とその家族が居住しており、常に居住者の暮らしの安全には気を配っている。特に夜間の安全のために、多数の外灯を整備するとともに寮棟には防犯ブザーを設け、また警備員が常駐して、不測の事態が起こらないよう留意している。

第9章 図書館及び図書・電子媒体等の資料、学術情報

第1節 図書、図書館の整備

(1) 蔵書数と特色

本学図書館では、キリスト教と社会福祉及びその関連分野を中心に収書を行っている。以下に述べるとおり、本学における教育研究上必要な資料を体系的にかつ量的にも適切に整備している。

全面開架方式の書庫に約10万冊の蔵書があり、500名強の学生数に対する一人当たりの蔵書数は178冊となっている。蔵書の8割強が上記の分野のもので、近年収集を開始したAV資料も、キリスト教と社会福祉関係のビデオ資料が中心となっている。

蔵書の最大の特色は、ルターと宗教改革に関する原書を持っていることがあげられる。ルター著作集のワイマール版、エルランゲン版、ヴァルヒ版など貴重書が数多く、稀覯本としてルター著作集イエナ版（ラテン語版1冊含む）を館内に展示している。

本館の現在の蔵書数は以下の通りである。（数字はいずれも2004年3月31日現在）

表9-1 蔵書の内訳

和図書	56,962冊	洋図書	34,044冊
製本雑誌	5,168冊		
継続雑誌	246タイトル		
AV資料	1,644タイトル		

年間入館者数は2003年度は43,984人、貸出冊数は24,673冊となっており、全国の私立大学の平均貸出冊数20,955冊を上回っている。また本学に近い比較的小規模校である全国の単科大学の平均貸出冊数11,000冊と比較すると、本学の貸出冊数が非常に多いことが明らかである。学生一人当たり年間約46冊を借りだした計算になる。

(2) 資料選定と購入費

2003年度の資料費総額は1,468万円であった。内訳は資産図書費848万円、消耗図書費390万円、AV資料費200万円、製本費27万円であった。決算は1,390万円であり、学生一人当たりの購入費は約2.6万円であった。

和図書は社会福祉・キリスト教の図書目録や出版社のカタログ、図書館流通センターのホームページなどによる選定と、キリスト教書店からの見計らいや、学生・教員からのリ

クエストによる購入が中心である。洋図書は、両学科から年に数度カタログによる選定を受け、海外に直接発注するものが中心で、随時選書及びリクエストの発注も行なっている。AV資料は主に日本図書館協会のビデオカタログから、大学図書館で貸出許諾の得られたものを購入している。

(3) 施設・設備

総延面積 1,050 m²のうち、閲覧スペースは 342 m²で、95 席の座席がある。収容定員の約 20%にあたる座席数である。3 台の蔵書検索端末と、4 台のインターネット端末と 5 台の AV ブースがある。4 階建て書庫に計 504 m²の面積があり、収容能力は約 13 万冊である。閲覧スペースには、雑誌閲覧室と 2 室のグループ閲覧室を含んでいる。

(4) NACSIS や他の図書館とのネットワークを活用したサービス

利用者からの要望を聞く手段としては、館内にメッセージボックスを常設し、また必要に応じて図書館アンケートを行っている。また年に 2 回行われる院生懇談会には、必ず図書館司書が出席し、ニーズの把握とともに図書館の利用方法についての解説にあたっている。また、2003 年 8 月よりホームページを開設し、学生が自宅のパソコンから図書の検索ができるようになった。約半年の間に約 5,000 件のアクセスがあった。

職員の全員が、毎日カウンターに出て貸出・レファレンス業務を担当しており、サービスの向上に努めている。NACSIS-IR を中心に論文検索サービスを行っており、学部生は代行検索とし、大学院生は本人が論文検索を行なえるよう利用者教育に努めている。また、院生を対象として、FAX と電子メールによるレファレンスサービスを実施している。

また、OPAC の Web 公開とともに、ネットを活用した新たなサービスを部分的であるが開始した。

図書館相互協力として、2003 年度は主に NACSIS-ILL により、他大学から 699 件の文献複写・貸借の実績があった。依頼・受付とも年々増加傾向にある。また近隣の 4 大学（国際基督教大学、東京神学大学、武蔵野大学、日本社会事業大学）間で、学生・教員に対して相互に貸出の利用もできる図書館協力を行っている。

その他、地域への貢献として近隣 4 市の市民に対して、閲覧のみではあるが図書館を開放している。

(5) 運営体制と学生の利便性

通常開館時間は 9 時から 20 時までであるが、金曜日は 22 時まで、土曜日は 18 時 30 分までの開館となっている。学部生の最終授業終了後も十分対応できる時間帯である。2003 年度の開館日数は 266 日、総来館者数は 43,984 人、帯出冊数は 24,673 冊であった。来館者・帯出冊数とも増加傾向にある。

運営は現在 3 名の専任職員と 4 名の非常勤職員との合計 7 名の職員体制で行っている。

専任 3 名が各々和書・洋書・消耗図書の業務全般を担当しているが、非常勤職員との連携や相互補助がさらに必要である。夜間開館時は非常勤職員 1 名のみとなっている。

また、教員 3 名と図書館長が加わった図書館委員会が月例でもたれており、結果は毎月の教授会に報告されている。

(6) 本学図書館の特色と今後の課題

本学図書館の蔵書には、特にルター関係資料に貴重書が多く、大きな特徴であると思われる。福祉分野の資料の充実についても、他大学からの貸借・複写依頼の増加からも見て取れる。

学生数に対する蔵書数や利用率などの数字が全国平均からいずれも抜き出て高いことは、本学図書館の特徴と考えられる。本学に近い単科の私立大学の平均貸出冊数 11,000 冊と比較すると、本学の貸出冊数は 2 倍をはるかに超えている。これは学生の図書館利用率が非常に高いことを示している。

今後の課題としては、蔵書の保存対策を検討する必要があると思われる。ルター関係の原書には 1700～1800 年代出版のものが多く、それら貴重書をどう保存するかが緊急の課題となっている。また社会福祉関係図書についても、後発の福祉系大学には所蔵されていない資料が増えているので、その保存と活用の方策についても検討する必要がある。加えて AV 資料の増加もあり、書庫スペースも含めた本学図書館の蔵書構成及び保存方針の検討を行なう必要がある。

第 10 章 学生生活への配慮

第 1 節 大学・学部の学生生活への配慮

本学は理念として「一人ひとりを大切にす教育」を掲げており、学生数としても限られているため、学生個人々人に対して目が届きやすい環境にある。学生が学業に専念するための諸条件として、経済的安定・精神的安定・就職関連のサポートなどが必要であると本学では考えており、こうした諸問題に対応するための制度を有している。また、学生の悩みを速やかに取り上げる仕組みとして、学生からの各種の相談について親身な対応を心掛け、学生に常に守られているという安心感を抱いてもらうことを目標としている。

(1) 学生への経済的支援

学生生活への配慮として、第一に奨学金をはじめとする学生の経済状態を安定させるための制度が挙げられる。本学においてもここ数年、経済状況の影響により学生の保護者がリストラ等で収入が減少し、学業継続が困難になるケースが見受けられる。学生からの経済的支援に関する相談も増加してきており、本学では学生課が窓口となり対応している。学生課においては個人面接により、最適な解決策を見つけ出すとともに、適切な措置を講じている。具体的な解決策としてはまず奨学金制度であるが、本学では一般的な奨学金に加えて学内奨学金制度をもっており、学生に多くの選択肢を提供するよう努めている。

学外奨学金は、日本学生支援機構の奨学金である。これには第一種と第二種（きぼう 21 プラン）の 2 種類があり、2003 年度の本学の受給者は合計 98 名であった。在学生に占める利用者の割合は、約 18%である。

学内奨学金としては、貸与奨学金として「林坦氏記念ルーテル学院大学後援会奨学金」と「ルーテル学院大学特別貸与奨学金」の 2 種類があり、給付奨学金として「ムラサキスポーツ社会福祉特別奨学金」の 1 種類がある。これらは経済的な理由により修学困難な状況にある学生であることを主な受給資格としている。その他、褒彰奨学金（給付）があり、「松本原始牧師記念特別奨学金」「恩寵無限特別奨学金」「岸千年記念特別奨学資金」「ムラサキスポーツ社会福祉奨励奨学金」「ムラサキスポーツ社会福祉学術奨励賞」の 5 種類がある。これらの制度は、成績優秀者を主な受給資格としている。また留学生に関しては、「私費外国人留学生学生納付金減免奨学制度（特待留学生制度）」というものがある。この制度は授業料だけでなく、入学金、施設費等を含む学生納付金の最大 50%を減免するものであり、私費留学の経済的に困難な状況にある留学生の大きな助けとなっている。

これら奨学金制度へのアクセスについては、学生が学生課窓口を訪ねてくるのが基本であるが、ゼミ担当教員から紹介される例も多々ある。また、ホームページによる情報発信や保護者宛送付資料による情報提供など、制度を知らなかったために学業を継続できな

くなるといった学生を出さないよう努めている。

(2) 生活相談等

本学では学生アドバイザー制度を中心に、学生の相談に応ずる体制を構築して学生生活の支援を行っている。

相談窓口については、最初の相談窓口として学生課が各種の相談に対応している。より時間をかけた相談や、専門的知識などを必要とする相談については、学生アドバイザーの任にある専任教員、健康管理室に勤務する専任看護師、大学チャプレンなどが相談に応じている。このうち、学生アドバイザーは学生が予約なしでも相談できるように各自毎週1コマをオフィスアワーとして定め、学内の掲示板などを通して学生に周知している。

学生が教職員以外への相談を希望する時には、本学付属機関である「人間成長とカウンセリング研究所」で相談することもできる。同研究所では研修を積んで認定を受けたカウンセラーが地域住民などの相談に応じているが、本学の学生は無料で同研究所のサービスを利用できる。なお、学外の機関での相談を希望する学生のために、隣接する国際基督教大学のカウンセリングセンターと、本学付属人間成長とカウンセリング研究所で、相互に学生相談を無料で提供しあう協定を取り交わし、毎年更新して来たが、国際基督教大学の相談体制が変更された2002年度をもって無料ででの相談受け入れは中止された。

昨今は大学生を取り巻く社会及び生活環境が変化しており、心の悩みをかかえている学生が増加している。はじめは奨学金を受けたいという相談で窓口に来た学生が、次第に友人関係や家庭の問題に触れ始め、想像以上の問題がそこに存在していることがわかるというような状況も増加している。心の悩みの状況によっては、精神科医でもある専任教員などが学生アドバイザーや学生課職員に助言をして対応をはかっている。しかし、大学の学生相談の範囲内では対応が難しい状況もあることから、連携がはかられている学外の専門医療機関への中継ぎとしての機能を果たすこともある。

相談の質を向上するために、学内で教職員研修を開催するほか、学生相談に関する外部研修にも積極的に職員を参加させている。

また不登校やひきこもり状態に陥った学生については、授業への欠席が続くと、小規模校の利点として、比較的早い段階で明らかになるので、保護者とも連絡をとり、その相談に応じ、また学外の専門家を紹介するなどの支援を行っている。アドバイザーが継続的に面談を重ねる場合もある。

本学には相談窓口が複数あり、またそれに加えて、学生が自由に、それぞれの希望する教職員に相談できる体制が整えられている。しかし、最近では、学生のニーズが多様化し、また深刻化しているため、教育機関としての対応の限界も明確になってきている。難しい状況ではあるが、本学では、教職員が可能な限り多くの時間をかけて相談に応じており、また学生相談にかかわる教職員がチームとして協力して対応することにより、学生や保護者から信頼されている。

昨今の相談内容の深刻化に対応するためには、学内及び学外での相談体制をいっそう充

実させる必要があると思われる。教職員研修の推進や、教職員以外の専門家が相談を受けられる体制を整えるために、人間成長とカウンセリング研究所とのさらなる連携や専任カウンセラーの導入、学外の専門家との連携強化などを検討している。

近年は学生の心の悩みや家族関係に関する相談などについて、大学としてどの範囲まで介入してよいか判断が難しい相談が増加する傾向があり、大学としての組織的な対応についてガイドラインを策定し、大学としての方針を明確にしていく作業にも取り掛かりつつある。なお、建設中の新校舎には、学生相談室を設け、専門の相談員を配置する予定である。

次に学生の健康管理についてであるが、本学においては学内の一角に学生課が所轄する「健康管理室」が設置され、学生の心と身体の健康の保持・増進のために指導や相談などの対応をしている。1996年からは専任の看護師が常駐して、ケガや体調不良などの様々な状況に対応している。健康管理室は、平日の午前9時から午後5時まで開かれており、毎日多くの学生が利用している。

毎年4月には全学健康診断を実施しているが、1年生から4年生まで積極的に受診しており、毎年90%強の高い受診率となっている。その診断結果を単に書類として配付するのではなく、健康管理室で学生に個別に説明しながら手渡し、諸検査数値結果から自分の身体の状態を理解させたり、食生活や生活習慣等について指導したりするなど、一人ひとりに細やかな指導及び援助を実施している。

学園祭等の飲食を伴う催しについては、事前に保健所から直接指導を受け、衛生管理を徹底させている。

2003年度には、学生会の協力を得て結核に関する学習会を開き、多くの学生の関心を集めた。今後としては喫煙及びアルコール問題、また性問題等に対しても、積極的な教育活動を推進していく予定である。

最近、健康管理室が受ける相談の内容を見ると身体の健康に関する相談ばかりでなく、心の健康（精神保健）に関する相談や、さらには友人関係や家族関係などの相談が増えてきている。心の悩みに対しては長期間継続して丁寧に対応する必要があるために、今や精神的な相談が業務の中心ともいえるような状況になっている。このような質的な変化は、利用人数の量的な増加と相俟って、担当者1名での対応に限界を感じさせることとなっており、心の健康や、友人、家族などの関係についての相談に関しては、健康管理室にすべてを任せるのではなく、事実上、ほとんどすべての教員と関係部署の職員が、それぞれの立場で、連携をとりながら必要に応じて対応している。こうした小回りが利く対応ができるのもコンパクトにまとまった組織である本学の利点であるとも言え、教職員がそれぞれの立場を超えて目前の課題に対処していく本学の目指すべき姿の現れであり、今後も同様の取組を継続していく予定である。

(3) セクシャル・ハラスメント等への対策

本学では、大学生活を安心・安全に送るためにセクシャル・ハラスメント対策は極めて重要であるという判断から、以前より担当教員、担当職員を決めて積極的に取り組んできた。具体的には2000年に「ルーテル学院セクシャル・ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定した。しかし大学生活での安心や安全を脅かす出来事はセクシャル・ハラスメントだけではないとの認識から、さらに幅広く権利を守るための防止対策として、2005年度には従来のガイドラインを「セクシャル・ハラスメント防止対策等権利擁護に関するガイドライン」に改訂する予定である。

以下に現行のガイドラインの項目を示す。非常に具体的で、かつ詳細な規定であり、セクシャル・ハラスメント防止のためのガイドラインとして十分な内容であると思われる。

- ①ガイドライン制定の目的
- ②本学の責務
- ③ガイドラインの対象
- ④セクシャル・ハラスメントの定義
- ⑤セクシャル・ハラスメントの様々
 - *地位利用型（対価型）セクシャル・ハラスメント
 - *環境型
 - *ジェンダー・ハラスメント
 - *二次的セクシャル・ハラスメント
 - *ストーカー行為
 - *その他、性差別に基づく言動など
- ⑥相談及び解決手続における原則
 - 6-1 プライバシー尊重と機密保持の原則
 - 6-2 自己決定の尊重
 - 6-3 二次的セクシャル・ハラスメントの禁止
 - 6-4 相談や申し立てに対する不利益な扱いの禁止
 - 6-5 虚偽の申し立ての禁止
 - 6-6 公正な手続の保障
- ⑦セクシャル・ハラスメントに関する相談
 - 7-1 相談担当者
 - 7-2 相談への応じ方
 - 7-3 相談担当者の責務
- ⑧セクシャル・ハラスメント防止対策委員会
- ⑨セクシャル・ハラスメントに関する申し立てに対する対応
 - 9-1 防止委員会に対する申し立て
 - 9-2 調査担当者
 - 9-3 問題解決の方法

- 9-4 緊急措置
- 9-5 セクシュアル・ハラスメントに対する措置
- 9-6 被害者への救済措置
- 9-7 再発防止のための対策

⑩啓発活動及び予防措置

⑪防止対策の検証とガイドラインの見直し

⑫その他

こうしたガイドラインは制定することに意義があるのではなく、いかにガイドラインに準拠した運用をしていくかが重要である。従って、本学では教職員に対して、毎年行われる全学教職員研修会の際に、ガイドラインについて担当教員が説明する時間を設けて、詳しく解説し、教職員によるセクシュアル・ハラスメントの防止を図っている。また、学生に対しても毎年、全学生・院生に配布される基本的な資料の中に、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策ガイドライン」を含めており、入学時のオリエンテーションの際に、担当教員がかなりの時間をかけて、ガイドラインの趣旨や相談窓口等について説明している。在学生の注意を新たに喚起する意味で、年度のなるべく早い時期に、全学生に説明する機会も設けている。さらに、啓発活動の一環として、年に1回、外部講師を招いて研修会を開催している。

本学では、セクシュアル・ハラスメントや人権侵害の事象が起きてないよう、日頃から注意を喚起すると共に、常にガイドラインの見直しや現状との乖離状況のチェックを行い、いわゆるPDCAサイクルを回していくことを心掛けていく。

(4) 就職・進路相談

本学では、卒業後の進路・就職の相談については、以前は学科ごとに職員及び教員が応じてきていたが、1989年度に「就職指導室」を設立し、学生の就職・進路の指導を組織的・体系的に行う体制を整えた。学生数の増加及び大学院等への進学を希望する学生への進路相談の必要性の増大に伴い、1998年度には名称を「就職・進路相談室」と改めた。就職・進路相談室となって6年を経過した2004年度の状況について以下に概説する。

就職・進路相談室は、学生たちが自らの個性にあった進路を主体的に選択できるように、学生個々人の希望する業界・職種等を明確にすることを目標に支援を進めている。まず学生に、自分自身を知ること、自分自身のことを考え、分析し、今まで学んだこと、実習で得たことから、どんな職業に向いているのか考えるという、いわゆる自己分析の作業を行わせ、その結果を基に面談を行う。就職・進路相談室には、専門のキャリアアドバイザーが配置されているわけではなく、主として二人の職員が窓口として相談・面談に応じ、関係教職員につないでいる。1年次からの身近な人間関係を前提に、ゼミ担当教員と協力して個々の学生の希望を把握し、就職情報へとつなぐ努力をしている。

その後、具体的な就職活動を進めていく上で必要なスキルの養成を目的として、履歴書、

小論文等の文書作成能力を養う指導を実施している。

また希望する学生には模擬面接を実施しており、学生が本番の就職面接で自己アピールが効果的にできるよう指導している。面接担当者の役割は他部署の職員に依頼し、本番と同じ気持ちで臨み、本番と同じような緊張感を味わえるように工夫している。面接終了後の学生へのフィードバックも十分に行い、学生の就職活動に活かされるような指摘を心掛けている。

こうした学生個人へのきめ細かな就職支援とともに、就職・進路相談室では各種の就職関連イベントも開催している。代表的なものとしては、「就職ガイダンス」と「卒業生懇談会」の2つである。就職ガイダンスについては、外部講師による講演と面接場面のロールプレイなどを毎年開催しており、また様々な業界・分野で活躍するOB・OGの体験談披露も行い、学生の就職意識の高揚を図っている。卒業生との懇談会については、毎年10月に就職進路週間を設け、連日、異なった分野で活躍しているOB・OGを招いて、小グループでの懇談会を開催している。学生にとっては、仕事というものを身近に感じ、自らの志望分野を明確化するための良い機会になっていると思われる。

現在のところ、本学の就職支援については、上に詳しく述べたように学生のニーズに対応して適切に行われていると自負している。本学では就職・進路相談における基本的なスタンスとして、いかに学生に自発的に行動を起こさせるかということに主眼を置いており、就職・進路相談室では、学生の就職への意欲を喚起するためのサポートを心掛けている。経済状況は一時期に比べれば好転しつつあるが、まだまだ学生の就職状況は厳しいものがあり、就職活動中にくじけそうになる学生が数多くいるのは事実である。そうした学生のそばに寄り添い、希望の進路を勝ち取るまでサポートし続けることが、本学の理念でもある「一人ひとりを大切にする教育」に繋がっていくものと考えている。

このような具体的な支援の結果、毎年就職を希望する学生の90%前後が就職を決めており、またとくにその専門性を生かす職を得ていて、社会福祉学科の場合は就職者の90%前後が社会福祉とその関連領域に就職している。これらは本学の誇りとするものの一つである。

(5) 課外活動

学生が実り多い学生生活を送るためには、学業とともに課外活動も極めて重要である。本学においても様々なクラブ・団体があり、そうした学生の活動をサポートする大学側の体制も充実している。

現在、大学が公認しているクラブは10団体あり、特に聖歌隊とハンドベルの2団体は大学直属団体として位置づけられている。それぞれの公認クラブには、教員が顧問となりクラブ運営に携わっている。公認クラブには、その活動に対して大学から補助金が支給される。その他、公認クラブ以外にも多数のサークルが本学にはあり、学生のほとんどは何かしらのクラブ・サークルに所属して課外活動に積極的に関わっている。

学生の自治運営団体としては学生会があり、会長、副会長、書記、会計は1年ごとに学

生総会で改選されている。大学は、年2回開催される学生総会のために授業のないコマを確保し学事暦に掲載するなど、学生会の活動を支援している。また、学生会執行部と学生アドバイザー委員会とで、毎月1回「学生連絡協議会」を開催し、様々な情報交換と協議を重ねて学生の諸活動を支援している。

学生会は学生の課外活動を取りまとめており、それに加えて本学の学生会は、クラブ活動以外にも多くの催しを開催している。学生会執行部による新入生歓迎の会、全学年縦割りによる親睦会、学園祭の縮小版的な夏祭り、音楽祭、芸術祭、学園祭などである。大学は、クラブ活動や学生会の諸活動に対して補助金を支給している。また親睦会には専任教員が全員参加する。学園祭は、学生側の学園祭委員会に、教職員をメンバーとするアドバイザー委員会が協力して実施している。

小規模大学としては公認クラブの数が多く、学生の参加も活発である。学生同士の交流に対する意欲や関心が高いのは本学の特色であり、学科や学年を超えた学生同士の交流を活性化するのにクラブやサークルが大きな役割を果たしていると言える。また、学生会が推進している課外活動の実施頻度も高く、内容も充実したものとなっている。

本学は、学生課と学生アドバイザー委員会が窓口となって学生の課外活動を積極的に奨励し、柔軟かつ適切な指導を行っている。学生の課外活動は、教職員にとっても授業や窓口対応以外での良き交流の場となり、日頃は見出すことのできない学生の才能や人柄等について新発見する場となり、加えて良き信頼関係を築く機会ともなっている。

課外活動については学生の自主性を重んじることが重要であると考えている。本学においては、それらの活動についての金銭的・教員による人的支援が充実しているものと認識しており、適切な支援体制があると認識している。課題とすれば、サークル数の増加に伴い、部室等の施設面での不足が最近目立ってきており、予算との兼ね合いも見ながら適宜、対応してゆきたいと考えている。

第2節 大学院研究科の学生生活への配慮

大学院生に対する学生生活への配慮は、学部生へのものとほぼ同様である。ただし大学院における特徴として、時間的制約がある社会人学生が多く、学修を継続するための体力的・精神的な困難を抱える学生に対する相談への対応に気を配っていることが挙げられる。また、仕事を退職して大学院へ進んでくる者もいるため、就職指導についても手厚くサポートしていることも大学院の特徴である。

(1) 学生への経済的支援

大学院生に対する経済的な支援としては、学部生と同様、奨学金制度がある。大学院については褒彰奨学金の制度はないが、学外奨学金である日本学生支援機構の奨学金や、学内奨学金については、前述の学部生と同様、利用が可能となっている。

また、本学の大学院は厚生労働省の教育訓練給付制度の指定講座となっており、雇用保険に通算3年以上加入している者については、本大学院を修了後、入学金・授業料の一部の給付をハローワークから受けることが可能となっている。

こうした制度の概要については、ホームページや各種資料に掲載しており、大学院生からの問合せがあった場合には、学生課を中心に対応しており適切な支援体制が確立しているものと考えている。

(2) 生活相談等

大学院における生活相談についての対応としては、前述の学部におけるものと同様であり、適切に行われていると認識している。

(3) セクシャル・ハラスメント等への対策

セクシャル・ハラスメント等への対策についても、前述の学部における対応と同様であり、大学院として特別なものはない。現状、大学院においても現在のところハラスメントに係わる問題は起こっておらず、適切にガイドラインの運用が行われていると認識している。

(4) 就職・進路相談

大学院における就職・進路相談は、学部生同様、就職・進路相談室を中心に対応している。ただし、大学院においては冒頭で記述したように、一度職場を離れて進学してきている者がいたり、さらに別の大学院への進学を目指す者もいるなど、学部生の就職・進路支援とは異なる対応が求められるケースも散見される。従って、大学院生に対しては指導教員とも連携を取りながら、個々の院生の専門分野も考慮し、それを活かした進路に進むことができるよう就職・進路支援をするようにしている。

本学の大学院の場合、社会福祉の現場で働いている院生がほとんどであり、上記のような院生への就職・進路支援というのはレアケースであるとも言える。しかし、こうした院生こそ切実にサポートを必要としており、本学としては今後も継続して院生からの相談には、適切に対応していくものとする。

第 11 章 社会貢献

第 1 節 大学としての日常的な社会貢献活動

本学は、年齢に限定されない生涯を通しての学習の場として市民にも開かれた大学でありたいと考え、多くの公開講座や科目等履修の制度を整え、地元の三鷹市と連携して年間 200 人を越える市民に授業を公開してきている(第 5 章第 1 節(5)③49～50 頁参照)。

また大学図書館も近隣 4 市の市民に閲覧を開放しており(第 9 章第 1 節(4) 78 頁参照)、人間成長とカウンセリング研究所の市民向けの相談活動(第 2 章第 2 節(5)13～14 頁参照)継続的に行われており、これらは本学の日常的な社会貢献活動といえるであろう。

これらの他に、本学では、大学の授業とは別に市民が参加して学べる 1 日から 3 日ほどの公開プログラムを年に 1 回「市民大学」として開催している。また 2004 年度には「子育て SOS」「社会福祉の動向」等の特別講義、および公開シンポジウムを開催し、多数の市民の参加があった。

本学が三鷹市に移転してきて 34 年になるが、近隣住民と地元三鷹市をはじめとする近隣自治体の理解と支援なくしては本学のこれまでの発展は考えられない。立地する環境の整備から始まり、活発な人的交流、教育の中核となる実習の受け入れなど、多くの支援を得ている。また、点訳、朗読、手話通訳など障害を持つ学生への支援についても、地元ボランティアによる協力の力が大きい。そこで、先にも触れたように、本学では地元住民や自治体に貢献することを大学の責務と考えて、市民にとっての社会資源としての本学が活用されることを願い、また教職員や学生が積極的に地域での活動に参加している。

第 2 節 教職員による社会貢献活動

地元との関係をもっともよく表しているのは自治体や社会福祉協議会による地域福祉計画の作成に本学教員が委員として参加していることであるが、三鷹市の国際交流協会でも

本学の教員が中心的な働きを担っていることは本学と地域とのかかわりの幅広さを示す例である。また、都内や近県にある社会福祉施設に、本学教員が理事、評議員、監事などとして運営に協力しているほか、市内、あるいは近隣地域の福祉施設のスーパーバイザーや研修講師、第三者委員などとして専門性向上やサービス向上のために協力している。

施設単位の研修だけでなく、民生委員児童委員を対象とした研修なども地元自治体への貢献の貴重な機会である。また、各地から現場職員が集まる都福祉局やあるいは東京都社会福祉協議会が主催する研修でも、本学の教員は、種々の科目の講師を積極的に引き受け、現場職員の専門性向上に貢献している。

最近の事例では、前田ケイ教授が、少年院や更生保護施設におけるソーシャル・スキルズ・トレーニング（SST）の普及のために顕著な貢献をしたと評価され、法務省から瀬戸山賞を受けたことは特筆に値しよう。

以下、本学教員の社会貢献活動の事例の一部を列挙する。（個別の社会福祉法人、公益法人、社会福祉施設、NPOなどの役員、委員会委員等としての活動は、非常に数が多いので省略する。）

東京都「子どもの権利擁護委員会」子どもの権利擁護専門委員
神奈川県社会福祉審議会副会長・社会福祉専門分科会会長・地域福祉文化推進部長
神奈川県立病院倫理委員会委員・かながわ人権政策推進懇談会委員
杉並区地域保健福祉協議会会長（介護保険専門委員会委員長）
足立区地域保健福祉協議会会長（介護保険専門部会会長）
渋谷区地域保健推進協議会委員
三鷹市健康福祉審議会副会長
三鷹市基本計画市民会議助言者
三鷹市社会福祉協議会副会長
三鷹市社会教育委員
三鷹市生涯学習会議議長・「あすのまち三鷹」相談役
三鷹市社会福祉事業団・苦情解決委員会・第三者委員
三鷹国際円卓会議座長・三鷹国際交流協会理事
府中市ケアプラン指導研修事業チーム会議（チームリーダー）
春日部市男女共同参画推進審議会会長
宮崎県地域福祉評価事業検討委員会委員長
長野県「福祉NPO・ボランティア活動支援事業」審査委員長
等々

第3節 その他の社会貢献活動

(1) 学生によるボランティア活動

学生による地域貢献の活発さも特筆に値する。20 年以上にわたり児童養護施設で学習指導をするボランティア・サークルが活動しているほか、個々にボランティア活動に参加している学生は多い。また、聖歌隊やハンドベルサークルは、各地の施設や教会などを訪問して演奏をしている。三鷹市教育委員会が実施しているメンタルフレンド活動にも本学学生が参加し、不登校やひきこもり傾向にある市内の生徒への支援をしている。本学の学園祭では近隣の社会福祉施設や作業所からいくつもの出店があり、また、近隣住民が多数来訪して学生や教員と交流しており、本学学園祭の特色の一つとなっている。

(2)教会への貢献

本学の設立母体である二つのルーテル教会の多くの教員から毎年多額の献金が本学に寄せられている。これらの献金は本学が地域社会で良い働きをすることを期待されてのことであり、激励の意味も大きい。これらのご支援に応えるべく、全国の教会や教会が設立している多くの社会福祉施設での様々な催しや日曜日の礼拝や集会での特別な講演会など（これを講壇奉仕と呼んでいる）に教員を派遣している。年間約 70 回を越えるが、神学科のみならず全教員がこれに関わっている。

また、毎年大学で行われる「一日神学校」には 800 人を越える方々が参加され、多くの教員が特別講義を担当している。また、新潟、大阪地区、九州地区等で開かれる一日神学校にも多くの教員が講義を担当しており、これらの日常的な関わりを通して大学と教会との良い関係が維持されている。

第12章 管理運営

本学の管理運営の基本的事項は、大学教授会が意思決定の場として機能しており、大学運営上の様々な事項が決定されている。これらの内容は教授会規定に定められており、本学においては、規定に準拠した形で大学運営が適切に行われているものと考えている。

第1節 大学・学部の管理運営体制

(1) 教授会

本学の教授会規定は、教授会に関し次のように規定している。

第1条 本学に教授会をおき、学長及び教授、助教授、専任講師をもってこれを組織する。

第2条 学長は、原則として毎月1回、その他必要に応じ教授会を召集し、その議長となる。

第3条 教授会は、総会員の半数以上によって成立し、出席者の過半数で議決する。

第4条 教授会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 学生の入学、退学、転学及び休学に関する事項
- (2) 学生の試験、課程の修了及び卒業に関する事項
- (3) 学生の指導、厚生、賞罰に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 学則諸規定に関する事項
- (6) 学長候補者の推薦選定に関する事項
- (7) 教職員の人事に関する事項

(8) その他必要な事項

2 上記(5)(6)(7)は重要事項とし、理事会に提案する。

第5条 教授会の運営を円滑ならしめるために、学長、教授会書記、両学科長、教務課長、事務長をもって実務会議を構成し、必要に応じて議案の整理、作成、その他の準備にあたる。

第6条 学長は、必要があると認められた時は、他の職員を教授会に列席させることができる。ただし、この職員は発言権は有するが投票権は有しない。

第7条 本規定の改正は、教授会の議決に基づき理事会の承認を経て行う。

本学の教授会はこの規定に則して運営されている。なお、この規定に定められた教授会(全学教授会)とは別に、神学科教授会、社会福祉学科教授会、大学院教授会、神学校教授会があり、この規定を準用して、学科長、大学院研究科長、神学校長をそれぞれ議長として毎月1回開かれている。そこでの審議結果は、全学教授会に報告され、また必要な事項については全学教授会審議事項として審議され、議決される。

教授会の審議・議決事項のうち、(4)の教育課程に関する事項は、大学の教育方針、教育内容を決定する重要事項である。そのため本学においては、教育課程に関する事項は、教授会とは別に組織されている各学科教授会、大学院教授会等においてまず審議され、全学教授会はその提案を受けて審議され、議決される。このような2段階の審議のプロセスを経ることにより、教育課程の細部にわたり深い審議を行われている。

また、これは理事会への提案事項である(7)の教職員の人事に関する事項についても、上述の教育課程に関する事項とならんで、あるいはそれ以上に大学にとって重要な事案である。そのため、この件についても、教育課程と同様、2段階の審議プロセスを踏むことになっている。本学では教員人事に関してこれまで一切問題を起こしたことはないが、その理由はこのような慎重な制度にあると自負している。

以上、教育課程と教職員人事という二つの項目を取り上げて本学教授会の審議・議決の流れを説明した。全学教授会も各学科教授会・大学院教授会、神学校教授会も少人数のメンバーで構成され、常に活発な議論が展開されており、本学においては教授会が形骸化しているという状況は微塵も無く、適切に運営がなされていると行うことができよう。

(2) 学長、学部長の権限と選任手続き

学長の選任手続きに関する事項は、大学の「学長選任規定」に定められており、それに従い、4年に一度、学長の選任が行われている。学長選任規定の要旨は以下の通りである。なお本学には学部長はおかれていない。

(a) 学長の任免は理事会において決定される。

(b) 被選挙権者：学長に選任される者の資格については、「学長は、本学の専任教員で、かつプロテスタント教会に属する教会員であって、ルーテル学院大学の設立の目的

を堅持し、学問、見識において的確な者でなければならない」と規定されている。

(c) 選挙権者：学長候補を選ぶ際に投票権を有するのは、教授会の成員（ただし、研究休暇及び海外にある者を含む）と、一般職員のうち管理職掌及び管理補佐職掌の職にある者と規定されている。

(d) 学長の選出方法：(1)まず、教授会において、上記の学長に選任される者の資格に照らし合わせて被選挙権を有する者を確定する。(2)教授会は、「学長候補選出実施規定」に基づき、学長候補を選び、これを理事会に推薦する。(3)理事会は、推薦された者について、評議員会の意見を聞いたうえで、学長を決定する。

(e) 「学長候補選出実施規定」の概要は次の通り。

(1) 教授会は、選挙権を有する者を確定し、選挙管理委員2名を定める。

(2) 選挙管理委員は、投票の日と場所を確定し、有権者に周知する。

(3) 選挙権者で、所定の投票日に投票できない者は、海外に出張中あるいは研究休暇中の者も含めて、書簡により第一回の投票に参加することができる。

(4) 選挙権者総数の過半数の票を得た者を学長候補とする。一回目の投票で過半数の票を得た者がいない場合は、再度投票を行う。2回目の投票で決定しない場合は、その得票の上位2名について決選投票をする。決選投票での得票が同数の場合は、大学における教員歴の長い者をもって学長候補とする。

(5) 選挙管理委員は、学長候補として選出された者をただちに教授会に報告し、教授会はこれを理事会に推薦する。

(f) 学長の任期は1期4年で、再任を妨げない。

なお、上記の規定のうち、被選挙権者については、従来「学長は、日本福音ルーテル教会または日本ルーテル教団の現職の牧師である本学の教員」となっていたものを、厳格な規定をゆめ、プロテスタントの教会員全般に候補者の範囲を広げて、適任の者を選出するという方針に変更することとなり、2000年10月の理事会において改定したものである。

本学では、この改訂以前においてもまた改訂後においても、学長の選任に関して何らかの問題が起きたということは一切ない。

(3) 教学組織と学校法人理事会との関係

教学組織と学校法人理事会との関係を意思決定プロセスから見た場合、本学ならびに大学の運営にかかわる学校法人ルーテル学院の意思の決定は、基本的には教授会の議決がまず行われ、理事会、評議員会の承認、あるいは議決を必要とする事項の場合には、教授会の議決に基づいて、理事会、評議員会に議案が上程され、慎重な審議の後に、学校法人の最終的な決定となる。かつてこのルールに反した決定が行われたことはなく、問題は一切ないと考える。

本学の教授会は、学長、教授、助教授、専任講師によって組織されるが、それに加えて

チャプレン、ならびに事務長と課長が常時参加する。したがって、小規模な1学部のみの本学の場合、教授会が全学的審議機関としての機能を果たしている。

教授会は、学長が招集する。教授会に付議される議題は、原則として既述の実務会議での事前の検討を経て教授会に提案されるが、それ以外にも学科長、各種委員会の委員長、事務長は、必要に応じて議題を提案することができる。また場合によっては、教授会構成員であれば議題を提案することが可能である。

つまり、本学では学務に関する事項は、すべて教授会が先に審議・議決し、理事会には教授会からの提案として上程される。これまでのところ、学務に関する教授会の提案が理事会によって否決されるとか、あるいは重要な変更がなされるというような事態は起こっていない。

また純粋な学務事項でない事柄、例えば校舎の増築、重要な改築、重要工事などについても、ほとんどの場合教授会でその概要について先議され、その了解、あるいは議決のうえで、理事会に提案される習慣となっている。要するに、本学学校法人に関する重要事項が、教授会のあずかり知らないところで議論され、決定されるというようなことは、これまでのところ一切ないと言える。

なお、本学では、理事会、評議員会のメンバー以外の学識経験者などが、大学の管理運営に関与するような仕組みは持っていない。本学にはたくさんの委員会組織があるが、これまでのところ、学外の者を委員に委嘱することはなかった。委員会に専門家として出席してもらい、意見を聞く場合もあるが、あくまでも参考意見を承るということであって、管理、運営に参画を求めるといったようなことはなかった。

本学の全学教授会は、日頃から自由に発言がなされ活発な議論がなされている。また、教授会から上程された諸事項を審議する法人理事会・評議員会も非常に活発な議論がなされるのが常であり、教授会の上程事項を実質審議なしに承認するということはほとんどない。けれども、疑問がある場合は教授会に再審議の要請があり、このやりとりを経て相互の理解を深め結論にいたるのが常であり、教授会、理事会、評議員会それぞれがそれぞれの役割を充分果たしていると評価出来ると考えている。

以上のような状況から、本学においては、実質的に教学組織がすべての学校運営に関わる事項の議決権限を持っており、理事会・評議員会も実質的な審議を経て、基本的には全学教授会の意思を尊重して承認するという仕組みが出来上がっているといえる。これは、本学が小規模校であり、学長及び個々の教員が学校全体の問題について熟知しているということとも関連している。こうした教学組織と理事会・評議員会との関係で問題は起きておらず、本学のあり方に合致した関係性が構築されているものと認識している。

第2節 大学院の管理運営体制

大学院における教学上の問題については、前節にも記述がある大学院教授会により審議さ

れ、全学教授会にその内容が報告され、また必要な事項については議題として提案され、審議・議決される。大学院教授会については個別の規定があるわけではなく、全学教授会規定を準用する形で運営されている。本学の場合、大学院専任の教員はおらず、学部・大学院兼務の教員で運営しており、管理運営についても学部・大学院の区別は無く、同等に取扱われているというのが実情である。その意味で教授会・各学科教授会との連携が取れているということもできる。これまでのところ、大学院における管理運営は大学院教授会を中心に適切に行われていると認識している。

第13章 財 務

第1節 本学の財務の特徴

本学は創立以来少人数教育を実践している。ゆえに人件費比率が60%を超える年が続き、また、消費支出超過の状態も続いていた。このままでは新しい計画の実行が困難であるので、収支改善策として1999年度より人件費抑制策を実施し、2000年度には定員増を行い増収を図った。1999年度学納金合計額は4.4億円であったが2004年度には6億円となり、一定の効果を上げている。一方、教職員の増加は設置基準に依拠しつつもできるだけ抑制したことにより、人件費比率は2003年度には54.8%、消費収支比率も90.1%となった。(別紙大学基礎データ36頁、表46-1参照)

この様に教職員の増加は抑制したが、学生増加による施設の不足は否めず、この間、学生ラウンジ、図書館の増築を行った。この財源は設立母体である日本福音ルーテル教会及び日本ルーテル教団の信徒の方々を中心とした寄付金約1億円で賄った。

本学は小規模校であり、少人数教育を実践しているため、長期間、単年度決算が消費支出超過という状態が続いていた。消費収支改善の取組として、1992年度、2000年度と学生定員増を行い学生納付金の増収をはかり、支出削減としては1999年度に人件費抑制策を導入し収支改善の努力を重ねた結果、現在は消費収入超過になっている。

本学は、同規模の他大学と比較すると、現在のところ定員を上回る学生数を確保できており、学生納付金比率が高い。しかし今後は18歳人口減少という現実の中で、多くの大学と同様、入学者数の確保と退学者数を減らすことが大きな課題となることが明白である。

学生数の増加及び人件費節減策により本学の財務基盤は以前より飛躍的に安定度が高まった。しかし累積消費支出超過額は2003年度決算時点で4億5百万円となっており、この解消には長期間かかるものと思われる。

今後も当分の間続くと予想されている18歳人口の減少という流れの中では入学者数の増加をはかるとか、あるいはまた昨今の社会情勢の中で学生納付金の値上げによる増収をはかるなどは非常に困難である。今後、組織のスリム化、事務の効率化によって一層の経費節減を図り、教育研究目的遂行のために安定した財政基盤を構築するべく工夫を重ねることが不可欠である。

第2節 私立大学財政の財務比率と本学の財務

本学の財務の現状を理解しやすくするために、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政平成15年版」の「平成14年度大学法人の平均値」を用いて平成14年度時点の比較を試みる。本学は大学と各種学校を併設しているが、大学部門の数字が、法人全体に占める割合が大きいため大学部門の数字を使用する。

比較検討の結果、消費収支計算書の財務比率（表12-1）については、8項目のうち○判定が3項目、×判定が4項目、△判定が1項目となった。×判定の中で平均値と乖離がある比率は教育研究経費比率である。

貸借対照表の財務比率（表12-2）については、8項目のうち○判定が5項目、×判定が3項目となった。

消費収支計算書

<人件費比率>

帰属収入に占める割合が一番高いのが人件費である。私大平均より高くなっているが、人件費抑制策と帰属収入の増加によりこの水準となった。

<人件費依存率>

この水準で概ね妥当と思われる。

<教育研究経費比率>

帰属収入をどのくらい教育研究経費に使ったかを表す比率である。帰属収入が増加したことにより水準が下がったこともあるが、もう少し高い方が望ましいと思われる。

<管理経費比率>

平均より高くなっているが、学内に学生寮と教員住宅を所有しており、その老朽化対策に要する経費が増加していることを考えればやむを得ない面もあると思われる。

<借入金等利息比率>

借入金残高がほとんどないので妥当と思われる。

<消費収支比率>

以前に比べ好転した要因として、学生数の増加により帰属収入が増えたことによるところが大きいと思われる。この水準が維持できればよいが、教育研究経費比率の低さを考慮する必要もあると思われる。

< 学生生徒納付金等比率 >

この水準で概ね妥当と思われるが、財源の多様化を考えるのなら高すぎない方がよいと思われる。

< 寄附金比率 >

この水準の過去5年の平均値は約10%で、他大学と比べてかなり高くなっている。このことは学納金収入に頼らない経営を行っているということがいえる反面、将来寄附金収入が減少する可能性があることも予想しておかなければならないと思われる。

最近数年間は学生数の増加により学納金が増え、つまり帰属収入が増えたことにより、消費収支は好転した。今後安定的に学生を確保できれば問題はないが、少子化による影響などにより学生数が減少することにより帰属収入が減収となった場合は、人件費を含めた経費節減が必要となる。

貸借対照表

< 流動資産構成比率 >

この水準で概ね妥当と思われる。

< 固定負債構成比率 >

借入金が少ないので、この水準で妥当と思われる。

< 自己資金構成比率 >

総資金（負債+基本金+消費収支差額）に自己資金（基本金+消費収支差額）が占める割合である。本学ももう少し高くなることが望ましい。50%と割ると他人資金が自己資金を上回っていることを示している。

< 消費収支差額構成比率 >

基本金組入に左右されるが、帰属収入が増加し消費収支が好転したことが高水準となった要因であると思われる。

< 固定比率 >

設備投資を借入金で行わなかったため平均を下回ったと思われる。

< 流動比率 >

200%以上が望ましいとされているので、妥当と思われる。

< 総負債比率 >

平均より高くなっているが、総負債の70%を占める前受金を考慮すれば7%となり特に問題はないと思われる。

< 基本金比率 >

要組入額を 100%組入れているので問題はないと思われる。ここでの問題点は翌年度繰越消費支出超過額が 2003 年度末時点で 4 億 5 百万円の支出超過であることである。最近数年間の消費収支の好転により減少しているが、よりいっそう改善に向けて努力することが必要となっている。

表 12-1 消費収支計算書の財務比率の対比 (%)

比 率	算式 (×100)	本 学	私大平均	判 定
人件費比率	人件費 帰属収入	53.2	51.7	×
人件費依存率	人件費 学生生徒納付金等	71.8	69.4	×
教育研究経費比率	教育研究費 帰属収入	21.4	25.6	×
管理経費比率	管理経費 帰属収入	11.4	7.8	×
借入金等利息比率	借入金等利息 帰属収入	0.03	0.6	○
消費収支比率	消費支出 消費収入	90.7	105.1	○
学生生徒納付金等比率	学生生徒納付金 帰属収入	74.1	74.5	△
寄附金比率	寄附金 帰属収入	8.3	2.8	○

表 12-2 貸借対照表の財務比率の対比 (%)

比 率	算式 (×100)	本学	私大平均	判定
流動資産構成比率	流動資産 総資産	32.7	16.2	○
固定負債構成比率	固定負債 総資産	4.4	8.1	○
自己資金構成比率	自己資金 総資産	79.3	85.9	×
消費収支差額構成比率	消費収支差額	2.7	△ 1.0	○
	総資産			
固定比率	固定資産 総資産	84.8	97.6	○
流動比率	流動資産 総資産	201.1	270.2	×
総負債比率	総負債 総資産	20.6	14.1	×
基本金比率	基本金 基本金要組入額	100.0	95.4	○

第14章 事務組織

第1節 大学・学部の事務組織

現在、本学の事務組織は事務長の下に5つの課（総務課・経理課・広報課・教務課・学生課）を置き、それらが二つの事務室に分かれて業務を行っている。

第一事務室には事務長以下、総務課及び総務課所管の管財係と後援会事務局、経理課、広報課を配置している。

第二事務室には第二事務室長（兼、教務課長）以下、教務課、学生課、神学研究室担当職員を配置し、また隣接した別室に社会福祉研究室を置いている。社会福祉研究室は、隣接する全学を対象とした就職・進路相談室を管理し、対応窓口を兼務する。それに加えて、事務組織に属する機関として図書館、付属研究所、健康管理室がある。

事務組織の円滑な運営のために、定例の朝礼（毎週始め）・職員会議（月1回）、事務部会（各課の代表者会）、事務部局責任者会議（事務長と課長代理を含む管理職会議）を設けて常時的な連携が図られている。また、事務組織所管の部署であっても、業務遂行上の必要によっては責任者に教員を配置している。

本学は1学部のみ的小規模校であるため、縦割りの組織ではなく、職員同士が所属する組織を越えた連携のもと、教育・研究活動を支援することを目指している。例えば、第二事務室・社会福祉研究室に事務窓口を集中させることにより、単純な事務処理から個別対応が必要な学生相談への対応まで、一括して行うことができる体制を整えている。

第2節 事務組織と教学組織との関係

本学においては、基本的には事務組織と教学組織は独立しており、大学運営に係わる事項については事務組織が担当し、教学に係わる事項については教学組織が担当することとなっている。ただし、大学運営に係わる重要事項については教授会の議題として提案され、承認されたうえで執行されることとなっており、事務組織と教学組織の連携はきわめて円滑におこなわれている。

事務組織と教学組織の連携・協力を円滑にするために、全学的な意志決定機関として位置づけられる教授会には、管理職職員全員が陪席して審議に加わっている。また事務局からの提案事項の説明には担当の管理職が説明し、質疑にも応じるようにするなど事務組織と教学組織双方が連携・協力する体制が確立されている。また職員会議に、最低でも年4回は学長が出席して、教員と職員の相互の意志疎通を図るようにしている。

また日々の大学運営に係わる業務については、本学では各種の委員会を組織し、職員と教員が共同でメンバーとなり業務にあたっている。現在、活動している委員会としては以

下のものが挙げられる。

宗教委員会、教務委員会、教員養成課程委員会、就職・進路相談委員会、学生アドバイザー委員会、奨学金委員会、寮アドバイザー・寮務委員会、広報委員会、入試委員会（出題委員会を含む）、学内再開発委員会、生涯学習委員会、図書館委員会、オリエンテーション・フォーラム委員会、情報システム管理委員会、危機管理委員会、自己点検・評価委員会、セクシュアル・ハラスメント防止等権利擁護委員会、国際関係委員会、将来計画検討委員会、食堂管理委員会、学園祭委員会

現在、全教職員が何らかの委員会に所属し、各々が学校運営の一翼を担っているという自覚を持って業務にあたっており、このことは本学の強みであると考えている。限られた人的資源の中で学校運営が行われているため、複数の委員会メンバーを兼務する教職員も少なくない。人員増加をすることは昨今の財政状況を鑑みると困難だと思われるが、個々の職員の負担を軽減するための新しい組織編成や業務効率化は今後、適宜進めていきたい。

また、大学院の事務組織については特別な体制はつくっておらず、学部の事務組織がそのまま対応している。

第3節 事務組織の今後の課題

2005年度中に新しい校舎が完成する予定であり、また、学部に臨床心理学科、大学院に臨床心理学専攻が新設されることから、事務組織のあり方も大きな影響を受けると思われる。現在のところ、教務課、学生課、三学科合同研究室、学生相談室が新しい校舎の同じフロアで執務を行う予定である。主として学生サービスの窓口業務を伴う部署を新しい校舎に移してサービスの向上に努めたいと考えている。

これまで以上に、第一事務室や図書館との連携・協力を意識して事務を執行する必要があると思われ、新しい場所で円滑に業務を遂行するための具体的な諸課題について検討を重ねているところである。

第 15 章 自己点検・評価

第 1 節 大学・学部の自己点検・評価

(1) 自己点検・評価

本学における自己点検・評価に対する取組は、1993 年の「自己評価委員会」の設置に始まる。委員会において具体的な自己評価の方法・内容について検討し、学生への授業評価アンケートの実施や、教員同士による授業の相互評価を実施したりしてきた。当時は、授業に係わる自己点検のみで、その他の教学に係わる項目や大学運営に係わる項目についてはほとんど自己点検は行なわれていなかった。

その後、2000 年 7 月に、自己点検・評価の結果を本学の将来計画に連動させて活用することを目的として「将来計画委員会」と統合し、「将来計画・自己評価委員会」と名称を改め、全学的な組織として認知を得て委員会を再出発させた。委員は学長をはじめとして、各部署から選出された教職員によって構成され、その審議や活動の状況は教授会や職員会議で報告されてきた。

全学的な具体的な取組としては、学内の各部署において各々の所管業務について自己点検・評価を実施するとともに、学生アンケートを実施し、その結果を共有するために教職員合同研修会を毎年実施してきた。これには在京の理事・評議員、また大学・神学校の後援会の方々にも参加していただき、グループ討議を取り入れて、率直な意見交換を行った。これまで検討されてきた項目としては、カリキュラムの構成や教育成果、公開講座、入試の改善と広報活動、就職・進路相談のあり方、学生の安全・福利厚生、窓口業務と学生サービス等がある。

ここでの率直な意見交換によって、本学の直面する諸課題を教職員はもちろん、理事・評議員・後援会員全体で共有し、学部学科の改組や大学院開設等へ向けた機運が高まることとなり、本学の諸改革に重要な役割を果たすこととなった。また、毎年 6 月に非常勤講師懇談会を開催しており、ここでも非常勤講師の立場から見た本学のあり方について率直な意見を数多く出している。2005 年度から本学は新たに学部臨床心理学科を、また大学院に臨床心理学専攻修士課程を設置しスタートを切ることとなるが、ここまでに発展することができた大きな要因の一つは、上述の自己点検・評価についての議論の成果であると考えられる。こうした取組を報告書にまとめ、2002 年度には本学のホームページに公開し、希望者には文書でも配布した。

今回の自己点検・評価の実施にあたっては、従来の長期間にわたる本学の取組が活かされており、将来計画・自己評価委員会が中心となって推進され、全学的に取組むことができた。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

自己点検・評価は、一度行えばそれで終了するというものではなく、そこから抽出された課題・フィードバックに対して、どのように対応し改善していくかが重要である。本学においては、自己点検・評価結果については、将来計画・自己評価委員会に情報が集中する仕組みになっており、委員会の役割が十分果たせ、さらにこれを確固たる活動に定着させるべく、教職員が力を合わせて努力している。

学生アンケートについてはこの委員会で分析結果が審議され、特に授業評価結果については個々の教員にフィードバックを行い、問題があると思われるケースについては改善を促すよう心掛けている。自己点検・評価に基づく改善システムは、本学において有効に作用していると思われるが、今後も自己点検・評価委員会を中心に、同窓会・学生自治会や学院組織とも連携しつつ自己点検・評価のサイクルをスパイラルアップしていく予定である。

(3) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

本学においては、文部科学省からの指摘事項があった場合には、まず自己点検・評価委員会で受け止め、これを全学教授会に報告し、他のすべての事項と同様に、全学教授会で審議され、対応が議決される。これは教学に係わる事項はもちろんのこと、大学運営全般に係わる事項についても同様である。(ただし、これまでにこの様な指摘や勧告を受けたことはない。)

大学基準協会からの勧告等があった場合も、まず自己点検・評価委員会が対応し、全学教授会で審議することになる。自己点検・評価は今後も継続して行い、常に改善を続けていくべきものであるため、この委員会は継続して活動を続ける必要があると考えている。自己点検・評価委員会による迅速な対応と、教授会への報告、審議を速やかに行うというこれまでの慣例を大切に、遺漏ない取り組みを続けるべきであると考えている。

第2節 大学院の自己点検・評価

本学の大学院は2001年度に開設してまだ4年目である。従って、大学院そのものの運営については試行錯誤の段階にあるが、幸い過去に他の大学で社会福祉学専攻博士前期課程、後期課程の創設・運営に深く関与した経験のある教員が本学の大学院の創設並びにその後の運営について全面的に責任をおっているため、これまでは何の問題もなく推移してきた。しかし今後は、あらたに全日制の臨床心理学専攻修士課程を設けたこともあり、問題が発生する可能性は当然考えられる。その様な場合には、その都度、大学院教授会で審議し、決定した事項については即座に対応していくこととする。

既述のように大学院においては、開設初年度から各学期末に院生と教職員による懇談会を開催し、院生の率直な要望等を聞くこととしている。グループ討議の手法を取り入れて

意見交換をし、対応するべきと思われる事項については速やかに要望に応えることとしている。図書館の利用に関すること、インターネット利用に関すること、自習室や休憩室のこと、ロッカーのこと、事務室の対応のこと等々具体的な要望のほとんど全てに即対応することを旨としてきており、現状を改善するシステムとして有効に機能している。少人数の大学院であることのメリットを最大限に生かして、これからもこの手法によって要望等に応じていくことを基本としていく。

第 16 章 情報公開・説明責任・情報セキュリティ

第 1 節 情報公開と説明責任

(1) 財政公開

大学の質を測る要素としては、教育・研究内容の充実や就職実績などが挙げられるが、それらと同様に大学の経営が健全に行われていることを示す財政状況を公開することは極めて重要である。本学の財政公開状況は、本学内部に対しては教授会及び職員会で決算及び財務概要を説明しており、求めがあればただちに計算書類、証憑書類などを開示している。一方、外部へは毎年 6 月に発行される「学報」に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表をそれぞれ大科目ベースで記載している。この「学報」は在学生保護者、卒業生及び本学後援者に広く配布されている。なお、外部からの要求に対しても、それが正当なものであれば、教授会、職員等への公開と同様の措置を講ずることとしているが、これまでのところそのような公開要求が出されたことはない。

現在のところ、ホームページ上で財政公開は行われておらず、受験生や社会に対する情報公開という点では大きく不足していると認識している。現在のところ、経費の問題等があるためホームページの容量が足りず、また大学後援者の方にボランティア同様の謝金で作成を依頼している等の事情もあり、財政公開に限らず、その他重要な情報のホームページ上での公開が遅れているが、本学のホームページの問題点については、以前からも改善を急ぐべきであるとの意見が学内でも出されており、全学教授会でも早急に対策を講ずることが決定している。

(2) 自己点検・評価の公開

第 14 章、第 1 節で述べたように、本学の自己点検・評価活動の結果をまとめた報告書は、2002 年度に「自己評価報告書」としてまとめ、本学のホームページで公開し、また希望者には文書で配布した。

今回の自己点検・評価の報告書についても、ホームページに掲載するのはもちろん、全文を希望者に配布するほか、図書館等に常置するなどの方法により、希望する人が簡単に見ることができるような体勢を整える予定である。こうした方策により、内外への自己点検・評価結果の公開は適切に行われるものと考えている。

(3) 入学試験の成績の本人開示

第 5 章において説明した通り、本学では入学試験の成績の本人開示はまだ実施していない。これは、本学が重視している面接試験の成績の数量化が困難なためである。今後でき

るだけ速やかに研究を進め、本人から開示の請求があった場合には応ずることのできる態勢を整える予定である。

第2節 情報セキュリティ

効果的な情報セキュリティ対策のもとで、情報資産を保護・管理し、また社会的に責任ある運用と利用を図ることは、これからの健全な学校法人運営に不可欠な要素である。本学では、学長直轄の危機管理委員会と情報システム管理委員会が中心となって、全教職員ならびに全学生を対象とした情報セキュリティの体制作りが実施されており、個人情報保護方針の公開、関連規定と実施マニュアルの作成、全教職員を対象とした研修会の実施等により、意識の共有化を図っている。

(1) 個人情報保護管理

危機管理委員会では、2005年4月に個人情報保護法が完全施行されるにあたり、学生等の個人情報を保護し、また請求があった際の開示基準等の策定を進めている。

具体的には、まず、個人情報保護声明書ならびに個人情報保護方針を起案し、学内の意識の共有化を図ると共に、職員組織ならびに教員に対して、「保有情報調査（調査項目：情報の種類・内容、機密度、保存媒体、保管場所）」を実施して、本学で保有し利用している情報資産の内容と管理状況を把握した。これらをもとに各部局の協力のもとで、本学の事務体制、業務内容、教育方針等を勘案した上で、個人情報保護規程（個人情報保護監査規程を含む）ならびに個人情報保護実施マニュアル（個人情報保護監査実施マニュアルを含む）を策定することにした。

2004年度末の全教職員研修会では、1)個人情報保護法沿った個人情報保護体制の確立と、2)情報ネットワークの責任ある運用と利用について、実施マニュアルをもとに研修会を実施し、意識の共有化と個人情報保護の実務の確認が行われる予定である。研修後、個人情報保護声明書ならびに個人情報保護方針は、本学ホームページにて公開される。

(2) 情報ネットワーク運営の推移と現状

本学の情報ネットワークの運営は、1993年2月のコンピューター化委員会の設置にはじまる。教務課と図書館の業務機械化計画にともない学内LAN（Local Area Network）が構築されることになり、全学的なネットワーク運用管理の体制が必要と判断されたのである。同委員会は、教員2名と各部局を代表した職員4名で構成され、将来計画の立案と予算の一元管理、ネットワークシステムの構築と維持管理、コンピューターの知識や技術の普及活動等を担うことになった。

1999年度には、文部科学省の補助を受けた教育装置「ルーテルLANシステム」ならびに教育設備「インターネットパソコン装置」が導入され、以下のような改善が図られた。（なお、この計画に先立ち、コンピューター化委員会は、情報システム管理委員会と名称変更

した。)

- 1) 学内全域からインターネットへのアクセス
- 2) 通信スピードの向上 (100Mbps)
- 3) インターネット接続通信費の低減
- 4) インターネット運営の簡便化 (DNS サーバ、Web サーバ、メールサーバの学内管理)
- 5) セキュリティシステム確立 (ファイアー・ウォール装置、学内LANのネットワークゾーンを教職員用と学生用の2系統化、施錠可能なサーバ室とハブ収納庫)
- 6) システムの安定性強化 (自動バックアップないし自動復旧システム機能付サーバ)
- 7) 教育的設備の充実 (コンピューター室増設、パソコン最新化、液晶プロジェクタと大型スクリーンの設置)

上記のシステムならびに装置の導入により、ホームページや電子メールを使った教育サービスが容易にできる環境が整った。同時に、教職員もコンピューター1人1台体制となり、デジタルデータの有効性やインターネット通信網を生かした業務や研究が可能になった。一方で、外部からの学内サーバへの不正アタック対策の維持管理、ウイルス対策ソフトの一括管理、通信環境維持のためのOS管理、データバックアップ対策、盗難防止、情報システム管理専従者の不在などの問題点が出てきた。

責任ある情報ネットワークの運用を実行するために、現状では、以下のような対策を講じている。

- 1) DNS サーバ、Web サーバ、メールサーバの管理を外部業者に委託し、学内からインターネット関連サーバをなくした。電子メールについては、全教職員のアドレスに対してメールサーバ側でウイルスチェックを実施している。学内管理は、学生教育用のイントラネットサーバだけにした。
- 2) 学内LANは、教職員ゾーン (事務室、教員研究室) と学生ゾーン (教室、コンピューター室、図書閲覧室) に物理的に分けられており、学生の教職員ゾーンへのアクセスはできないようにしてある。
- 3) 職員業務用のパソコンは、機械警備の備わった事務室内にすべてのマシンが設置されている。さらに、OS起動時のパスワード管理、機密性の高い業務ソフトは登録ユーザのみのアクセス制限、一般事務ソフトでは文書閲覧時のパスワード管理とMOによる保管管理を併用している。

2004年度になって、情報システム管理委員会は、個人情報保護法の実施に備えてデジタルデータ化された情報資産の管理・運用について検討を重ね、情報ネットワークの新たな運営体制の構築と運用/利用ポリシーならびに、運用/利用規定の策定を実施した。運営体制は、全学統括責任者 (学長)、全学技術責任者 (情報システム管理委員会委員長)、各部局統括責任者 (室長、学科長)、各部局運用責任者 (情報システム管理委員会教職員) によって情報システム管理委員会を構成し、情報システム運用の諸規定に則って実施されるものとした。

諸規定ならびに実施マニュアル策定にあたっては、職員組織ならびに教員に対して、「利用マシン調査（型式、OS、事務用ソフトの種類、ウイルス対策ソフトの種類、データバックアップ方法、セキュリティ対策等）」を実施し、ネットワークへの接続状況と一般デジタル文書の保管状況を把握した。これらをもとに情報システム管理規定とネットワーク運用規程ならびに各種実施マニュアル（内容：ハードウェア管理、ソフトウェア管理、アクセス管理、電子メール管理、バックアップ管理、保管媒体管理、ネットワーク運用、ネットワーク利用）を策定した。

年度末の全教職員研修会において、個人情報保護に関する研修と合わせ、情報ネットワークの責任ある運用と利用に関する研修を実施する予定である。学生向けには、オリエンテーション時に、ネットワーク利用規定とネットワーク利用マニュアル（学生用）を配布する。なお、PマークやISMS認証の取得については、今後の課題となっている。

法人としての責務を果たしていかなければならないと考えられる。

終 章

既述のように、ルーテル学院大学の前身は、1909年に熊本市に開設された路帖神学校である。その後、九州学院神学部専門学校、日本ルーテル神学専門学校を経て、1964年に日本ルーテル神学大学神学部神学科が開設され、1969年には現所在地に移転し、今日に至っている。この間、本大学は、社会的要請に応え、大学に社会福祉学科を、大学院に社会福祉学研究科を開設し、さらに2005年4月より、総合人間学部キリスト教学科、社会福祉学科、臨床心理学科、大学院総合人間学研究科社会福祉学専攻と臨床心理学専攻に再編する。

本大学は、今まで、多くの牧師、キリスト教主義学校における教師、社会福祉現場や医療現場等における専門的従事者を送りだしてきた。本学生の現場志向は強く、卒業生が第一線の現場で貢献をしており、卒業生の活躍によって大学の現在は支えられているといえる。今回の自己点検・評価の取り組みを通して、本学がさらに取り組まねばならないことが数多く明確になった。それらの取り組みは一朝一夕にできるものではないが、早急にまた一つ一つ着実に取り組んでいきたいと考えている。

この章では、本学がこれからさらに推進すべき課題について、以下に述べる7つのCの意義として明確にしていきたい。

1. キリスト教主義教育の推進(Christianity)

本大学のミッションは明らかである。本大学は、一貫して「一人ひとりを大切にする教育」を通じて、「キリストの心を心として神と世に仕える」人材を育成してきた。キリスト教主義の原則は、1人の存在をも見逃さない愛の実践にあり、苦しむ人間の姿に駆け寄り、寄り添い、その痛みを取り去ろうとされたキリストの姿に体現される。財産を失うことは生活の危機、名誉を失うことは心の危機、しかし希望を失うことは存在の危機である。今日の社会において、多くの人々が、その3つの危機に直面している。生活を支える社会福祉学科、心を支える臨床心理学科、そしてもっとも根源にあるその人の痛みと存在の重みを理解するキリスト教学科が協働して、人間そのものに真向かっていきたい。

2. 学生個々人の能力を活かし、教職員自身も能力の開発と向上に努める (Capacity building)

今回の自己評価を通して、人材教育の大切さを再認識した。学生の多様な要望や個々の学習レベルと、学校が目指す達成値や期待値とのずれがある場合には、個別指導とともに、教材、教育方法、シラバス、評価方法を含む教育全般に関する検討が不可欠である。教職員それぞれの能力は、他大学に比較して充実していると自負しているし、実際に学会や牧会、社会福祉現場等からの評価も高い。今後、学生のニーズと社会から求められている人材を鋭意検討し、本学のさらなる教育力の向上に努力したい。

3. 連帯と協働(Collaboration)

本学の強みは、現場の第一線で働いている優秀な卒業生。全国各地にある教会、諸学校、社会福祉関係団体、幼保、そして後援いただいている人々。また世界に広がる関係団体等々。さらに内部における教職員の連携である。

少人数教育を堅持する本学の財政力は決して大きくない。したがって、各関係者、関係機関という経営資源を活用すること。つまり互いの役割を認め、協働、連帯していくことによって、より本学の教育力を高め、かつ経営基盤を安定させていくことが求められている。その具体的な取り組みは、以下の通りである。

- ア. 諸学校との一部カリキュラムの互換性
- イ. 社会福祉現場等における管理者等への教育
- ウ. 教職員の相互交流と情報交換
- エ. 卒業生への継続教育
- オ. 各機関の場を活用した、広報活動およびプログラムの実施
- カ. 諸外国における研修の実施

4. 共感 (Compassion)

社会には、そして世界には、様々な争いがあり、かつ貧困、飢餓、排除、差別等の問題が山積している。人間としての誇り、自己実現の思い、成長への期待があり、その歩みに寄りそうことが本学の使命である。そして人間理解の視点から、存在と価値、多様性と価値の一致をめざすためには、神学、社会福祉学、臨床心理学にとどまらず、人間に関わる諸科学と連携した学際的な取り組みが必要とされる。本学では、学生の「人間理解」を深めるために、礼拝におけるメッセージ、各種の企画を用意しているとともに、フレッシュマンゼミや卒業演習、実習等を通して、自己学習を積み重ねながら学生自身の理解を深める場を提供している。また各授業を通して、教員は、命の大切さ、人間の尊厳等を伝えるように努力している。この2年間、学内に教員による自主的な学習会をもち、先駆者の思想や実践を検証し、各専門分野を越えて、神学と社会福祉学の対話を進めてきたが、今後、その研究の成果をどのように大学・大学院全体のコンセンサスとするかが、課題とされている。

5. 勉学・研究環境の整備 (Circumstances)

学生が本学で勉強し、かつ充実した学生生活を過ごすことができるように教室、図書館、自主的活動の場、憩い集う場というハード面における整備が不可欠である。本学では、新校舎の建築を行い、教室等の教育面での設備の充実と、ラウンジ等の福利厚生施設の整備を進める。他方、教職員は、学生が直面する問題に対する相談を行い、学生アドバイザーによるオフィスアワーが開設され、さらにカウンセリング機関が相談に応じている。

今後、専門的相談者を配置し、学生のプライバシーと選択を大切にしながらも、学生が

相談できる様々な機会・場所を整備したい。

6. 大学・大学院の運営を振り返る (Check and Evaluation)

今日、大学・大学院が求められている組織運営は、急激に変化した。大学・大学院内でしか通用しない組織運営の常識は非常識とされるといっても過言ではない。組織や財務に関する情報の公開による透明性の確保、個人情報保護、第三者評価、大学の説明責任の明確化、地域・社会への貢献等々の要請に対し、本大学は以下のように積極的に取り組みたい。

- ア. 受験生の動向と教育プログラムの再編、広報戦略の明確化
- イ. 学内の設備・建物の再点検と土地利用・建築計画
- ウ. 第三者評価の導入
- エ. 教職員の福利厚生および研究支援
- オ. ルター研究所、人間成長とカウンセリング研究所、社会福祉研究室の機能の充実
- カ. 理事・評議員会による担当制の実施
- キ. 情報管理システムの徹底
- ク. 危機管理システムの強化

7. 学生の満足度を高める (Customer Satisfaction)

言うまでもなく、大学・大学院教育は、学生と教職員が協働して創り上げていくものである。したがって、今までのように互いの意志疎通を良くし、学生自身の意向調査と、授業等に関する満足度調査を定期的実施し、現状の課題を共有化し、改革のテーマとして積極的に取り組みたい。

